

ど我勇猛の士は彈雨を冒して遂に敵前約百米突の地點に肉迫せしに敵火は愈々加はりて又突進する能はず、長沼中隊長以下五十名の死傷者を出したり、是に依て安彦中尉は中隊を指揮して敵の背後に進出せんとしけれども容易に行進する能はず、時に上等兵佐野梅之丞は奮然として敵前に進み、散兵壕内に爆薬を投ぜり、敵は爆聲に駭きて狼狽し始めたるを以て、中尉は部下の士を麾きて壕内に蔭隠し、白兵戦を開始して幾多の敵を僥し、折柄來援せる矢吹中隊と協力して奮闘し、午前八時遂に王富嶺を占領したり。

是時に當りて小原第十五旅團は楊大人山の敵を驅逐し、次で西孤嶺の敵を撃攘して輒く之れを占領し、主力は石橋第三旅團に加はらんとせり、然れども此方面の地勢は一帶に岨峰峻嶮を極め、且つ清河城陥落してより敵は益々我右翼に兵力を増加し、防禦工事を構築して嚴重に警戒せるを以て容易に石橋旅團と合する能はず、徒に小堡附近の敵と交戦せり、而して又秋山騎兵隊も僅かに川村鴨綠江軍と聯繫せるのみにて戦況進捗せず、二十八日各隊は漸くにして幾多前面の敵を撃攘して前進し、三月一日西島第二師團は高臺嶺の本防禦を攻撃せんとし、石橋第三旅團をして正面より、小原第十五旅團をして西孤嶺より高臺嶺の東北方面を攻撃せしめ、尙秋山及び相浦兩騎兵隊をして右側を掩護せしむ、然れども小原、秋山兩隊は頑強なる前面の敵に支へられて突進する能はず、是に於てか石橋第三旅團は此日拂曉より運動を起し、紅土嶺の南方高地に陣地を布き、敵の本防禦陣地に向ひて砲撃を開始せり、而して敵陣地の前面には三個の半永久的鎖堡を設くるを以て、先づ田中工兵中隊をして之を破壊せしめ、其成功を待ちて奮撃突進し、頑強なる敵の抵抗を排して、午前九時三十分遂に第一堡壘を占領し、

王富嶺を占領す

石橋第三旅團高臺嶺の陣地を占領す

次で第二、第三線に肉迫して正午頃全く之を占領したり、然れども東部の地勢は之を西部に比すれば更に峻嶮にして而も斷崖絶壁は重疊して恰も城堤の如く彎曲し、手の掛くべきなく足の踏むべきものなし、敵は此天險を利用して幾多の堅牢なる防禦工事を施し、嚴重に守備警戒せり、我兵は西部奪取の勢に乗じて突進しけれども、敵は頑として動搖するの色を顯はさず、益々砲火を集注して防戦し、爲めに我兵の敵陣に觸れて墜落するもの圓石を轉ずるが如し、而も石橋旅團は毫も屈せず奮闘猛撃し、愈々前進するは隨ひ敵火は益々猛勢を加へて亦進み難し、折柄暮色漸く濃厚を加へしを以て彼我共に鐵火を中止し、翌二日黎明我兵は再び攻撃を開始し、萬難を排し苦戦の血痕を峻嶮に留めて躍進奮闘し、遂に右方の角面堡を占領し、續て午後六時中央にありし角面堡を奪取したりしが、敵は益々猛烈に砲火を注ぎ我兵殆ど全滅に歸し、僅に殘存せるものを以て二箇の角面堡を持続し、翌三日更に敵堡壘に突撃肉薄しけれども、毎に全滅して功を奏する能はず、是に於てか西島中將は一時攻撃中止を命じて他方面の戦況進捗を待てり。

而して小堡附近の敵と相對峙せる小原少將の第十旅團は、鴨綠江軍に増援して馬群丹攻撃の命を受け、五日東孤嶺の敵を撃攘して之れを奪取し、次で北大嶺東南高地を占領し、六日頭道勾附近の敵と戦ひ敗敵を追撃して遂に小堡東北方高地の敵前に進出し、挑戰多時に涉りて勝敗決せず、翌七日漸く之を撃退し更に進んで後方高地の敵を攻撃しけれども容易に退却するの色なかりしかば、夜陰を待ち強襲を行ひて之を撃破せり。



## 第六節 鴨綠江軍の猛進

戦況の進捗と共に我は更に鴨綠江軍なるものを編成し、陸軍大將川村景明をして之を統率せしめ滿洲軍の最右翼とせり、是に於て軍は前面の敵たる、レンカン中將の後貝加爾哥薩克騎兵師團を撃攘すべく、二月十九日より運動を開始したり、是に於てか陸軍中將坂井重季の後備第一師團を右翼とし、葦子峪より哈叭嶺に互る線の敵に向はしめ、同蛟島重雄の率ゆる第十一師團を左翼とし、太子河左岸の敵に向はしめたり。

是に於て坂井後備第一師團は二月十九日城廠に集合し、陸軍大佐草場彦輔の引率せる後備歩兵第六旅團を下夾河附近の敵に、少將比志島義輝の率ゆる後備歩兵第九旅團を哈叭嶺の敵に向はしむ、恊て部署愈々定まりしを以て城廠を發し、草場大佐は比志島少將と共に目標の敵を撃退して之れを占領せり、然るに此夜敵は三千餘の兵力を以て下夾河附近より哈叭嶺の線に互りて激烈に逆襲し來たりしかば、我兵直に邀へ撃て之れを退け、翌二十日黎明草場旅團は榛子嶺の敵を、比志島旅團は其西方の線を攻撃して之を破れり、左れど敵は遠く退却せずして尙ほ柳灣河南方高地に據り頑強に抵抗せしかば、二十一日我兵更に猛撃して之を撃退し、二十二日午後四時草場大佐は金斗峪に、比志島少將は傅家樓子に前進し、翌二十三日左翼隊たる蛟島第十一師團と戮力して、小甸子の南方高地及び東方の敵を攻撃せり、而して敵は幾多の堅牢なる防禦工事を施し、猛烈なる砲火を注ぎ來りしを以て輒く之を奪取する能はず、翌未明より再び激烈なる砲撃を開始し、一個中隊をして鉢卷山の南側に肉迫せしめ、且

つ又第十一師團よりも二個中隊を派して先發隊を掩護せしめ、戮力して突進し遂に午後零時十分之れを占領し、敗敵を追撃して全滅に歸せしむ、此日敵の遺棄したる死屍は百四十餘にして、尙ほ機關砲三門、小銃百六十五挺、砲彈二百五十、銃彈約十萬發は我軍の鹵獲する所となれり。

而して又蛟島中將は少將山中信儀の第十旅團及び少將前田隆禮の第二旅團を率ゐて、二月二十日城廠を發し、太子河の左岸にある敵を撃退し、續て泡子峪附近に進出して、清河城附近の敵を攻撃すべく準備を整へ、二十三日太子河を渡りて敵陣地に突進せり、敵はレンカン中將の麾下に屬せるエック中將の第七十一師團、及びレンカン後貝加爾哥薩克騎兵師團に加ふる重輕砲、機關砲凡そ三十餘門を以てし猛烈なる射撃を爲し、我兵爲めに容易に前進する能はず、依て師團の一部は夜陰に乗じ之を襲撃したるも、遂に何等の成功を見ざりしかば、翌二十四日右翼隊たる坂井後備第一師團と協力して、午後零時十分漸く之を撃退し完全に敵陣地を占領せり。

二十五日後備第一師團は馬圈子及び灣柳河の附近に、第十一師團は大嶺溝の敵を攻撃せんとして準備を爲し、翌二十六日愈々大嶺に向ひて攻撃を開始せり、折柄降雪紛紛として積むこと尺餘に及び、寒風厲を刺して行軍の困難なるに加へ、敵は丘上より瞰射し我兵死傷するもの頗る多し、茲に於てか蛟島中將は夜襲を決行せしも功を奏する能はざりしかば、翌拂曉一部隊をして紫草嶺、八盤嶺の間より進撃し、坂井中將は四道河子附近の敵を撃攘して漸次大嶺の左側に迫れり、折柄黒木軍の右翼たる西島第二師團は二十六日を以て王富嶺に互る線を占領して今や大嶺に其銳鋒を向けむとするに至り、敵は大に駭き激烈なる虚勢砲撃を爲したる後、五百牛象北方の救兵臺に退却せり、我蛟島中將早くも



敵能く防戦す  
我軍大旗を占領す  
第二軍の援

を看破之し、直に追撃して敵の左翼たりし三龍峠の兵站部を占領し、更に進て其正面より、阪井中將は東側方より攻撃したり、而して敵は頑強に抵抗して我戦局容易に進捗せざりしも、阪井中將は奮戦して午後三時頃乾河子北方の敵陣地を占領し、鮫島中將は摺鉢山(五百牛象)の北方高地の一端を占領し、翌二十八日に至り第十一師團は猛烈なる敵の防禦を侵して猛進し、銃剣突撃して遂に漸く之を占領し後備第一師團は進て地塔附近の敵を攻撃せり、三月四日第一軍の右翼たる西島第二師團の小原隊は鴨綠江軍援護の爲め、楊大人屯を發し五日井口嶺を占領し、七日馬群丹方面の敵を攻撃し莫大の損害を與へたり、是に於て各隊亦猛烈に突撃して戦局稍や進捗するに至れり。

### 第六章 奉天總攻撃

#### 第一節 左翼軍の奮戦

軍の最左翼たる乃木軍は八日午前彼の堅牢なる李官堡を占領せしより全軍は大に活躍し、軍命令と共に猛然前面の敵を攻撃して、遂に小集屯より八家子を経て、三臺子附近に至る一線の敵防備を粉碎して突進し、太平庄より北陵を経て柳條屯に至る敵防備線の前面に達したり、されど此線に於ける敵の頑強なること實に異常なるものにして、容易に之を陥るゝ能はず、依て斷然夜襲を決行せんとし、姑く戰團形を以て駐まれり、今各隊の運動に就て記さんには、是より先飯田中將の第一師團は馬場少將の引率せる部隊を前衛となして三臺子を、中村少將の引率せる部隊を左側衛としてウングンツンを攻撃せしめ、以て奉天鐵嶺間の鐵道を破壊せしめんと策畫し、此日黎明兩部隊は突進したり、而して馬

馬場聯隊三臺子を攻撃す

馬場聯隊の夜襲

戸枝大佐戦死す

場旅團は戸枝聯隊を前衛とし、且野戦砲兵隊及び機關砲兵隊を引率し、騎兵小隊を先頭として三臺子に接近せり、敵は我兵の進撃するに隨ひ圍壁の銃眼若くは地物等に隠れて熾に銃砲火を集注せり、然れども我之に應射せず、雨注霰飛せる彈丸の下を潜りて敵前約一千米突の地點に達せり、此時に當り我砲兵隊濃霧の爲めに妨げられて歩兵の活動を援護する能はず、徒らに敵の好目標となるのみなりしが、我偵察する所に依れば、右翼友軍前面の敵は我が連日連夜の攻撃に堪へずして、七日夜半頃より退却を始めたるが如し、依て第一師團は此機を逸せず速かに楊條屯附近の鐵道線路に進出せんが爲めに、前衛部隊をして速かに三臺子の敵を驅逐せしめんとせり、然れども敵の砲火は益々猛烈にして進むべからず。

是に於て馬場旅團は夜襲を行はんとし、午後十二時隊を二分し其右翼隊は勝田少佐之を率ゐて三臺子北端の中央を、左翼隊は吉野少佐之を率ゐて三臺子東北端を衝くべく、而して戸枝大佐は是等の兩隊を率ゐて靜謐に敵陣地に肉薄したり、敵は既に之を豫想したりしが如く、我突撃隊の接近するを認めて猛烈なる突撃を加ふ、我兵毫も屈せず突進して遂に三臺子の一角を占領し、次で村内に蕩亂し爆弾を投じて幾多の敵を斃し、拂曉に及びて既に其大半を占領せり、然れども敵は尙ほ頑として抵抗し、未だ全部を占領する能はず、遂に翌九日に至り我兵は再び猛烈なる砲撃を開始せり、敵亦た昨夜に劣らざる勢を以て對抗し、爲めに戸枝大佐は戦死し、勝田少佐之に代れり、此時に當り馬場少將は戦況の進捗せざるを憤り機關砲隊及び歩、工兵を増加し、村落の西南方を砲撃せしめ、工兵をして圍壁を破壊せしむ、折柄大迫中將の第七師團は四臺子方面の敵を撃攘して今や三臺子方面に來らんとせるに



我軍三臺子  
を占領す

我兵ウツンガ  
北を占領す

會せしかば、馬場少將は第七師團の左翼隊と戮力して攻撃し、更に工兵をして家屋を破壊せしめ、茲に漸く戦局の進捗を見るを得たり、されど敵尙村落の西南部に據り猛烈なる抵抗を敢てして退かず、夜に入りて却て逆襲し來り、我は占領地點を死守して一步たも退かず、翌十日に至り激烈なる攻撃を加へ苦戦多時に涉り、午後二時四十分遂に敵を鐵道線路方面に擊退して之を占領せり。

而して又中村少將の歩兵第三旅團は第一師團の左翼隊として七日拂曉ウツンガンツン攻撃の命令を受け、直ちに部署を定めて午前八時三十分運動を開始せり、時に敵は同村落の西北端約六百米突の敵陣地より激烈なる砲火を注ぎ來り、我前線は倏ち多大の損害を蒙りて前進する能はず、依て我砲兵隊はウツンガンツンの東南方に放列を布き猛烈に敵陣地を砲撃せしかば、前衛は之に勢を得て志氣漸く昂り、渡邊隊の一部を第一線と爲し、殘餘の隊を豫備とし午前十時敵陣地に肉薄突進せり、敵は疎林を楯として依然猛烈なる砲撃を爲せりと雖も、我兵毫も屈する所なく、正午遂に全くウツンガンツン西北端の敵陣地を占領し、敗敵を追撃して散兵線内に壓迫せしに、敵は懼れ踏止まりて猛烈に抵抗し我兵死傷續出し、兵力大に減耗せしを以て豫備隊及び機關砲隊を第一線に増援せり、然れども敵尙は頑として動かざりしかば、牛島渡邊の兩隊は相協力して奮然敵圍廓に吶喊し、翌九日午前二時牛島隊はウツンガンツン西北側より、渡邊隊は工兵爆藥隊と共に同村落の北方より密かに鐵道線路に接近し、之を破壊しつゝ前進し、遂に野砲隊の増遣を得て益々勢を得、驀然として突進しけり、此時暗雲空に驟き疾風砂塵を卷きて天地を包み咫尺を辨する能はず、爲に突撃を停止し機を熟するを待てり、而して馬場旅團は今や方に三臺子の敵に對し、中村旅團はウツンガンツン攻撃隊中の牛島隊を馬場隊に援助せしめ、隱

我軍愈々苦  
戦に陥れり

我軍辛ふじ  
て敵の追撃  
を防ぐ

ウツンガンツ  
ンを占領す

第九師團の  
前進攻撃

岐枝隊之に代りて中村隊の左翼に合し、約三百米突の敵前に突進し、渡邊、牛島兩隊の一部は猛烈なる砲火を灑ぎ漸く占領地點を保守せり、敵は多大の兵力を以て田義屯方面より接近し來り我軍を全滅せしめんとせり、是に於て中村少將は僅少の兵士と共に全滅を期し、旋風塵芥を擧げて咫尺を辨せざる間を突進せり、時の移るに従ひ敵火は益々盛にして、刻一刻我兵力は減耗し遂に敵する能はずして田義屯に退却せり、敵は暗迷に乗じ砲火を恣まゝにして進撃し來たり將に縦隊幹部をも殲滅せむとせしかば、我軍奮然として退却を停止し、機關砲及野砲を併發して防戦し、敵の僞るゝこと恰も將莖を倒すが如く、倏ちにして死屍の山を築けり、頑強なりし敵も此勢に辟易して遂に退却するに至る、依て翌十日黎明我軍は勢に乗じ敵を擊退して前日の恥辱を雪がんとし、將校斥候をして偵察せしめしに、ウツンガンツン附近の敵は退却の色を顯し、既に其一部は北方に退却せるが如きものありしかば、牛島隊を第一線に、渡邊隊を第二線に備へ、猛烈なる急追撃を爲し遂に敗敵を東北方に擊退して午後五時完全にウツンガンツン村落を占領せり、此戦鬪に於て敵の遺棄したる屍體は二千以上にして捕虜三十名、其他小銃彈藥等鹵獲品尠からず。

軍の中央隊たる大島第九師團は、七日造花屯を占領し、八日早朝より八家子附近の敵を擊攘すべく運動を開始し、一戸第六旅團は八家子を目標として前進し、北川中佐をして敵前約五百米突の地點に陣地を擇びて放列を布かしめ、猛烈なる砲撃を行ひ、佐藤、粥川の二隊は猛進突撃して幾多の苦戦惡鬪を経、漸く八家子に闖入して之れを占領せしに、敵は倏にして約一個師團の兵力を以て驀然逆襲し來たり、七百米突餘の地點に肉薄せり、我兵は直に砲門を開きて之を邀撃し、更に進んで銃剣突撃し、



敵陣地を縦横に馳突して敵を撃破し大勝を得たり、九日乃木軍は戦局の進捗と共に更に軍の編成を變更せり、即ち大島第九師團は飯田第一師團の左翼となりて道義屯に至り、次で前衛は廓三屯方面の敵を撃攘し、左側枝隊は小新屯を占領せり、然れども敵は僅かに三百米突餘を退却し、夜に入りて約三大隊の兵力を以て逆襲し來たり我軍は多大の損害を蒙りたり、翌十日午前十時東場上の敵を破りて遂に之を占領し、次で一戸枝隊は前衛となりて歪樹子を奪取し、更に進で敗敵を砲撃せしに、敵は白旗を樹て、降服するもの續々たり。

而して大迫中將の第七師團は七日松居大佐の後備歩兵第十五旅團を増援し、北陵附近の敵陣地に猪突しけれども、敵は頑として抵抗し遂に目的を達する能はず、翌八日軍命令に依り後金家窩子に向ひて前進せんとし、主力は新民應街道の北方より轉灣橋を経て後小集屯に互る敵陣地を攻撃し、松居後備第十五旅團は新民應街道の南方より大小方士屯に互る敵陣地に向ひて蔘進せり、時に旋風砂礫を捲て狂ひ、猛雨地を貫き寒氣凜烈として四肢感を失ふ、松居隊は是に屈せず前進して轉灣橋に肉薄するや、八家子方面の敵砲隊は熾に砲火を送り我兵多大の損害を被り、方に全滅せられむとす、此に於て松居大佐は長劍の鞘を拂ひ疾呼して曰く、汝等退きて醜を死後に遺すこと勿れ、尙我命に反せんか唯一刀あるのみと、言了るや側にありし一怯兵を斬殺せり、部下の將士之を見て意氣昂り奮然敵陣に突撃し、漸くにして敗勢を挽回し大島第三師團と協力して遂に之を占領せり、師團の主力は造化屯、五臺子を経て、三臺子西方北陵方面の敵と對戦せり、十日村上聯隊は馬場旅團の右翼と聯繫して北陵の敵陣地を攻撃し、一時頗る危地に陥りしが幸にして本隊の來たり援くるあり、辛ふじて死地を免かれ

松居大佐大に怒りて敵陣に突進す

たり。

而して奥軍に在りては七日李官堡より楊士屯を経て、沙沱子に互る一線の敵陣地を攻撃しけれども敵は頑として抵抗し、容易に退却の色を顯はさず、八日より九日に至り敵は優勢なる兵力を以て逆襲し來たりしかば、我は全力を擧げて防戦したり、翌十日各軍の戦況大に發展すると共に、敵は右願左両して叢中の鼠屬ならむことを懼れ、茲に漸く動搖するに至りしかば、奥軍は機逸すべからずとし奮然砲火を猛射しながら敵陣地に突撃せり、恁くて午前十時遂に大堡及び新堡を奪取し、勢に乗じて十里馬頭より後塔に互る敵陣地をも占領し、山崎後備歩兵第五十一聯隊は午後二時二十分に奉天停車場を攻略し、種田騎兵枝隊亦南門を奪取するを得たり。

軍退却す

## 第二節 獨立騎兵隊の壯舉

奉天大會戦に於ける最左翼の戦況は我の利する處となりて、敵を東北に壓撃し殆ど其戰鬥力を喪はしめたるは、一つに軍略の密にして謬算なかりしと、將卒の勇悍に依ると雖も、而も其敵の退路たる鐵道線路を破壊し且つ通信機關を截断せし獨立騎兵隊の壯舉は、我軍をして其功を恣まゝにせしめし一因たらずんばならず。

而して獨立騎兵隊は騎兵中佐名和長憲の引率せる騎兵第一聯隊、及び騎兵中佐内田廣徳の引率せる騎兵第四聯隊の一部より成るものにして、三月六日夜を以て鐵道破壊の命に接し、野津騎兵中尉をして其任に當らしむ、中尉は先小數の部下を隨へ七日午前十時頃大新屯附近に於て約一個聯隊の敵を認

獨立騎兵隊



名和中佐再  
び鐵道を破  
壞せしむ

鐵道を破壊  
し電線を切  
断す

めたりしが巧に其視界を避けて潜行し、途上更に一小敵に邂逅し、之と戦ひしも衆寡敵すべからざりしかば、遂に大石橋附近に退却したり、慙くて再び運動を起し敵の哨線を潜り、午後四時漸く鐵道線路に達し、敏捷に一個の爆薬を装置して之れに點火し、轟然破壊を試みけれども唯僅に軌道の一部に彎曲を生ぜしに過ぎず、中尉は之を見て甚だ遺憾なりとし復び爆薬を填装せんとせしに、約二中隊の敵は一齊射撃を以て我を圍繞せんとし、最早術の施すべものなきに至りしかば、野津隊は暗夜に乗じ方向を轉じて東北に進み、小心屯と歪樹子の中間に出て再び敵歩兵を認めしかば止むなく北方に退却し、翌八日歸隊せり、此夜名和中佐は再び軍曹林源吾をして鐵道を破壊せしむ、一隊は同夜十一時暗澹たる闇を潜りて、漸く鐵道線路を離ること約百米突の地點に達し、一は鐵道破壊に、一は電線截断の任に當り、今や將に作業に従事せんとし、蹄聲蕭々軌道に近接せり、時に前面に於て三個の黑影を認め、是れ實に敵の監視兵なりしかば一隊は靜かに鞍を下り劔を抜いて疾風の如く敵に接近して三名を斬殺し、靜かに四箇所に爆薬を装置して之に點火し、意の如く軌道を破壊し電線を切斷し、直ちに馬に跨り疾驅して無事に歸隊せり。

### 第三節 秋山騎兵團の襲撃

秋山騎兵旅團は七日を以て猛烈に敵の右翼に突撃しけれども敵は頑として抵抗し、戦局容易に進捗せず、日没に到りて遂に戦闘を中止せしことは、前章に於て既に之を説けり、慙くて八日軍命令によりて正面の敵を撃攘せんとし、秋山隊は左方より前進し、右方よりせる歩兵隊と協力して突進せり、

秋山隊奉天  
の外廓を占  
領す

秋山隊奉天  
城に突進す

時に朦朧たる弦月は淡光を放て萬籟を照し密かに無情を感じ、而も三千の鐵蹄積塵を蹴て進むこと迅雷の如く、漸く敵壘に接近するや、激烈なる砲火は急霰の如くにして、我軍爲めに多大の損害を蒙りたり、然れども我は毫も屈せず猛進奮闘しければ、敵は此威勢に辟易して周章狼狽し、降伏を乞ふもの二千五百餘名に及び、九日午前二時漸く奉天外廓を占領せり、時に敵は尙ほ西門を距ること約三千米突の地點に六線の防禦工事を爲し、最後に二十八巨砲の陣地を有せり、依て我亦た午後七時を期して襲撃せんとし歩、砲兵隊の來援を待ちて共に躍進し、猛烈なる敵砲火を潜り漸くにして二千米突の地點に達し、突撃轟鬧して激戦數刻に涉り、午後十一時遂に敵を北門方面に撃退し其五千餘名を捕虜とし、翌十日早朝奉天城内に突進し、次で敗敵を紅家嶺に追撃し多大の損害を加へたり。

### 第四節 野津軍の奮撃

荒山の敵を  
撃破す

乃木、黒木兩軍の戦局非常に進捗せるに及び、敵は自然我軍の爲めに包圍せられ、動搖の色を顯はせるを以て、野津軍は一氣呵勢に突進して、直ちに前面の敵陣地を占領せり、慙くて安東第十師團は八日午前二時より攻撃運動を開始し、轟然敵の背後を衝いて遂に荒山の敵根據地を占領し、更に前進せんとしけれども、我將卒は連日の攻撃の爲に疲労困憊し、手足痲痺して又用を爲さざるもの甚だ多かりければ、前進豫定地たる渾河々岸に到る能はず、而して又大久保後備第三旅團はブチロフ山の敵を撃攘して之れを占領し、敗敵を追撃して秣子山脚に前進し、大久保第六師團は此日白塔堡附近の敵を撃攘し、大甸子に進出して戦闘隊形のみ、露營せり。



野津軍の本  
天占領

翌九日第十師團は王大人屯に進出し、大久保後備第三旅團は早朝秣子山脚を發して渾河左岸に達して敵と挑戦し、第六師團は亦た渾河々岸に進出し、前面の敵に對し砲撃を開始せり、而して後備第三旅團は左岸なる角面堡を砲撃せんとし、後備歩兵第十八聯隊、同第十二聯隊、同第三十四聯隊、同第四十三聯隊を第一線として、楊家屯附近より揚河口の敵陣地を攻撃すべく、午後八時より運動を開始せり、恣て漸く揚河口に接連するや、敵の機關砲は激烈に砲火を送り、我亦た奮戦激闘遂に其第一角面堡を奪取し、次で第二、第三角面堡を占領し、翌十日黎明に至れば既に五六箇所の角面堡を奪略するを得たり、時に敵は周章狼狽して奉天方面に退却せしかば之を追撃して、午後二時三十分魚堡より二臺子に至る敵陣地を攻陥し、其高地に據りて奉天街道に退却せる敗敵を瞰射し、多大の損害を與へ第十師團は七間房附近より、大柱山の敵陣地を攻撃して遂に之を占領し、第六師團亦た渾河堡の敵を撃破し之れを追撃して毛家屯北方高地を攻略し、潰走せる敵を砲撃して其の退路を扼し多大の損害を與へたり。

### 第五節 黒木軍の攻撃

友軍の戦況進捗と共に黒木第一軍亦た戦線を擴張せり、即ち軍の左縦隊たる近衛師團の渡邊第二旅團を右翼とし、木村第一旅團を左翼として、八日未明より攻撃運動を開始し、蔡家屯より太平山を経て舊站に進出し、次で常王寨附近に到り漸く敵に追及せしかば、先づ激烈なる砲火を加へて多大の損害を與へ、續て上白荷子、王大人屯附近に出で、九日午前八時將に渾河を渡渉せむとする折柄追撃中止

木村隊彭家  
棧を占領す

梅澤旅團の  
進撃

の命に接せり、是に於てか隊は正午頃徐々渾河を渡るや、三道溝方面の敵は木村隊の漸次前進するを認め直ちに急激なる射撃を送り來たり、我は勢なからざる損害を蒙りたり、恣て大枝、若井、酒井、伊東の各隊は午後三時攻撃運動を開始し、同八時頃之を撃退し敗敵を追撃して護山堡に進出せり、時に暴風起りて塵烟天地を罩り四顧暗迷たり、翌十日我軍先づ進で三窪の敵陣地を奪取し、勢に乗じて志波隊は達連堡子東方高地に、飯田隊は潘家堡東方高地に、木村隊は舊站より北方の敵に對ふ、而して木村隊前面の敵は優勢にして、而も彭家棧の北西方高地には監視兵ありて嚴重に警戒せり、木村隊は一氣に突進しけれども、衆寡敵し難く方に危地に陥らむとしければ、護山堡にありし若井隊をして敵の背後に迂回して激烈に突撃せしめければ、敵は周章狼狽して北方に退却せり、而して亦達連堡に向ひたりし志波隊は前面の敵陣地を奪取し次で弱敵を急撃して蒲河子を攻略し、潘家堡に向ひたり、飯田隊亦た正午過其附近の高地を占領したりしに、奉天附近より退却せる敵に邂逅し、直に激烈なる砲火を集注しければ敵は我猛勢に辟易して北方に潰亂せり、時に約一師團の敵は隊伍を整へて逆襲せんとする勢ひを呈せしかば、我兵機關砲を以て之を撃退し、次でシャングゴウを占領せり。

而して又梅澤近衛混成旅團は、八日拂曉追撃運動を開始し、約六里餘を進前して敵陣地を占領し、九日前面の敵を追撃しつゝ、疾驅せしに、午後に至り南風塵を捲て天地爲めに暗く、暮色加はるに隨ひ風益々烈しく、爲めに其本隊を失ひたる者甚だ多く、殊に露兵の如きは周章狼狽の極、暗黒の中に立てる我軍を森林と誤認し、其身を隠さんとして捕虜となる者枚擧に遑わらず、斯の如くにして午後十二時に至るや兩軍互に入亂れて格闘し、翌十日四方臺に進み、渾河右岸のを敵撃攘して達連堡子附近



第十二師團の前進

の敵陣地に肉薄し直ちに之を占領せり。  
此時に當り中央隊たる第十二師團は島村第十二旅團を右翼とし、今村第二十三旅團を左翼隊として、八日早朝石灰窰より興隆甸方面に前進し、前衛隊は薄暮渾河左岸に達せり、翌九日島村右翼隊は興隆甸より護山堡に互る敵陣地を驅逐し、懿路河上流に到りて敗敵を扼せり。

第二師團の進撃

而して又西島第二師團は石橋第三旅團を左翼とし、小原第十五旅團を右翼とし、前面の敵を撃攘せり、此時に當り最右翼たる鴨綠江軍は馬群丹の攻撃を開始しけるに、優勢なる敵の抵抗を受けて戦局毫も進捗せず對陣數日に及べり、時に西島師團は之が援助の命を受け、直ちに小原第十五旅團をして該方面に向はしめ清河城を奪取し、更に追撃運動を開始し小堡附近を経て燒達溝方面を壓迫し、石橋第三旅團は七日夜高臺嶺を占領し、其一部たる可兒隊は八家子より井家峪の線を過ぎて、渾河々岸の河孟に進出し、翌九日師團の各部隊は渾河左岸に出で、李石寨方面の鐵道線路にありし敵を砲撃して多大の損害を加へ、十日拂曉川村軍と共に撫順西方高地の敵陣地を抉撃し、勢に乗じて渾河を渡渉し、前衛は葛布街に進み、小原旅團は撫順城に入り、石橋旅團は渾河を渡渉して前進せしが偶々濃霧に包まれ展望する能はず、霧漸く散ずるに及びて前方を瞥見すれば、敵は高地一帯に幾多の堅牢なる防禦工事を施し嚴重なる警戒を爲せり、依て我軍は直に戦闘準備を整へ、前衛は葛布街の正面より、石橋隊は西北方より、小原隊は撫順方面より激烈なる砲撃を加ふ、而も敵は頑として抵抗し輒く占領する能はず、午後三時漸く強敵を撃攘して完全に奪取し敗敵を追撃し一隊は興京方面に、一隊は奉天鐵嶺間に突進せり。

撫順城を攻略す

### 第六節 川村軍の突進

川村大將の鴨綠江軍は小原旅團の援助を得て、漸く清河城を陥れ、八日弱敵を攻撃して救兵臺を占領し、勢に乗じて馬群丹に趨聞し、高粱千石、豆板一萬二千二百個、鹽十二石を鹵獲せり、此時に當り坂井後備第一師團は、地塔より大馬格山の敵陣地を攻撃して之を奪取し、九日鮫島第十一師團は烈風を冒して敗敵を追撃し、其前衛は午後五時三十分撫順城に趨聞し之を占領せしも、敵は猛烈なる勢を以て逆襲し來り、我軍死傷續出して又守る能はず、已むを得ず之を棄て、退却し、十日西島第二師團と戮力して葛布街を占領し、勢に乗じて撫順城北方高地を攻撃し、午後三時確實に之を占領せしに、敵は張家樓子を経て鐵嶺方面に退却せり、而して此方面に於ける敵はレンカンブ後貝加爾哥薩克騎兵團、豫備歩兵第七十一師團、同歩兵第二師團の第六聯隊、第七聯隊、第三師團の第十聯隊、第十一聯隊、第十二聯隊、第三十七師團の第百四十六聯隊及び第二十二師團の第八十五聯隊なりしと云ふ。

### 第七節 追撃戰

二月以來我軍が死力を盡して攻撃に着手せし奉天攻撃は、三月七日以來戦局漸く進捗し各軍一齊に突進し、十日奉天城を略取し今や方に追撃戰に移れり、而して黒木軍の右縦隊たる西島第二師團は、十日曉霧に乗じ撫順城を占領し、敗敵を追撃して興二屯附近に進出し、十一日早朝より追撃運動を開始し、丁家溝より百官屯の敵陣地を攻撃し、倏にして之を奪取し石橋枝隊を編成して追撃せしむ、同

敵逆襲し來り我軍撫順城を棄てて退却す

第一軍の追撃



第三、四軍の追撃

隊は第三旅團の一部及び特科兵を以て成り石橋少將之を率ゐ、翌十二日運動を開始し十三日午前十時范河左岸の敵を撃攘して遂に其陣地を占領せり、而して又井上第十二師團は、此日陳千戸屯附近にて約二個大隊の敵を撃攘し、翌十二日粟飯原後備第五團旅と協力し、十三日懿路河岸に到り、梅澤近衛後備旅團は十一日近衛師團に代りて前面の敵を追撃し、十二日心臺子停車場附近にありし約四個大隊の敵を撃退し、十三日薄暮范河左岸なる新屯の敵陣地を奪取し、土方戦利砲大隊は蒲河附近の敵陣地を砲撃せんとし、達連堡方面に出て敗敵を急撃し、野津第四軍の第六師團、第十師團及び大久保後備枝隊は、十一日早朝より敵を追撃して西進し、乃木第三軍の左縦隊たる大島第師團は十一日九里溝に進出せしに、敵は周章狼狽して退路を失ひ、我軍の爲めに生擒せられし者枚舉に遑あらず、茲に於てか敵は殆ど全滅して其殘敵は僅に生命を保ちて鐵嶺方面に退却し、我軍は完全に奉天城及び附近の敵陣地を占領せり、今奉天戰に於ける彼我兩軍の損害を見るに、二月二十六日より三月十二日に至る十七日間に於ける我死傷者總數は、四萬一千二百二十二名なりしが、敵は戰場に遺棄したるもの、みにて二萬六千五百人を超え、死傷總數九萬人に達し、我軍の爲めに生擒せられしもの、みにてもナヒモフ少將以下四萬人に及び、殆ど戰鬥力の半部を失へり、而して奉天方面に於ける我軍の戦利品は、公報の示す所に依れば、

軍 旗 二 旗  
 火 砲 約六十門  
 小 銃 約六萬挺

(内) 旗は第十六軍團第四十一師團第百六十二聯隊のものにして、千八百七十四年、千八百七十八年及千八百八十三年の三戰役に參與し千八百七十八年には拔群の功ありし聯隊旗なり

彈 藥 車 約百五十輛  
 輜 重 車 約一千輛  
 砲 彈 藥 約二千萬發  
 小 銃 彈 約二千五百萬發  
 雜 穀 約一萬五千石  
 馬 糞 約五萬五千石  
 輕便鐵道材料 約十八邦里分  
 同運轉車輛 約三百輛  
 馬 匹 約二千頭  
 地 圖 支那車輛二十三輛分  
 被 服 裝 具 支那車輛一千餘輛分  
 パ ン 約百萬食  
 燃 料 約一千八百萬貫  
 干 草 約一萬五千貫  
 其他土工具、天幕、牛、電線、電柱、角材、鐵床臺、煖爐等枚舉に遑あらず、又撫順附近にて鹵獲せしものは左の如し。

粟 一千八百八十石



|    |   |       |
|----|---|-------|
| 高  | 梁 | 一千七百石 |
| 豆  | 糶 | 六萬個   |
| 大豆 | 豆 | 七百石   |
| 粟  | 穀 | 四千貫   |
| 粗  | 製 | 六十石   |
| 漬  | 鹽 | 一千貫   |
| 薪  | 物 | 五千貫   |

### 第七章 奉天占領後の戦闘

#### 第一節 興京の占領

我滿洲軍が奉天攻撃中、鴨綠江軍は黒木軍の右翼たる西島第二師團と共に、三月十日撫順城を占領し更に進みて其敗敵を追撃し、北方高地の優勢なる敵の抵抗を排して遂に之を占領し、同夜十一時撫順北方たる會元堡に進出して前面の敵陣地に向ひ猛烈なる砲撃を加へて遂に之を占領し、輕便鐵道貨車百輛及び其他數多の戦利品を鹵獲し、翌十一日更に進で會元堡東方約五里なる營盤の敵を撃攘し、勢に乗じて興京に向ひ、翌十三日遂に之を占領し、敗敵は山路に沿ひて北方に潰走し、遂に吉林に集屯せるものゝ如し、而して二月二十七日以來興京方面の戦闘に於る我の死傷者は三千八百名にして敵の遺棄せし死骸は二萬を下らず、我軍の鹵獲せし戦利品は小銃二千二百挺、機關砲六門、小銃彈四十

興京を占領す

四萬發、砲彈及藥莖一萬二千三百發、土工具九千個、蹄鐵三百、鐵線千二百把、輕便鐵道材料約三邦里分、同貨車四百五十輛、被服を搭載せる支那車十輛、石炭坑機械八坑分、角材四千本等にして其他雜穀、馬糧、牛、馬、天幕、寢具、煖爐、地圖、電話機等殆ど枚舉に遑わらず。

#### 第二節 鐵嶺城の占領

久しく沙河に對戦せし我軍は、二月二十七八日より攻撃運動を開始し、三月七日に至るまで激烈なる砲火を交へたるに、左右兩翼の戦局意外に進捗して遂に奉天の包圍攻撃を爲し、十日之を占領し、破竹の勢を以て敗敵を壓撃し十三日に及びて其占領を完全にせり、恣く我軍は更に躍進追撃して今や方に鐵嶺を攻撃せんとせり、而して奉天占領後總司令部に於ては第四軍をして鐵嶺攻撃の任に當らしめむとせしに、第一軍は既に前進して敵の側面に迫れるを以て其任に當らむとし、總司令部に懇願し漸く之を許されたりしかば、黒木軍は十三日范河々岸に進出して、右岸高地に於ける敵に對せり、恣て西島第二師團は栗飯原、梅澤兩旅團と協力して、十三日午前范河右岸の河孟一帶の地を占領せり、抑々范河右岸の高地は峻峻重疊して攀登容易ならず、加ふるに敵は幾多の角面堡を築き、其他の有ゆる副防禦工事を施して熾に我を砲撃し、我兵之に應じて攻撃甚だ努めしも、容易に陥落せしむる能はず、依て翌十四日を期し一舉にして攻陥せんとし、西島第二師團主力となり栗飯原、梅澤兩枝隊は左側に出で、牽制運動を爲すべく部署を定め、天未だ明けざるに小原第十五旅團は范河の南方より蘇家屯を経て東北高地に向ひ、石橋第三旅團は營盤を経て敵の背後に迂回せり、恣く小原第十五旅團の

黒木軍鐵嶺に迫る

范河々孟を占領す



蘇家屯の敵を退す

川崎部隊は拂曉蘇家屯より敵の右側に進出し、天險に屈せずして敵陣地に突進せしに、敵の砲火は益々急激にして我兵爲に死傷相踵けり、此時に當り日野隊は右方より突進し來りて銳鋒を加へたりしかば、敵も我猛烈なる勢に辟易して砲火漸く衰へたり、我軍機に乗じて長谷川、小林、谷山の三隊をして奮撃猛進して敵陣地に驚聞せしめ、格闘多時に互りて遂に之を撃破し高地の一角を奪取せり。

第二師團鐵嶺を攻撃す

而して石橋第三旅團の菊地隊亦敵陣地の左側背に進出し、猛烈なる砲撃を加へたりしかば、敵は周章狼狽し幾多の死傷者を遺棄しながら茨楡臺北方に退却せり、此夜我兵は占領地に露營せしに夜半鐵嶺方面に當りて猛火天を焦すが如し、依て直に斥候を派して敵狀を偵察せしめしに、敵は塔山に陣地を布き其近所に哨所を設けて警戒頗る嚴なり、是に於て翌十五日西島第二師團は翁家寨子東南高地に、梅澤近衛後備旅團は遠海屯を経て後八里庄に進出し、塔山及鐵嶺の敵陣地を砲撃せり、而して塔山にありし約四中隊の敵砲兵は、鐵嶺停車場附近の約二中隊の砲兵及大連花泊に於ける約八門の砲兵と協力して、共に熾なる砲火を集注し來りしかば、薄暮我兵は塔山の敵陣地に向ひ激烈なる砲撃を加へしに、標的謬らずして多大の損害を與へたり、折柄敵は續々開原方面に退却を始めければ、西島第二師團は鐵嶺に向ひて猛進し、梅澤近衛後備旅團は鐵嶺停車場に突進して之を占領し、大尉ワシローエフ以下三十名を捕虜とし、數多の兵器糧食を鹵獲せり。

第四軍の前線攻撃

而して野津大將の第四軍は、黒木第一軍の鐵嶺攻撃を開始すると同時に其左翼に聯なり、安東第十師團は懿路より楊屯に互る線に、大久保第六師團は懿路より副趙大房に互る線に進出し、左方は秋山騎兵團に聯結し、十三日黒木軍の攻撃開始と共に運動を起せり、是より先安東第十師團の今橋第二十

我軍鐵嶺を占領す

旅團は前田枝隊を編成し、梅澤近衛後備旅團に聯繫して鐵嶺攻撃に参加し、十四日前田枝隊は沙坨子に、秋山騎兵團は湯牛屯に進出し、翌十五日同枝隊は得勝臺に前進し、露國新市街に突進し十六日午前五時過鐵嶺の北門を占領し、十七日西島第二師團は張家樓子に、梅澤近衛後備旅團は李千戸屯に引揚げたるを以て安東第十師團は之に代りて鐵嶺の占領を確實にし、大麥五百石、小麥二百石、豆粕千担、粟二千石を鹵獲せり。

### 第三節 敗退後の敵狀

奉天、鐵嶺占領後敵の總司令官クロバトキン將軍は、敗衄に重ぬるに敗衄を以てし今や又頽勢を挽回する能はざるを自覺し、遂に三月十六日を以て露帝に辭表を提したるに、皇帝は直に之を允許し、同時に第一軍司令官たりしリネウキツチ大將をして其後任たらしめたり、愆て新總司令官リネウキツチ大將は、意氣沮喪せる部下に訓戒して曰く『皇帝は今回滿洲軍總司令官クロバトキン大將の辭職を允許し、本官をして其後任を襲ぐべく命ぜられ、茲に本官は總司令官の印綬を帶ぶるに至れり、汝等將卒は幾多の戰闘に於て勇悍に奮闘し、勁敵を苦めたり、希くは今後亦相共に愈々奮勵以て皇帝と祖國に對する神聖なる義務を盡されんことを望まざるべからず、今や敵は吾軍の堅忍持久に喫驚しつゝ、あると共に、吾軍の増援兵は續々到着せり、汝等其來るべき大戰に於て、吾軍に至大なる加護を垂れ給ふ上帝あることを忘却する勿れ』と、而して從來參謀長たりしサワロフは負傷兵に關するアレキサンダー委員に轉任し、カルキヅキツチ將軍は其後任たるに至れり。

クロバトキン總司令官を辭しリネウキツチ新總司令官となる

前參謀長



是に於てか露軍は奇勝を制せむとして先づ退却し、且各地に騎歩兵を分派して以て我軍を牽制せり、而して開原及昌圖占領後に於ける敵狀は鴨綠江軍の興京を奪取してより、マドリトフ大佐の引率せる一隊は馬煙山を経て吉林方面に退却し、海龍方面に退却せし敵は歩騎兵約四千に過ぎざりしが、二十七日に至り約二千の敵は更に同地に増加し、興京の北方なる英額城より山城子に至る中間には雜穀類等を蓄藏し、吉林方面には更に露本國より増援兵到着して軍氣稍々奮へり。

#### 第四節 開原昌圖方面の占領

我軍は鐵嶺及び興京を占領してより、直に追擊運動を續行し、三月十六日遼河右岸に於て約八中隊の敵騎兵を認め、直ちに砲火を注ぎて之を擊退し遼河右岸の高地を占領し、續て敗敵を追擊し薄暮鐵嶺の北方なる孤家子及老邊(孤家子西方約一里)方面より退却せる敵の歩兵約一師團、騎兵約十中隊に對し砲撃を加ふ、愆て我追擊隊は十八日開原附近に進出し、敵の抵抗を排して十九日午前四時遂に之を占領し、更に敗敵を追躡し二十一日午後二時三十分昌圖に闖入し、其北方約二、三吉米の地點に敵の騎兵を塵埃掃蕩し、小塔子をも併せて占領せり、此地は遼河に沿へる一市街にてし物貨輻湊の要地たり、而して我追擊隊は益々行進し、金家屯に達し直に之を奪略せり、三十一日前田枝隊は一部隊を派して綿花街の敵を擊退し、同地北方の高地を占領し、四月二日午後二時開原東北約十三里の艾身滿附近の敵を掃蕩し、三日昌圖北方八里の鶯鶯樹及西方約三里の地點に於ける敵を破り、敗敵を追擊して雙廟子附近の敵を擊攘し、三道溝附近に進出し、鐵道線路の東側に沿ひて北方に退却せる敵騎約

我軍開原を  
占領す

我軍進擊前  
進す

前田枝隊の  
活動

五百を猛擊して之を潰亂せしむ、此日敵の一部隊逆襲し來たりけれども直ちに之を擊退し、四日午後三時三十分前面の敵を猛擊して綿花街東北なる孤榆樹を攻奪す、時に敵は金家屯に逆襲し、我陣地の前面約四百米突の地點に來たりければ午後六時之を擊退せり、此戰鬪に於て私の損害は將校以下二十七名にして、敵の損害は未詳なるも運搬車輛數より推測せば二百を下らざるべし、而して敵は大窪より齊窩棚に互る線に退却し、多數の哨兵を出して時に我陣地を逆襲せり、翌五日午後二時敵歩兵の一大隊及騎兵約六中隊は鶯鶯樹に逆襲せしも我軍直に邀へ撃て之を卻け、六日約二十四中隊の敵騎兵は再び數門の砲を率ゐて逆襲し來たりしを以て我兵忽にして之を擊攘し、其一部は八面城方面に他の一部はテウカヨウ方面に退却せり、此戰鬪にて私の損害は下士以下十名にして敵の死者は六十を下らざりしが如し。

我軍の前進

而して又興京方面攻撃軍は、四月十二日午前二時營盤東方約三里の地點に於て、歩兵約一聯隊、騎兵約六中隊、砲約四門の敵を擊攘し十三日蒼什を占領し、敗敵を追擊しつゝ海龍方面に前進し、十四日午前黒石木附近の敵を攻撃し敗敵を八家子方面に擊退して、午後英額城を攻略し、其一部は海龍街道に行進中、我騎兵と協力して午後六時全く八家子を占領せり、而して此方面の敵は歩兵約一聯隊、騎兵六、七中隊にして一旦英額城方面に退きしも既に我軍の爲めに占領せられたるを認め、直に踵を回らして八家子に來たりしを以て非常なる混亂を生じ、遂に北嶺を越えて退却せり、愆て我軍は十五日興京の東方なる通化を占領し、二十日約百騎の敵は英額城に來襲せしも、我兵直に之を擊退し、次で吉林に向ひ猛進せり。

我兵吉林に  
向ふ



而して前田枝隊は四月二十四日歩兵五大隊、騎兵十六中隊、砲兵一中隊の敵を猛撃して綿花街に突入して之を占領せり、此戦鬪に於て我が損害は將校以下三十八名にして、敵は三百以上の死屍を遺棄して潰走せり、此日歩兵六大隊、騎兵十六中隊よりなれる敵の一隊は昌圖方面に逆襲したりければ直に是と應戦せり、五月一日通化方面の我軍は釣魚臺に進出し、昌圖方面に於ては、四日午前約二中隊の敵騎兵は馬賊と共に昌圖の北方約三里の地點なる四方臺及二十里堡附近に來襲せしを以て、我兵之を撃退し敵は死屍一、負傷者二、乘馬四頭を遺棄して北方に潰走せり、此日奉化方面の我攻撃隊は二小屯及法庫門東北大屯附近の敵を撃攘し、午後七時八寶屯を奪取す、敵は寶力屯及嘎轄に潰走せるを以て逐次追撃を加ふ、五月九日午前十時歩兵約二聯隊、騎兵約五中隊、砲兵約一中隊より成る敵は、英額城の東方南山城子方向より英額城附近に逆襲し、午後二時頃より激烈なる砲火を集注して漸次我陣地に肉薄し、約百米突の前面に近接せり、依つて我は直に應戦し交戦二時間に及び、午後四時途に之を南山城子方面に撃退せしが、敵は百二十名の死傷者を遺棄して潰走し、我亦死者一、負傷者五十名を出せり、而して又開原昌圖、法庫門の三方より突進せる我兵團前面の敵は、葉赫站より西北方なる四平街を経て八面城に前衛を置き、火石嶺、大平嶺等に防禦工事を施し、二萬の増援兵を得て嚴重に守備せり。

### 第五節 中村騎兵隊の奮闘

五月十六日黎明、騎兵大尉中村欽也の引率せる獨立騎兵隊は、歩兵少佐戸澤光徳の歩兵一個小隊と共に商家臺に向ひて突進し、午前五時頃溝河右岸の森林に達し、暫時行進を駐めたりしが數百米突の

前方に當りて二十騎の敵は逐次接近し來れり、是に於てか中村騎兵隊は劍を抜きて突進しければ敵は倏ち隊伍を亂して退却せり、依りて我は之を追馳せしに、巧みに埋伏せし敵は俄かに起て我を射撃せり、然れども我亦之を豫察せしが故に直に隊形を展開して應戦せり、此時に當りて二百騎餘の敵兵は更に一方の凹地より突進し來たり、長槍を閃めかして我を包圍せんとす、中村大尉は閃々たる長劍を奮ひ大聲疾呼して敵の陣中に斬り入りしに、部下の士之に勵まされ奮然として敵騎内に突圍奮闘す、時に濃霧天地を罩めて咫尺を辨せず、爲めに露兵は戰友相闘ひ頗る混雜を極む、恰も好し戸澤歩兵隊は突進し來りて敵の側背に肉薄せしを以て、敵は我が勢に辟易し周章狼狽して遂に北方に退却せり、此戦鬪に於て敵の遺棄したる死屍は五十以上にして我は死者二名、負傷者三名、行衛不明者一名に過ぎざりし。

### 第六節 各方面の小衝突

是より先敵は新に増援軍を得て頻りに開原、昌圖、法庫門の我哨線に來襲せしが、今五月十八日以後に於ける各方面の衝突を綜合して敘述せんに、此日威遠堡門方面にありては歩兵約一大隊半、騎兵一中隊の敵兵掏鹿方面より前進し、午後一時二道崗の東北約四里半なるテウセウシ附近に來襲しければ我前進部隊は直ちに之を撃退せり、而して又歩兵約二中隊、騎兵五六百の敵は、前城子の北方なる東窩勾方向より前進し來たり、午後三時三十分コセウシ南方高地に進出し、午後四時更に歩兵約二大隊を増援し、同五時十五分其一部は前城子に進入し、他の一隊は南進せむとせしも、午後六時半我兵



昌圖方面の  
遊襲

の爲めに認められ直ちに撃退せられたり、此日昌圖方面に於ても約三個中隊の敵騎兵、沙河子を経て前進し又略ぼこれと同数の敵騎兵は昌圖の東北なる八家子に進入し來りしを以て正午過我兵これを撃破せり。

三九六

四家子方面  
の遊襲

更に又歩兵約四中隊、騎兵約八中隊の敵兵は砲四門を率ゐて二十里家堡方面より前進し來り、一時我騎兵を四家子附近に壓迫せしも、午後二時我兵奮戦して之を北方に撃退せり此戦闘に於て、敵の損害は二十名内外にして、我は卒二名負傷せしに過ぎざりしが、遼河右岸方面に於ても午前十一時頃敵騎約五百許、康平方面に現はれ、我野戦病院を襲撃せしを以て、我兵之を砲撃して多大の損害を與へたり。

翌十九日午前敵の歩騎各二中隊は、再び東慈勾方面より前城子に來襲せしも、午後一時様子嶺及綿花街方向に退却せり、此時歩兵一聯隊、騎兵五中隊の敵は東北方より青楊堡附近にある我部隊に向ひて熾に攻撃し、午後六時漸く之を撃退し、遼河右岸方面にありても正午頃敵は我後方部隊を襲撃せんとせしも、我警戒嚴なりしが爲めに退却せり、二十日敵の歩、騎、砲兵は昌圖の東方より三道溝の東方高地に進出し、午後四時約二大隊の歩兵をして我軍を襲撃せしめ、午前十時歩兵約三百、騎兵約四中隊砲三门より成れる敵は、興隆泉方面より二十里堡に進入し放火して退却せり、此時に當りて遼河右岸方面にも、敵騎徒歩して襲來し、約二時間の交戦を爲し、敵は三百以上の死屍を遺棄して遠く西方に退却せり、翌二十一日午後二時敵歩兵約一大隊は騎兵約六中隊と共に、青楊堡北方の高地にある我陣地に攻撃し來り、二十二日午前七時三十分前城子方面にも敵襲あり、二十三日午前七時敵は西慈勾北

七家子及馬  
家屯を占領す

方高地に防禦工事を施しつゝありしかば、我は直に之を撃退せり。

遼陽窩棚を  
占領す

六月三日敵は二十里堡及び十子峪附近に襲來し、五日午前四時三十分又馬家屯附近に敵襲あり我兵之を撃退して沙河子に突進し停車場附近の高地を占領し、騎兵の一部は七家子及馬家屯附近の敵騎兵を北方に驅逐して同地を占領す、敵は六日午前十一時四廂子に七日前城子東方なる凉水泉方向に前進し來り、九日午前四時我兵は凉水泉北方高地より、南城子北方高地に互る敵を驅逐し、更に進て二十里堡、四方臺、東家子及興隆山附近の地を占領し、翌十日我騎兵隊は西營子、西平房附近の敵騎兵を撃退し、一部は小城子及高家窩棚附近に進み、小葦塘北方高地を奪略し、十六日我前進部隊は四方城に於ける敵の一部隊を驅逐し、一部隊は雙岔子の敵騎を撃退し中央部隊は田家窩棚に於ける敵の騎幕を突破して、同九時全く遼陽窩棚を占領し、右翼部隊は羅船口及馬家堡を攻略して敗敵を砲撃し、左翼部隊亦た遼陽窩棚より西北方に潰走する敵千騎に對し、猛烈に急追撃を加へて共に多大の損害を與へたり、此戦闘に於て敵の損害は不明なるも我は將校以下戦死者三十名負傷百八十五名を出せり、十九日午前一時三十分頃蓮花街を占領せし我兵は、吉林街道附近の敵を撃退しつゝ、楊木林子を占領し、他の一部隊は午後三時二十分様子嶺附近の敵を撃退して、同九時四十分石炭窩子西北高地を攻略し、鐵道附近を北進せし我部隊は沙河子停車場北方の高地にありし敵歩騎兵を撃退し、午前六時三十分雙廟子南方高地を奪略せり、而して又奉化街道を前進せし我兵は北房盛勾附近の敵を驅逐し、猛烈なる砲火を加へて柳條口を奪ふ、二十一日一千餘の敵兵は灣口子溝方面より紅草甸附近の我偵察隊を壓迫し來りしかば、我兵之を向陽鎮附近に邀へ撃て潰亂せしむ、此日歩兵約三大隊、騎兵約四中隊、野、山

柳條口を奪  
略す



輪城を占領

鴨綠江軍の偵察

第三軍前面の敵

我軍前面の敵

砲十門及機關砲二門より成れる敵の主力は、吉林街道東方の地區を、又其一部は西方の地區を南進し漸次茶棚巷より李家屯附近に互る高地に現れ、其砲兵は蓮花街東南高地に陣地を布き、午後一時十五分南城子北方高地の我陣地を砲撃せり、是に於て我兵は直ちに攻撃運動を開始し、午後七時四十五分遂に之を撃破し、勢に乗じて歡喜嶺附近の高地を占領せり、而して又南山城子附近に南下しつゝある敵を驅逐せんが爲めに派遣せられし我一部隊は、二十二日午後四時三十分攻撃を開始せしが、頑強に抵抗せるを以て午後六時十分激烈なる突撃を爲し、敵陣地に暴闘して之を占領し、一部隊を大平店子の東北方に迂回せしめて敗敵を追撃せしむ、敵は此迂回隊の爲に非常なる狼狽を極め、赤十字旗を濫用して我射撃を免かれむとせしも、我兵其奸策なるを知り之を追撃して大多の損害を與へたり、二十六日午前六時二十分敵兵約五中隊は砲六門を率ゐて張家店附近に進出し來りしかば、我兵直に之を撃て潰亂せしめ、一部隊は此日輪城を占領せり。

而して又鴨綠江軍方面にては二十九日歩兵三大隊、砲兵二中隊より成れる五個の我偵察隊を三通河、灣口子溝、南山城子、大白銀河、及分水嶺方面に分派し、黒木軍方面にても亦た高家臺方面に偵察隊を派遣せり、此日乃木軍の前面なる五百天地附近に敵の砲兵襲來し、大島第九師團に向ひて砲火を開き、二日大迫第七師團長は大家子に於ける一枝隊に増援し、直ちに獅々谷方面の敵に向はしむ、越て八月十四日敵の歩、騎兵は機關砲六門を從へて二十里堡附近の我陣地に襲撃し、直に退撃せられたり、此時昌圖方面に於ても歩兵約三中隊、騎兵約二中隊の敵逆襲し來り我兵の爲めに猛撃せられ十餘の死屍を遺棄して敗走せり、而して我軍の偵察せし所に依れば、カウルバルス大將は奉化の西南方小城子附近

に、パチャノフ將軍は奉化に、クロバトキンは伊通州及奉化の中間に陣し、豫備軍は長奉に駐まり、ミスチンコ騎兵團はカウルバルス軍と聯繫して鄭家屯及其前方に進出し、レネンカンフ兵團は海龍城に在り、吉林には更に一軍團内外の兵を駐屯せしめたり、八月二十七日野津軍の粟飯原隊は二個の偵察中隊を老人廠及凉水泉水方面に派遣したるに、凉水泉水方面に向ひしものは、其北方高地に於て敵の大部隊を發見し、衆寡敵すべからざるを以て後方に退却せしが、敵の一部は既に二道河南方高地に占據して、我偵察隊の退路を扼し熾んに射撃せし爲、一名の戦死者及數名の負傷者を出し二時頗る危地に頻せしが、漸くにして前哨線に還れり、而して左方拘鹿及老人廠方面に向ひたる可兒聯隊の田中中隊亦た敵騎の爲に其退路を遮断せらるゝに至れり、是に於て中尉は一小隊を後衛とし自から二小隊を率ゐて驀然敵中に突進せしに、敵は乍ち猛烈なる射撃を開始し、中尉は其腹部に貫通傷を蒙りしが憤慨の極遂に自刃し、特務曹長吉田平吾は十數名の兵を率ゐて、猛射撃を加へしも、奈何せん敵彈は急霰の如く雨注し來り、部下の士多く偪れて今や僅かに其三名を剩せるのみにして又戦ふべからず、依て止を得ずして高粱畑に隠匿し、夜陰に乗じて漸く歸隊せしかば、翌二十九日我軍は更に歩兵一聯隊砲兵一中隊を前進せしめて之を撃退し、前日に於ける戦死者を收容せり。

粟飯原隊偵察隊の苦戦

### 第七節 休 戰

奉天大戰後間もなく滿州は雨期に入り、霖雨濛々として水は溢れ土は膿み、彼我共に軍を行るべからず、密かに補充と共に休養を爲し時に一大會戦を闘ひ輪贏を決せんとし、兩軍互に偵察に努め日と



して殆ど小衝突を見ることがなりしが、偶々米國大統領ルーズベルトの勸告に依り、兩國政府は其好意を諒とし講和會議を開き、九月一日米國ポーツマウスに於て、日露兩國全權委員は平和條約調印前に於て、休戰條款を定規し、而して其の詳細なる條件は之を兩國陸海軍司令長官の協定に譲りたり、是に於てか滿洲軍總司令官大山巖は休戰條約協定に關し、參謀官陸軍中佐田中義一を正使として、敵總司令官リネウキッチに公書を致たさしむ、依て田中參謀は騎兵大尉石上雅一以下十七騎及歩兵林吉彦を先頭とし、敵の哨線に達し使命を了りて歸還す、十一日正午敵の軍使は西沙河子北方約二千米突の地點に來たり、當時前哨警戒の任に當りし大尉村尾精義に會見して大山總司令官に呈するリネウキッチの公文書を送り來れり、翌十二日參謀官陸軍少將福島安正は書を送りて會見及商議の時日を定め、翌十三日同參謀は休戰條約協定の重任を擔ひ、中佐田中參謀、石上騎兵大尉、田中歩兵大尉、有賀法學博士、庄司法學士、騎兵約二個小隊を隨へ午前八時昌圖停車場を發して談判地たる塔塚の東北地點に向へり、而して敵軍使オロノフスキーは總司令部附參謀大佐ランネフスキー、同大尉カサケウイチは數十名の將校を隨へ來たり、席愈々定まり田中參謀を通譯として、午前十時より交渉を開始し、日没に至り漸く決了せり。

大山司令官  
書を敵司令  
官に送る

休戰條約協  
定委員の發  
向

休戰條約

休戰條約

- 第一條 滿洲全部に於て戰鬪を中止す
- 第二條 本議定書と共に交換する圖面に示す日露兩軍第一線の間を以て離隔地帯とす。
- 第三條 兩軍に一切の關係を有する者は如何なる口實を以てするに拘らず離隔地帯に入を許さず。

第四條 雙盾子より沙河子に至る道路を以て兩軍の共有道路とす。

第五條 本議定書は明治三十八年（千九百〇五年）九月十六日（露曆九月三日）正午時より效力を有す。

是に於て兩軍使は談笑の間に相分れ、福島參謀の一行は午後十時過ぎ昌圖に還り、翌十四日我滿洲軍全體に對して休戰の命令を發し、十六日正午迄に休戰條件を實施すべく命令を發せり。



## 第六篇 日本海々戦

## 第一章 總 説

## 第一節 波羅的艦隊の來航

露國第一太平洋艦隊は、其本據を旅順港に置き、一部は浦鹽斯德港に在りて密かに東洋の海上に雄視しつゝありしが、日露兩國の國交斷絶せしより、我幾百の艦隊は沈勇なる東郷司令長官に引率せられて仁川に迫り、旅順に壓迫し、前後十數回の迫撃を加へて大打撃を興へ、上村中將の第二艦隊は、對馬海峡を扼するに至り、浦港艦隊は孤立援なきに陥りて籠中の小鳥に等し、警報一たび傳るや露國政府は大に驚き、直にロジエヌストウエンスキー中將を擧げて提督となし、波羅的艦隊を以つて露國大平洋第二艦隊を編制し東航の途に上らしむ、而して勇敢なる我艦隊は、急進突撃其の來着せざるに早く既に旅順艦隊を殲滅せしめ、今や日本艦隊は浦港艦隊に向て其戈を向けんとせり、當時世論は喧囂として第二太平洋艦隊の東航に就きて所論する所ありしも、該艦隊は旌旗翻々舳艫相啣み堂々として進航し、紅海の關門を通過し東洋の潮流に艦脚を入るゝに至りて、炭水の補給を始めとし種々の機關に於いて不備なる點甚だ少なしとせず、加ふるに各國は中立の嚴守を宣言して、容易に之れが補給の道を得る能はず、遂に中立條規を蹂躪し佛領カムラン灣に投錨して炭水糧食を搭載し、更にホンコ

第二太平洋艦隊の編制

る第三太平洋艦隊と合し、明治卅八年五月十九日バタン海峡をも通過し上海沖合に於て艦隊を分ちて二となし、運輸船を吳淞に向けて發航せしめ、主力艦隊は對馬海峡に向ひて進航したり。

## 第二節 我艦隊の偵察運動

露國第二太平洋艦隊がホンコー灣を出で、より、其針路を何れに取るべきか、或は琉球諸島の間を通過せんとするか、直に對馬水道に來るべきか、又其上海方面に一部敵艦の出現せし事實より推考すれば、或は該方面を通過せんとするも圖るべからず、且又對馬海峡に於ける我防備の嚴なるは敵の知る所なれば或は津輕海峡若くは宗谷海峡の方面を選ぶやも未だ知れざれば、我艦隊は是が偵察に全力を傾注し頗る苦心を重ね、爲に其根據地は時々變更せられたれば、之を一定する能はざるも、概して臺灣附近にありき、斯くの如くにして我艦隊は哨線を各方面に張りて尤も嚴重に偵察を爲しつゝありしが、五月二十七日我が哨艦は、數十隻よりなれる敵艦隊が、全速力を以て前進し今や將に對馬水道を通過せむとすとの情報齎したり。

我偵察の困難

是に於てか我が艦隊は、戰團準備の命令と共に、島影に隠れて密かに敵艦隊の來航を待てり、而して敵は我が第三艦隊を撃破して對馬東水道を通過せむとし、三十隻に餘れる艦隊は、三十九隻の運送船を隨へて、威風堂々舳艫相啣みて午前十時三十分對馬海峡に來れり、愾く彼我戰鬪は愈々開始せられ、敵艦隊は其第一艦隊の仇を報ひ、進んで浦港艦隊に合し、海上權を奪ふて我死命を制せんとせしも、洵に是れ螳螂の龍車に對ふが如く、遂に其目的を達する能はずして撃沈せらるゝもの二十隻、



捕獲せらるゝもの五隻、逃走後爆沈及沈没せるもの二隻、逃竄せるもの八隻、行衛不明のもの一隻にして、世界の耳目を傾注せし露國東洋艦隊も遂に日本海々底の藻屑と化し去れり。

### 第三節 敵艦敗衄の原由

敵將校の談

抑も敵艦隊の敗衄せる所以のものは、元より一二にして止らず、就中其主要なる原因につきて考ふるに、元より我艦隊の作戰計畫の尤も密にして嚴正なりしと、士卒の能く一致して上官の命に服したると、勇悍にして如何なる艱苦にも堪へ、危険を冒したるに依るものにして、元より我の強なりしが爲なりと雖、又敢て敵の弱さにあらざるや明かなり、今敵の一將校が語りし所なりといふを聴くに、該海戦に於ける敗衄の原因は全く偵察を誤りしに由るものにして、始め日本艦隊の主力は日本海にありて、専ら津輕海峡及び宗谷海峡を扼せむとする者ならんと推考し、對馬水道を通過せんとするや、早くも日本艦隊の認むる所となれり、是れ實に敗衄の第一因にして、而して又兵士の不一致なると、司令長官及各司令官の意志の相矛盾せると、戰艦の速力の減少せると、驅逐艦及水雷艇の尠少なるとは遂に戰鬪の姿勢を崩壞して全滅することとはなれり云々と。

敵の日本艦隊の根據地の談

是を要するに露艦が我が主力所在地の偵察は、我が艦隊が敵艦隊通航路の偵察と共に、其苦心焦慮せし所なりしや明かなり、是を露國艦隊の方面より觀察すれば、日本艦隊は對馬海峡の警備嚴にして容易に通過する能はざるものあれば、露艦は宗谷海峡若くは津輕海峡を通過するものとし、主力は必ず日本海に在りて、遙かに北東、西南の兩方面を警戒しつゝあるべしと推定し、決然對馬海峡を選びしは、

東郷大將の  
作戰

又無理ならぬ推測たりしなり、然れども沈勇にして思慮に富める東郷大將は、豊富なる二等巡洋艦及び假裝巡洋艦を利用して廣く哨線を張り、主力を臺灣附近に置き敵をして寸隙の乘すべきなからしめ、其の一度針路を正北に取り、對馬海峡に向はんとするものあるを偵知するや、主力艦隊は倏忽其の影を鞘晦して北上し、密かに來航を待てり、是れ實に我の彼に勝てる第一因にして、明かに謀略に於て敵に勝るものありしなり、而して又是を艦隊の實力上より推して戰鬪状態を考ふるに、我は旅順に於て戦艦八島を亡ひてより、戰鬪艦は今や僅かに四隻なるに比して、敵は實に七隻を有し、正々堂々洋上に戦はんには、我に於て頗る不利なるものあり、然れども此不利は却て我を幸せしものにして、我は或物を以て此缺陷を補はざるべからず、是に於て東郷大將は其彼に比して優力なる裝甲巡洋艦及水雷艇を利用して、敵を破砕せんとせり、而して又水雷艇の運用に至りては、殆ど我艦隊特獨の長技にして、列國海軍の賞讃措く能はざる所なり、是れ實に前に述べしが如く、國家的觀念の發動にして、君國の爲めに死を鴻毛より輕んじ進むを知りて退くを知らざる、卓絶せる士氣の敵に勝るものありしに依れり、更に又之を他の一面より觀察すれば、東郷司令長官の謀略密にして、上之を信じ下之に頼り、策動劃然として一糸を紊さず、對敵行動上唯一の條件たる人の和を得たるものと云はざるべからず、是等無形的の戰鬪力は我に存して彼に需むべからず、是我軍の捷を制せし所以にして、又敵の敗衄を招來せし原因たらずんばならず。而して又降將ロヂェストウエンスキーは敗戦の理由なりとて某外客に語りて曰く、

余は決して今回の如く敗戦することを豫想せず、戰鬪半にして浦潮に到達するを望みたりき、而



して我艦隊は三分隊より成り四隻を一分隊とし單線陣を以て航行せり、即ち第一分隊はスワロフ、アレキサンドル三世、ホロヂノ、アリヨールより、第二分隊はラスラビヤ、シメアベルキー、ナヒモフ、ナハリンより、第三分隊はニコライ一世、セニヤビン、アブラキシン、ウーシヤコフより成り之れに次ぐに、オレーグ、オーロラー、ドミトリドンスコイ、ウラジミルモノマツフ、の四巡洋艦及び五隻の小巡洋艦、九隻の水雷艇、六隻の運送船を以てしたり、而して戦鬪愈々開始せらるるや、日本軍は猛烈に我十二隻の戦鬪艦を砲撃したるが、我軍の威氣之れが爲めに沮喪し復び奮興する能はず、戦鬪二時間にして遂に我艦隊は敗殲するに至り、残存せる戦艦は唯アリヨール一隻に過ぎず、惟ふに日本軍の勝利を博し得たる所以のものは一に砲力の優勢なりしに依るものにして、之が爲めに受けたる我軍の損害は多大なるものなりとなり。

世人或は我艦船の構造を以て不完全なりと論せり、然れども是は全く謬説にして、凡そ如何なる艦船と雖も恁る事情に逢遭したらむには必ずや我艦隊に於けると同一の運命に陥るものなりと信ず、唯だ艦船の一缺點とする處は七十五密利砲を水準線に近く据付けたること即ちそれなり、故に激浪高き時は殆ど之を使用すべからず幾多の不便と困難とを感せり、殊に今回の戦鬪に於て日本艦隊より發射せる榴弾は艦内一面に火災を起し我艦隊は甚しき苦境に陥れり、若し今後斯の如き危険を防がむとせば宜しく艦内の塗抹を排せざるべからず、尙又我戦艦内には五十密利乃至三十七密利小口徑砲多數を装置したるも、殆ど何等の効を認むる能はず忽にして崩壊せられたり、惟ふに將來の戦艦に七十五密利以下の小口徑砲の必要なきが如し云々

#### 第四節 露艦の東航と佛國政府

露國第二太平洋艦隊の東航は實に列國海軍社界に於ける一問題たりしなり、蓋し同艦隊が豫定の如く喜望峯を迂回して印度洋に出で、更に東北に航して日本海に至らんには、其航路は一萬七千二百海里（露都より對島海峡に至る）に達し、而も該航路中に於て露國は一も貯炭所若くは寄航所を有せざれば、炭水糧食の供給の如き甚しき困難を感せざるべからず、若列國にして英米兩國の如く嚴正に中立を保たんには、其東航は殆ど不可能たりしや明かなり、而して同艦隊は三十七年十月十二日露都を發し、同十二月三十一日マダガスカル島に達し、三十八年四月八日新嘉坡を通過して、同十七日安南なるカムラン灣に著し更にホンコー灣に投錨し、五月三日同灣を辭して我對島海峡に向へり、斯の如く其東航中に於て寄港投錨し、密かに炭水糧食を得て、其目的の一部を達し得たる所以のものは、中立權を無視して横暴の舉動に出しに依るものなり、元より嚴正中立なるものは、武力に伴ふべきものにして、武力なき中立は有名無實に過ぎざれば、其責任は交戦國の一方に歸せざるべからずと雖も、世界五列國の中に數へられし佛國が、露艦の爲すまゝに任せたるが如きに至りては、之を對敵行爲の幫助と謂はざるべからず。

而して露國軍艦が四月十七日佛領安南なるカムラン灣に投錨し、其中立權を蹂躪して諸外國の商船を臨檢し、軍事的行動を爲すや我帝國政府は直に佛國政府に向て、中立の嚴守を要求せしに、同政府は回答して曰く、



我抗議に對する佛政府の回答

四〇八

佛國政府は波羅的艦隊がカムラン灣に達せりとの報道に接し、直に東京總督に向て佛國中立規則を勵行すべき旨を命じ、次で日本政府の提議に接したるを以て、速に佛國領海外に退去すべき旨を、露國艦隊に通すべき旨を電訓し、總督は該命令を遵守して既に相當の手段を取りし旨回答し來れり

尙佛國政府は露國政府に對して波羅的艦隊をして佛國領海内より退去すべき旨電訓を發すべき様要求せしに、同政府は訓令を發せる由回答し來れり、佛國政府は中立を嚴正に尊重せんが爲めに、既に必要の手段を取り、將來又爾かすべき事を保障す

斯く佛國政府は表面頗る公明を装ふと雖も、而も露國艦隊はカムラン灣を出で、直にホンコーへ灣に移動し、暫く之を根據地として第三艦隊の來航を待ちつゝありしが、佛國政府は之を默許せるが如く、同艦隊亦た敢て出港せざるを以て、帝國政府は更に本野駐佛公使をして、佛國政府に抗議を提出せしめたり。

而して又佛國の中立宣言には他列國の如く交戰國軍艦は捕獲船を伴ふて、佛國の港灣或は其殖民地若くは保護國の港灣に廿四時間以上碇泊するを許さず、兩交戰國の軍艦又は商船の同時に佛國港灣内に在る場合に於て、兩交戰國艦隊出港の間隔は少なくとも廿四時間たるべしと規定し、單に軍艦の碇泊に就きては時間上何等の制限なし、是れ同國が責任を免れんとせる所なるべしと雖、中立地は即ち平和地帯にして、交戰國の何れもに向て對敵行爲を幫助すべき資料若くは便宜を與ふべからざるや明かなり。而して佛國政府は露艦のホンコーへ灣に繫留して後續艦隊を待ち、或は敵狀を偵察し、商船を臨檢

佛政府の中立規定

佛政府に對する日本國民の激昂

英國政府の聲明

し、密かに對敵行爲の根據地と爲せるも、尙ほ之れを時間上の制限なしとして默過するに至りては、最早中立違反として論せざるべからざるのみならず、明かに交戰國の一方に向つて幫助を與ふるものにして、帝國政府は之を默視すべからざるに至り、民間の志士は激怒して露佛兩國の非違を鳴らし、進で同盟國たる英國に知照して、同盟條約の實行を要求せんとせり、時に倫敦タイムスは「英國外務大臣ランスタウンは佛國政府に對し若し日本政府の云へる所にして果して確實ならんには、英國は同盟の義務履行を要求せらるゝに於ては、拒絕すべきの理由なきを以て、之に應ずるの外他に執るべきの道なしと聲明せり」と傳へ、風雲將に急ならんとするに至り、佛國政府亦た之を不問に附し去る能はず、直に嚴正の態度に出でしと雖、時既に露艦は充分の準備を整へ、後續艦隊又來航せしを以て、事實上に於て我は何等の得る所なく、露國艦隊は遂に東航の目的を達するを得たり。

## 第二章 彼我艦隊の動靜

### 第一節 露國第二太平洋艦隊の動靜

既に第一篇に於て記述せしが如く、露國第二太平洋艦隊は戰艦七隻、裝甲巡洋艦四隻、二等巡洋艦七隻、三等海防艦及砲艦十隻、通報艦二隻、驅逐艦廿五隻、水雷敷設船二隻、水雷艇十一隻より成り以つて極東海上に我艦隊と相對峙して、曠古の大激戰を爲したるも、遂に我艦隊の爲めに或は撃沈せられ、或は拿捕せられ、若くは中立港に竄入し勢力全く殲滅に歸せり、則ち戰艦ツエザレウイチは青島に、巡洋艦デイヤナは柴棍に、同アスコロッド海防砲艦マンジュルは上海に、驅逐艦ベヌボミチ



アードヌイ、ベスマトラシヌイ、ベズシウムヌイ、ボイキ、スマールルイ、グロゾウオイ等は上海に  
 竄入し、巡洋艦「ダイヤナ」一隻漸く樺太に遁竄せり、是に於てか極東の制海權は完く我が掌中に歸せ  
 り、是より先き露國は其第一太平洋艦隊が我が艦隊の爲めに壓迫され、浦港艦隊をして孤立無援の地  
 位に立たしめ、全く海上權を失ふに至りしかば、早くも波羅的艦隊を東下せしめ以て之が掩護に當て  
 ると、屢々廟議に上りしも一萬六千里の長程を航せざるべからざるが故に未だ決する所あざり  
 しが、旅順の勢日々に非にして將に一大恐慌を惹起せんとするものあり、最早之を等閑に附すべから  
 ざるに至りしかば、廟議漸く決して波羅的艦隊を以て第二太平洋艦隊を組織し、旅順若くは浦港の危  
 急を救ひ、制海權を恢復せんとし、海軍中將「ロヂェストウエンスキ」を提督とし卅七年十月十二日を  
 以て本國を發して東航の途に上らしむ、今其の所屬艦を列擧せば左の如し。

| 戰艦                | 噸數      | 速力      | 乗込員  |
|-------------------|---------|---------|------|
| 戰艦クニヤージスワロフ       | 一三、五一六噸 | 一八、海里   | 七四〇人 |
| 同インペラトル、アレキサンドル三世 | 一三、五一六噸 | 一八、海里   | 七四〇  |
| 同ボロヂノ             | 一三、五一六噸 | 一八、海里   | 七四〇  |
| 同アリヨール            | 一三、五一六噸 | 一七、海里六  | 七三二  |
| 同オスラビヤ            | 一二、六七四噸 | 一八、海里   | 七三二  |
| 同シソイ、ウエリキ         | 一〇、四〇〇噸 | 一五、海里六五 | 五五〇  |
| 同ナワリオン            | 一〇、二〇六噸 | 一五、海里八  | 六二〇  |

露國政府意  
 を決して第  
 二艦隊を東  
 航せしむ

第二太平洋  
 艦隊の實力

|              |          |                   |
|--------------|----------|-------------------|
| 巡洋艦アウローラ     | 六、七三二噸   | 二〇、海里             |
| 同オレグ         | 六、六四五噸   | 二三、海里             |
| 同アドミラル、ナヒーモフ | 五、八八七噸   | 一六、海里六            |
| 同ドミトリドンスコイ   | 九、二〇〇噸   | 一七、海里             |
| 同スウエートラナ     | 三、七三七噸   | 二〇、海里二            |
| 同ゼムチユグ       | 三、一〇三噸   | 二四、海里             |
| 同イズムルド       | 三、一〇三噸   | 二四、海里             |
| 同アルマーズ       | 三、二五八噸   | 一九、海里             |
| 假裝巡洋艦ドン      | 八、四三〇噸   | 一九、海里五            |
| 同ウラル         | 八、二七八噸   | 二〇、海里             |
| 同クバン         | 八、四七九噸   | 一八、海里五            |
| 同リオン         | 七、二七〇噸   | 二〇、海里             |
| 同ドニエーブル      | 五、四三二噸   | 一九、海里             |
| 水雷艇ブイヌイ      | 同ブラツイ    | 同ブレスチャースチー同ブイストルイ |
| 同ボードルイ       | 同ビエードウキイ | 同ベズウブレーチヌイ同グローズヌイ |
| 同グロームキ       | 同グロソルリウイ | 同レズウイ             |
|              |          | 同ブロンジテリヌイ         |

第二太平洋  
 艦隊東航す

是に於て主力は喜望峯を回航し、他の一隊はフェリケルザム提督に統率せられて蘇士運河を通航す



ハル事件

第二太平洋艦隊マントク港に着す

英國東洋艦隊の活動

敵艦カムラン灣に着す

ることし、以て印度洋上に出でんとせり、而して喜望峯を迂回せるロジニストウエンスキー艦隊は、同廿二日北海航進中英國ハル市の漁業船を目して我が水雷艇隊なりと誤認し、之を砲撃して悲惨事を演じ、四月八日午後二時新嘉坡の沖合に達したりしに、當時露國領事は小蒸汽にて出迎へ、提督のヨットに向ひて通信を交換せり、該艦隊は其長さ約十哩に亘り、八節の速力を以て北航を繼續しつゝ、其一部隊はバカン島マントク港に到着したり（バカン島はスマトラ南部の東岸にして該島とスマトラとの間を稱してバカン海峡といふ新嘉坡よりジャワ及びスンダ海峡方面に向ふの航路なり又マントク港はバカン海峡の入口に位し島中第一の都市なり）而して又波羅的艦隊愈々東航の途に上れりと報ずるや、英國支那艦隊の如きは直に活動を開始し、先づストレッヂ、イウジニアの二船は香港を出發し戦艦グロリー、オーシヤン、センチユリオン、の三隻は同港に入り、尙ほボナベンチュアは八日、黎明より石炭を搭載し、戦艦アルビオン巡洋艦アンドロメダの二艦は急に修繕に着手し、和蘭艦隊は封緘命令を受けて北航したりき。

敵艦隊は更に前進し十四日佛領カムラン灣に碇泊せり、同灣は西貢の北東約百六十海里にあり、安南に於ける良港にして内外二港に分れ、外港は長さ三海里幅一海里餘にして、内港は長さ約八海里幅三海里餘の大灣なり、加ふるに海底深くして頗る船艦の碇泊に適せり、是より先敵艦が其本國を發して東航の途に上るや、其地理と露佛の關係上よりして、必ず是等の港灣に一時碇留すべしとは一般の推測する所なりしが、同港には既に臨時陸上の設備等も整ひ居りしと云へり。

### 第二節 敵艦隊の中立違反

露艦隊の横暴

露國第二太平洋艦隊が四月十二日中立規則を犯して佛領カムラン灣に入り、只管戦闘準備に着手し、炭水其他の糧食等を搭載し、且つ哨艇を放ちて絶へず近海を監視せしめしなど、恰も同艦隊の根據地たるが如き觀あり、是に於て世論は忽ち翼然として佛國の行動を咎むるに至り、我帝國政府の抗議を提出するに及びて、同國政府亦た嚴正を裝ひ、交趾支那及東京海岸防禦の爲め亞細亞艦隊に十隻の曳船を加ふべく宣言したり、然れども是は單に形式的の行動に止まりて、露の行動は依然として横暴を極め、中立港に碇泊して軍事的行爲をなし現に佛國商船フエニ號は四月十五日カムラン灣の沖を進航するに際し、波羅的艦隊所屬の水雷艇一隻港内より出航し來たり、直に停船を命じて船内、荷物、行先等を尋問し、同四月十八日サイアム盤谷に達したる獨乙汽船コーシムヤン號は、同月十五日の夜カムラン灣附近に於て、波羅的艦隊の爲めに臨檢せられたりと、是等の報導一度傳はるや佛國に對する中立違反の批難は益々高く、同國半官報ル、タン新聞は舞文曲筆して専ら瀾綻する所ありしも、露國第二太平洋艦隊が佛領海三海里以内に於て戦闘準備を爲したるは、掩ふべからざるものありて存せるが故に、我帝國政府は本野駐佛公使をして抗議を申込ましめ、佛國は同月二十三日を以つて之れが回答を送り來れり、而して該回答は載せて第一章第四節に在り。

我政府の抗議

佛國政府の言ふ所に依れば、同政府は既に東京總督に向ひ中立確守の命を下だし、更に露國政府に向つて交渉する所ありしが如しと雖も、而も事實は是を打ち消すに餘りあるものあり、而して又同國



露艦の消息

政府は打電して曰く、四月廿二日波羅的艦隊はカムラン灣を出航したり、但し其目的地は不明なる旨印度支那總督より電報ありたりと、更に又二十五日上海經由電報は報じて曰く「四月二十四日柴棍發電報に據れば、カムラン灣に碇泊せし波羅的艦隊は運送船を隨へ、五十二隻の艦隊は北方に向て航行し、別に運送船十二隻、巡洋艦一隻、病院船一隻は今尚ほカムラン灣附近に於ける佛國領海外に碇泊し居れり、又佛國巡洋艦デカルー號は、ドルングに向つて出發せり、同地にては二十四隻の軍艦を見たり」と是に於て波羅的艦隊主力の所在地は漸く瞭かに知るを得たり、即ち四月十二日カムラン灣を出發してより、同灣とヴァレラ岬(カムラン灣北方約七十哩)の間に於て、遙か沖合に遊弋せるが如く、而して該地點には艦隊假泊の便あるを以て、暫く根據地とし諸般の準備を整へたるが如し、斯の如く同艦隊は一度カムラン灣を辭し去りたるも、再び同灣方面に出發せり、即ち四月二十九日上海經由電報に曰く「汽船アングリー、コームアンの二隻は廿五、六日の兩日カムラン灣に於て波羅的艦隊を見たり」と、而してコーチアン號乗組員の語る所に據れば、「一隻の露艦は柴棍に於て將に修繕しつゝあり」と、又五月一日上海電報に曰く「昨日着港せし汽船ステッチン號の報に據れば、二十七日ホンコーへ灣に於て二十七隻の波羅的艦隊を見たり、而して該汽船の甲板には石炭を容れし袋を、約十五呎の高に積重ね居たり」と、是に依て之れを見れば佛國政府は露國第二太平洋艦隊に對し、單に形式的出港を命せしに過ぎずして、實際に於いては該艦隊の行動に對し、出來得る限り便利を與へたるものなり、而して又同艦隊は五月十日ホンコーへ灣に碇泊し、傍若無人の行動を爲しつゝありしは明かなる事實なり。

### 第三節 太平洋第三艦隊の組織

クラードの東航艦隊に關する意見

斯くの如く露國は既に第二太平洋艦隊を東航せしめしが、時既に第一太平洋艦隊は全滅し、到底第二艦隊の獨力を以てしては、日本艦隊に對抗すべきにあらざれば更にネボカドフをして第三艦隊を率ゐて東航せしむ、今ロヂェストウエンスキーの幕僚たる海軍大佐クラードの手に成れる、是等東航艦隊に關する一小著の一節を抄録せんに、

露艦の燃炭量

露國太平洋第二艦隊は二隊に分れて東航せり、一隊はロヂェストウエンスキー提督の統率せる者に於て、其航路は喜望峯を迂回し、他の一隊はフェリケルザム少將の率ゆるものにして、蘇士海峽を通過せんとせり

而して是等の航路は別に危険を感ずる所なきも、該艦隊の一日に燃焼すべき石炭は、三千百四十噸即ち十九萬四千六百八十布にして、此燃炭量を以てしては全速力の三分の一以上を出だす能はず、殊に載炭船は洋上に於て相會すべき豫定なるも、果して之を能くし得べきや否は考ふべき問題なり、斯の如く我艦隊は全然途上に於て石炭を得ること能はざるが故に交戦地に達する以前十分石炭を補給せざる可からず、然るに我第二艦隊は新式戰艦五隻の他は悉く舊式に屬し、且つ水雷驅逐艦等の如きも未だ其の實力を知る能はず、ロヂェストウエンスキー提督の果して其目的を達して、日本の掌握せる制海權を恢復し能ふや否や、是又實に意を安うする能はざる所なり、而して第一艦隊の殘艦にして、能く出で、第二艦隊と相會し、互に應援し能ふや、今や日本艦隊は我浦潮艦隊の爲めに



我が水雷艇の威力

甚しく不規則なる行動を爲せり、倘し恁の如くんば遂に我艦隊の捷利を博するに至るべけんか、日本艦隊は數月の戦闘に於て著しく其勢力を減少せりと雖も、尙ほ之を我艦隊に比較して頗る優勢なるものあり、加ふるに其水雷艇隊の猛烈なるに至りては寧ろ驚嘆の外なし、故に我太平洋第二艦隊のみにては到底日本艦隊を殲滅し、極東の制海權を恢復するは困難事に屬せり、故に更にピリンフ提督の率ゆる十八隻の艦隊に加ふるに地中海に残されし砲艦フラブルイ等の黒海艦隊を合して、太平洋第三艦隊を編制し、先航せし第二艦隊の後を追ふて、之れと合一せしめたらんには、初めて日本艦隊に比して優勢なる艦隊を編制し、其制海權を恢復するに於て又難とせず云々。

是は實にクラード大佐一個の私見にして、直に之を以て露國海軍の意見なりと斷ずる能はずと雖、又以て露國政府が第三艦隊を編制して、第二艦隊に後續せしめし所以を知るに足るべし。

第三艦隊ヲツカを通す  
内田駐清公使の抗議

斯の如にしてチボカトフ提督の統率せる太平洋第三艦隊は、三月七日チブチウを出發して東航の途に上れり、五月五日新嘉坡發の電報に據ればニコライ一世、ウシヤコフ、セニヤヴキン、アブラキシン、ウラジミルモノマフの五隻は運送船七隻を伴ひマラッカ海峽を通過せしも、戦闘艦アレキサンドル二世、巡洋艦バミヤカソワ、アドミラル、コルニロフ等は其艦列の中に見ざりしと、是に依りて之を見れば、アレキサンドル二世、以下の諸艦は舊式艦に屬するが故に、未だ其修繕を了へずして、列に加はる能はざりしが如し、而して太平洋第三艦隊の東航に就きては頗る秘密に附せしが故に、其の航跡は殆ど窺ひ知るべからず、恁くて第三艦隊は柴棍附近に於て太平洋第二艦隊と聯合し、一部艦隊は海南附近に遊弋せり、是に於て我駐清公使内田康哉は直に清國外務部に對し、中立問題に付き嚴談す

る所ありしが、當時敵艦隊は柴棍より南航して再びホンコーへ灣に投錨せり、而も佛國政府は之を默許せるもの、如く、露國艦隊をして行動の自由に任ずる所あるより、我帝國政府は再び條理整然たる抗議を提出せしに同政府は回答して曰く、

五月十五日午後受領せし佛國東洋艦隊提督ジョンキールの報告に依れば、本月十三日より十四日に亘りて、安南の海岸に露國軍艦の有無を確め、若其存在を認めし時は、直ちに出發することを要求するの目的を以て巡邏せし結果によれば、南はバントジャン港より北は北緯十六度に在るツーラーヌに至る間に於て、尙も軍艦の入港し得る港の最北なるジョアチデー灣（ホンコーへの北方約五十海里）に至る間に於て、全然一隻の露國軍艦及船舶の影だも認めざりし。

佛國政府の言ふ所、巧か、奸か、當時證據の徴すべきものなきに乗じ、漏縫の策を弄し天下の耳目を欺瞞せんとす、其心術の陋劣なるに至りては寧ろ憫れむに堪えたり、而して又第三艦隊にして日本海々戦に参加し、醜を萬世に流せしものは、

| 艦種    | 艦名            | 噸數     | 速力    | 乗員  |
|-------|---------------|--------|-------|-----|
| 戦闘艦   | ニコライ一世        | 九、六七二噸 | 十四海里八 | 六〇四 |
| 装甲海防艦 | アブラキシン        | 四、一二六噸 | 十五海里  | 三二八 |
| 同     | アドミラル、ウーシーヤコフ | 四、六四八噸 | 十六海里  | 三二八 |
| 同     | アドミラル、セニヤウイン  | 四、七九二噸 | 十六海里  | 三二八 |
| 装甲巡洋艦 | ツラヂミル、モノマフ    | 五、五九三噸 | 十五海里二 | 五一〇 |



外に假裝巡洋艦ルツス、輕氣球飛揚船トシ、特務艦オケアン、工作船病院船各一隻、運送船八隻曳船一隻

### 第四節 我艦隊の行動

東郷大將戦況奏上の爲め歸京す

是より先我艦隊は旅順艦隊を殲滅せしめ、浦港艦隊を攻撃して其リューリックを轟沈し、ロシア、グロンボイに多大の打撃を與へ、復た容易に出づる能はざるに至らしめしより、東洋の海上權は全く我が獨占に歸し、今や殆んど顧慮するものなきに至れり、是に於て我艦隊は前後數十回に渉れる戦闘に於て蒙りし瘡痍を癒せんとし、悉く船渠に入らしめ、東郷司令長官は上村第二艦隊司令長官以下の幕僚を引率し、戦況奏上の爲め三十七年十二月四日を以つて帝都に歸還し、三百餘日の疲勞を養ひつゝ、ありしが、此期間は實に高く鳴かんとして其喉を養ひ、遠く飛ばんが爲めに其翼を繕ひしものにして、所謂靜中動あり、第二の快舉は方に此時に於て運策せられたり、入渠せし艦船は悉く修繕を了りて洋上に浮び、缺乏せし彈藥糧食は船艙に充滿し、將士は勇氣回復して脾肉躍り、戦闘力は増すあるも減するなし、此時に當りて久しく世説に上りし、ロジェストウエンスキーの第二太平洋艦隊は、數多の運送船及炭水船を伴ふて故國を辭し、東航の途に上り、虛は遂に實を生めり、此報一たび傳はるや、東郷大將は心密かに籌策を劃し戰袍を裝ふて、卅八年二月六日再び征途に上る、而して大將が日露兩國の談判破裂して、總司令官の重任を負ひ、我艦隊を率ゐて佐世保を出發せしは、實に昨年二月六日にして、今年同月同日を以て再征の途に上る、此行亦た偉勳を奏すべしとて、滿都の士女先を争ふて之を新橋停車場に送り、萬歳の聲は車輪の響を壓して、宏屋爲めに震ふ。

東郷大將再び征途に上る

彼我兩軍の比較

斯の如く艦隊は舊に復し、將士は勇を養ひ、加ふるに五千萬同胞の重望を負へる東郷司令長官は、旗艦三笠に座乗して指揮の任に當れるあり、士氣は軒昂として既に敵を呑む、而して彼は長途の航海に勞れ、艦隊は久しく洋上に浮遊せしが爲めに速力大に減じ、既に勢に於て逸を以て勞を邀ふるものあるのみならず、我は數多の戦闘を経過して多くの經驗を積み、膽は練られ腕は鍛へられ、到底經驗なき新來兵の敵し得べきにあらず、勝敗の數は既に戦はずして明かなり、而も好漢來る、豈に一矢の酬ゆるなくして可ならんや、依て東郷大將は再征以來尤も嚴肅に綿密に一事一物も苟もせず、海圖に依り航海術に考へ、情報を參酌して敵の動靜を察し、密かに準備を整頓して其來航を待てり。

而してロジェストウエンスキーの第二太平洋艦隊は、三月十六日を以て佛領馬島の北端なるノツンベ港を出で、四月十三日佛領安南なるカムラン灣に到着し、チボカトフの第三艦隊亦た四月四日を以てチブチーを出發せりとの報道達するや、我が 皇帝陛下は樞密院に諮詢し賜ひ、憲法第十四條に依り、澎湖島に戒嚴令を宣布し玉ふ。

澎湖島に戒嚴令を布く

澎湖島馬公要港城内及び其の沿海を臨戦地境と定め、本令發布の日より戒嚴を行ふことを宣告す澎湖島戦時指揮官を以て前項戒嚴地の司令官とす 是に於て我海軍省にては澎湖島馬公に海軍合圍地軍法會議并に臨時海軍監獄を設け、其の他各方面にも戒嚴令を布けり、而して五月十日第二、第三兩艦隊はホンコーへ附近に於て會合せりとの報に接し我艦隊は二隊に分れ主力艦隊は東郷聯合艦隊司令長官自ら之を率ゐ、出羽戦隊と共に臺灣近海を警戒し、第二艦隊は上村司令長官之を率ゐ、片岡艦隊と共に津輕海峡及び宗谷海峡を守備し、尙ほ朝鮮



海峡方面には水雷艇隊、驅逐艦及び海防艦等を配置して嚴重に警戒し、敵艦の針路を偵知せんとし、常に遠く哨艦を放ちて之を偵察し其苦心に至りては殆ど言語に絶せり。

愆くて五月二十一日に至り我艦隊は全然船體の塗粧を變じ且つ戰闘中不要と認むる一切の機具を撤廢し、端莖の如きも單に一二隻を餘すのみにて炭水の補給を了りて敵艦の來たるを待ちたり。

### 第三章 日本海々戰

#### 第一節 敵艦隊上海附近に現はる

久しくホンコーへ灣附近に遊弋しつゝありし敵艦隊は、五月十六日を以て佛領海岸を去り、臺灣南方マバッシ海峡に向ふ、十九日海上平穩なりしを以て石炭の積込を爲して太平洋に出で、英國汽船オルト、ハシヤを拿捕し船長以下四名をオレンクに收容し、船員を厦門に揚陸し、廿二日海上風波穩かなりしかば再び石炭を積み入れ、廿五日午後三時突如として軍艦五隻、運送船三隻より成れる一敵艦隊は吳淞港附近に現はれ、軍艦二隻は艦列を脱して東北方面に其影を匿し、殘餘の六隻は午後八時頃同港に入りたり、而して東北方面に去りし軍艦はビトタース、バグ及びスモーレンスク、如くなりしと云へり、更に又後報に據れば、波羅的艦隊二十七隻は揚子江口舟山列島の北なるサツドル島に現はれたりと、是に依つて之を察すれば、彼の吳淞沖に現はれたる敵艦は、該艦隊の一部たりしや瞭かなり、當時波羅的艦隊は我艦隊主力の壓迫を恐れ、其一部を吳淞方面に派遣して我を牽制せしめ、同時に主力は浦鹽斯德に入らんとして對馬海峡に向て進航せり。

敵艦吳淞港に現はる

#### 第二節 彼我艦隊の砲撃開始

我艦隊が鶴首翹望して待ちつゝありし波羅的艦隊は、愈々五月廿七日を以て我哨艦の視線内に現はれたり、各艦の無線電信は同一の感應を呈して「敵艦見ゆ」と報ず、戰闘旗は旗艦の檣頭に掲げられ、兵は各々其部署に就き、砲門は既に開かれ、好羞は將に迸發して相酬ひられんとし、偉觀中の偉觀、壯烈中の壯烈事は目前に迫り、今や將にアルキヤン時代以來の大活劇を演せむとせり。

是より先、敵艦隊は北航して浦港に入らんとするの報に接するや、我艦隊は全力を擧て對馬海峡に集合し、哨艦を南方に派遣して最も嚴重に警戒せり、斯て二十七日午前五時濟州島の東方に在りし假裝巡洋艦信濃丸は近く敵艦を認め、直ちに主力艦隊に信號して曰く、「敵艦隊二〇三地點に現はれて朝鮮海峡に向ひて進航するもの、如し」と、初め信濃丸は燈火を點せし一汽船を認めしも、濃霧の爲め船體明かならざりしかば、郵便船若くは旅客船ならんとし之を臨檢せんとして接近せしに、何ぞ圖らん、敵艦隊は既に其附近に進航し來り、信濃丸は今や却て包圍せられんとしつゝありしに驚き、全速力を以て逃れ出でたりしなり、是に於てか旗艦三笠は各艦に對して出航を命令しけるが、全艦の勇士躍動して直ちに進航を開始し、艦隊は狂瀾を蹶つて突進し、水雷艇は怒濤の下を潜貫して東北の方面に進めり、午前五時三十分に至り再度の信號は來れり曰く「敵艦隊は針路を變じ對馬海峡東水道に向ふ」と依りて我艦隊は航路を南方に轉じたり、午前七時南方警戒線の左翼哨艦として派遣せられたりし和泉艦は敵の艦隊を發見し、直に南方より急航し來たり報じて曰く「敵は既に宇久島の北西二十五海里

信濃丸敵艦を認む

和泉艦敵艦を認む



の地點に達し、更に北東に航進せり」と、是に於て全艦隊は速力を増進し東方に轉じて進航し、遙かに前方を瞥見すれば、煤煙巒然として洋上に墨を流せり、午前十一時片岡中將の統率せる巡洋艦隊、東郷(正路)戰隊、出羽戰隊は、壹岐、對馬の間に於て、始めて敵の艦隊に接觸を保てり。

此日海上は迷霧深くして五海里以外を展望する能はざりしが、所謂天祐の然らしむる所なりしか、數十里以外に於ける敵艦影は眼界に映じて、敵の未だ我を認むる能はざるに先ちて、我は既に敵の前列部隊が其第二第三艦隊にして、特務艦七隻を伴ひ、主力を右翼列の先頭に置き二列縦陣を作り、十二節の速力を以て北東に航進せることを確め得たり、是に於て東郷大將は先づ其の左翼列の先頭を撃破せんとし、正午十二時我各艦は戰鬪旗を掲げ朦朧たる大氣の中を突進し、東郷司令長官は主力艦を率ゐる上村中將は裝甲巡洋艦隊を引率し、瓜生戰隊、驅逐艦隊等は既に敵艦隊の左翼に迫らんとし、出羽戰隊及び東郷(正路)戰隊亦た敵艦隊と接觸を保ち、沖の島北方約十海里に達し、敵の左側に出でんとして更に西北に針路を變じ、一時四十五分に至り漸く我左舷南方數海里に敵艦隊を發見せり、而して敵は我豫想に違はず右翼列の先頭にボロチノ型戰鬪艦四隻を配列し、オスラビヤ、シソイベリキ、ナワリン、ナイモフ等の一隊を左側列の先頭に備へ、ニコライ一世外海防艦三隻之に次ぎ、ガムチニーク、イズムルドの二艦は左右兩列の間に介在し、オレグ、アウロラ、以下二三等の巡洋艦及びドミトリドンスコイ、ウラヂミル、モノマフ、等其他の特務船は後方に連續して數裡に亘れり。

是に於て東郷大將は全軍に對して戰鬪開始の命令を下し、尙ほ勇悍なる我戰員一同に對し「皇國の興廢は實に此の一戦に在り、各員一層奮勵努力せよ」と信號するや、全艦の將士は踴躍し一死以て君國

濃霧の中に  
敵艦を認む

敵の艦列

戰鬪開始

の爲めに盡す所あらんとせり、愨く我主力艦隊は南西に向ひて恰も敵の艦隊と逆に進航し、午後二時五分更に其針路を東方に變じて、斜に敵艦隊の先頭を蓋壓し、裝甲巡洋艦隊亦た續航し來り、出羽戰隊、瓜生戰隊、巡洋艦隊及び東郷(正路)戰隊は何れも南下して敵の背後を衝き、戰鬪は愈々開始されたり。

### 第三節 主力艦隊の戰況

我主力艦隊は堂々高浪を蹴て、敵艦隊の先頭を壓したるに、敵は忽ち航路を一變して艦首を右舷に廻轉し、午後二時八分敵艦スワロフ先づ其砲門を開きて第一の砲火を送り來れり、然れども我艦隊は踴躍せる將卒を戒めて暫く忍んで應せず、其漸く六千米突の好射距離に入るや、激烈に其先頭艦に向て砲火を酬ひたり、寂寥たりし天地は倏忽として震憾し、海若爲にめ驚き、潮水爲に裂けんとし、煤煙は炸煙と混じて大修羅場を包めり、敵は爲めに東南に壓迫せられて漸次其艦首を東方に轉じ、不規則なる單縦陣を作りて我と並航せり、時に三笠は驅逐艦に對して、「各驅逐艦隊は最も近き彈着距離外に退き、自由の行動を爲し監視を怠るべからず」と信號せり、依て驅逐艦は直に敵の彈着外に出で、監視の任に就きたり、而して我艦隊よりせる砲彈は、悉く敵の先頭艦たるスワロフ及びオスラビヤの二隻に集中せられたるを以つて、是等二艦は遂に戰鬪力を失ひたりしが、稍ありてオスラビヤ亦た爆撃轟々たる響を發して大火災を起し、遂に戰列を脱するに至れり、當時我裝甲巡洋艦隊は主力艦隊の後方に配列し、猛烈なる砲撃を加へければ、敵の旗艦クニヤージスワロン、二番艦皇帝アレキサンド

敵艦スワロフ  
先づ發砲す

敵艦大火災  
を起す



淺間艦の損

セムチエー  
ク我に突進  
し來り却て  
撃退せらるスワロフの  
沈没

ル三世も大火災を起して遂に戦列を脱し、此他後續艦にして火災に罹りしもの多く、爲めに隊伍甚しく亂れたが、彼我兩艦よりせる砲煙は、煤煙と共に隊形を罩めて艦隊の所在を認むる能はず、爲めに一時は戦闘を中止せざるべからざるに至れり、而して敵艦の損害と共に我艦隊の損害を蒙りしものも尠なからず、淺間艦の如きは艦の後部水線に近く三箇の敵弾を受けて舵機を損じ、且つ浸水甚だしくして、一時戦線外に脱したれども應急修理を施して復び戦列に加はりたり、恁て我艦隊は猛烈なる砲火を注ぎ敵艦隊を南東の方向に壓迫せり、午後三時敵艦隊は俄に我が後尾の方向に舵を轉じて北航せんとしければ、我艦隊亦た直に左十六點に回轉し、之を砲撃して復び敵の艦隊を南東方面に壓迫したり、當時敵の戦艦セムチエーは、激烈なる猛撃の中を突進して我装甲巡洋艦の後部に向ひて猛進し來り我艦隊に接近するや、猛烈なる彈雨は唯だ一隻の敵艦に注がれて、多大の損害を蒙り遂に目的を達する能はずして退却し、戦闘力を喪ひたるオスラビヤ亦た戦列を脱してより火災を起し三時十五分遂に沈没したり、又た戦列に於けりし、クニヤージ、スワロフの如きは、我艦隊の猛撃を蒙りて既に一本の樁と二本の煙筒を失なひ、加ふるに艦體到る所に彈孔を生じ、砲煙の間に包まれて操縦する能はず、其の他の諸艦亦た悉く大破損を蒙り、徒らに我猛撃を蒙りて艦列を亂し遂巡せしが、復び針路を變じ東方を指して退航しければ、我主力艦隊は左方十六點に回轉し、装甲巡洋艦之れに尾航して猛火を加へ、水雷を放ちて之を追撃し、南方に壓迫したるが、午後三時四十分驅逐艦千速及び廣瀬、鈴木兩驅逐艦は巧みに敵艦隊に肉薄し、スワロフ艦に對して水雷攻撃を爲したり、廣瀬驅逐艦隊の發射したる水雷は標的を誤らず、スワロフの左舷後部に命中し、爆聲轟然天地を震撼すると共に、

アレキサン  
ドル三世を  
撃沈す驅逐艦隊敵  
艦に迫る

同艦は忽にして沈没せり、而して廣瀬隊の不知火及鈴木隊の朝潮は、突進の際附近の敵艦より猛烈なる砲撃を蒙り、共に一彈命中して一時危険に陥りしも、幸にして無事なるを得たり、午後四時四十分敵は我が艦隊の猛勢に辟易して北航を断念し、密かに南方に遁走せんとせり、依つて我艦隊は装甲巡洋艦を先頭隊とし順次列を整へて之を追撃せしが乍らにして濃霧の中に其艦影を失せり、我艦隊は行く行く其右方に離散彷徨せる敵の二、三等巡洋艦及び特務船を砲撃し、午後五時に至り装甲巡洋艦は主力艦と分れて、南西に針路を變じ敵巡洋艦を壓迫し、主力艦は北方に轉回して敵の主力艦を搜索せり、午後五時五十分主力艦隊は其左方に特務船ウラルを認めて之を撃沈し、更に北方に向ひて索敵運動を繼續しつゝありしが、其左舷に當りて六隻の戦艦は全速力を以て北東方面に遁走しつゝあるを發見せり、依て我は西北の方面に向ひて敵と並航し、全速力を以て其前頭に出で、壓撃を加へしかば、敵艦は初め北東の方針を取りしも、漸次西方に轉じ遂に北西に向て進航せり、茲に於て、我が艦隊は猛威を奮ふて砲撃を加へ、アレキサンドル三世は遂に戦闘力を喪ひ戦列を脱し、他の一戦艦亦た我激烈なる砲火の爲めに大火災を起し、午後七時二十三分漂々たる煤煙に包まれて轟然沈没したりき。

而して又我装甲巡洋艦は敵の巡洋艦を搜索して南方に進航しけるに、午後五時三十分頃より激烈なる砲火を交へ、同七時半我主力艦隊の方面に向ひて歸航せり、時に暮色蒼然として將に夜襲の好時機となりしかば、一時砲撃を停止して東方に進航し、驅逐隊及水雷艇隊は南、東、北の三方面より敵艦隊に向ひて蝗の如く肉薄せり。



### 第四節 各戦隊の攻撃

我各艦隊は哨艦と共に、對馬東水道方面、朝鮮海峡方面等に於て、各々特種の軍事行動を執りつゝありしが、二十七日午後二時戦闘開始の令下るに及び、出羽戦隊、瓜生戦隊、巡洋艦隊及び東郷（正路）戦隊は、主力艦隊と分れて敵の左舷に向つて南航し、「モノマフ」「オレグ」「アルムーズ」「ドミトリ」「ドンスコイ」「アウロラ」「ウラジミル」「スウィートラナ」等の巡洋艦を砲撃し、午後二時四十五分に至りて、我戦隊は敵の左舷より後方に迂回して右舷に出で、盛に砲火を加へ縦横に進航し以て敵巡洋艦を悩まし、敵艦は爲めに其の艦列を亂すに至り、殊に特務艦船の如きは狼狽して潰走せり、愆くて午後三時アウロラ型の一敵艦は、我戦隊に向ひて突進し來たりしも、猛烈なる砲撃の爲めに多大なる損害を受け、殆んど戦闘力を失ひて退却したり、同三時四十分敵驅逐艦三隻は高浪を蹴り立て、我艦隊に向ひて猛烈に來襲し、却つて我が猛火の爲めに幾多の損害を蒙り、再び夏虫の愚を演じ三艦共に手を空しくして波浪の中に逃走せり。

是れより先き出羽、瓜生兩艦隊は互に相協力して敵艦を猛撃し、午後四時に至りて彼我の交戦は益益酣にして、一高一低動搖する海水に曠古無前の活劇を刻みながら、大空に洋上に炸裂せる爆聲は潮水を震撼し、砲煙は煤煙と混じ濛乎として薄墨を流がせるが如く、愈々出で、愈々猛烈を極め、敵の後方部隊は我猛火に堪えずして遂に全く潰亂し、特務艦船の如きは操縦の自由を失ひしものさへあり、周章狼狽四離八散せるの狀廣漠たる海洋も尙ほ狭きを感じるが如く、瓜生戦隊は敵の特務艦ア

敵の特務艦  
船潰走す

出羽瓜生兩  
艦隊の激戦

敵艦周章狼  
狽す

瓜生戦隊及  
巡洋艦隊の  
苦戦

笠置艦の損  
傷

出羽戦隊の  
旗艦退却

瓜生戦隊の  
奮闘

ナジールを追撃して之を轟沈せしめ、尙ほ進ではイルチシ艦を砲撃して多大の損害を與へたり、折柄我巡洋艦隊は東郷（正路）戦隊と共に來り會し、出羽、瓜生の兩戦隊と協力し、艦列を亂して退却しつゝ、ある特務艦船を追撃し、快速力を逞ふして敵を悩ませり、午後四時四十分我主力艦隊の爲めに迫撃せられたる敵の戦艦四隻は北方より南下し來り、其巡洋艦隊と合し、我瓜生戦隊及び巡洋艦隊に向ひて猛烈に砲撃を加へしかば、同戦隊は全力を擧げて之れに對抗し以つて敵に肉薄し、彈着距離の接近するに従ひて、益々激しく猛撃し、且つ快速力を利用して縦進横航奮撃突闘しけれども、敵艦亦た頗る頑強に抵抗して容易に屈せず、我艦隊も一時は危地に陥りしが、益々勇を鼓して奮戦し縦横に馳突しければ、敵艦は遂に支ふる能はずして、艦首を左舷に旋轉し退航するに至れり、我軍勝に乗じて之を追撃して多大の損害を與へたり、是より先、出羽戦隊の旗艦笠置は、後部左舷の炭庫水線下を撃破せられ浸水甚しくして容易に防ぐべからず、已むなく艦列を脱して應急の修繕を加へんとし、出羽司令官は午後六時笠置及び千歳の二艦を引率して油谷灣に赴き、將官旗を千歳に移して修繕に着手し、爾餘の船艦を一時瓜生司令官の麾下に隸屬せしめ、夜に入りて油谷灣を發し戰場に向ひしが、笠置は修繕工事に意外の時間を要せしが爲め、翌二十八日の大戦に加はる能はざりし。

而して又瓜生戦隊も敵戦艦隊と猛火を交換せしが爲に、旗艦たる浪速艦の後部舷邊に巨彈を蒙り、一時艦列を脱して損傷を修理せしが、時に敵艦隊は我艦隊の爲めに蹂躪せられ、或は爆煙と共に海鬼となるあり、或は戦闘力を喪ひて逡巡し、宛も洋中の小島たるが如きものあり、其凄惨の狀實に言語に絶せり、愆くて午後五時我が裝甲巡洋艦隊は主力艦隊と分離して瓜生、東郷兩戦隊の方向に進航し



クニヤージ、  
スワロフ、ガ  
ムチャトカ  
を撃沈す

來たり、協力して敵巡洋艦を砲撃して北方に撃退し、逃ぐるを追ふて敵艦クニヤージ、スワロフ及び  
工作船カムチャトカの諸船艦の北航するを發見し、午後七時東郷戦隊はカムチャトカを爆沈せしめ、  
富士本水雷艇隊(巡洋艦隊附屬)はクニヤージ、スワロフを襲撃し、水雷二個を發射して之れを轟沈せ  
しめたり、同七時二十分夕陽既に暮き、夜色暗慘たるに至たりしかば各艦は命に依り鬱陵島に集合  
せり。

### 第五節 各驅逐艦及水雷艇隊の襲撃

既に前節に説述せしが如く、主力艦隊及び各戦隊の戦闘は暮色と共に一段落を告げ、更に驅逐艦隊  
及水雷艇隊の襲撃は開始せられぬ、此日南西より吹き來る暴風は颯々として怒濤高く天に沖し、小艦  
艇は操縦頗る困難にして、主力艦隊附屬の水雷艇隊の如きは三浦灣に避泊するの止なきに至れり。

驅逐艦及水  
雷艇の夜襲

夜襲の命を受けたる藤本驅逐艦隊は北方より、矢島驅逐隊及び河瀬水雷艇隊は北東より襲來して敵  
主力艦の先頭を壓迫し廣瀬驅逐隊は南東方より、吉島驅逐隊は東方より其他福田、大瀧、近藤、青山、河  
田の各水雷艇隊は南方より敵い主力、及び巡洋艦に肉薄しけるが、敵は探海燈を以て絶へず四方を照搜  
せり、我驅逐艦隊及び水雷艇隊は屈せず撓まず早くも敵艦隊に接近し、午後八時十五分矢島驅逐艦隊は  
主力艦に向ひて第一撃を加へ、各隊之に續きて敵の周圍に蝟集し猛烈に襲撃を行へり、敵艦亦之に應  
じて極力防戦し、飛び來るものは急殺の如く、飛び去るものは驟雨の如く、我水雷艇は益々敵艦隊に接  
近し、突進奇襲遂に午後十一時に至れり、敵亦死力を盡して對抗せしも我猛勢を支ふる能はず、僚艦

驅逐艦隊の  
奮闘

我艦三隻戦  
闘力を失ふ

相失して四分五裂し、隊伍亂れて各艦各自の行動を爲せり、我驅逐艦隊は勢ひに乗じ迫撃追躡之を殲  
滅せしめんとし、戦闘艦シノイペリキ、装甲巡洋艦アドミラルナイモフ及びアドミラルモノマフの三  
隻は、我艇隊の發射せる水雷の爲めに全く戦闘航海力を失へり。

第六十八號  
艇の奮戦

此襲撃に於て尤も苦戦に陥りしは、海軍少佐福田昌輝の司令せる第一水雷艇隊にして、同隊は第六  
十七號、第六十八號、第六十九號、第七十號の四艇より成り、他の各艦艇と共に此日戦闘に従事せしが、  
暮色冥濛として凄然たるに至るや、俄かに夜襲の命は下れり、依て福田隊は突進せんとし、密かに機  
の熟するを待てり、而も茫洋たる海面は墨を流せるが如くにして咫尺を辨すべからず、暫く方途に迷  
ひたりしが、折柄敵は燦然たる探照燈を放て海面を照射しければ、我艇隊は始めて目標を得て突進し  
先づ第六十八號艇は敵の最左翼に向ひて襲撃を加ふ、時に風は益々激しくして、澎湃たる怒濤は艇身  
を洗ひて一高一低航進の困難實に言語に絶せり、殊に探照燈の爲めに發見せられしより、速射砲及び  
「ホッチキス」砲より打ち出せる敵弾は、艇上に洋面に飛散し來りて驟雨の如く、而も既に死を決せる我  
將士は屈せず撓まず、二百米突の近距離に接近し、靜かに照準を定めて魚形水雷二個を發射せしが、  
忽にして敵弾は艇の舷側を貫通して前機關部を破壊し、濃々たる白煙を擧ぐると共に、更に第二弾は  
炸裂して鈴木兵曹を粉塵し、艇の運命は今や方に危険に瀕し、已むなく列外に出で、應急修理を加へ、  
辛ふじて沈没の災厄を免れたり。

斯の如く我驅逐艦及び水雷艇隊は猛火を冒して奮進し、連續肉薄せしを以て敵は殆ど應接に迫なく、  
且つ頗る短距離内に慕闘せしが爲めに、敵艦備砲の俯仰角度に過ぎ、砲撃する能はざりしものありしと



云ふ、而して又戦鬪の激烈なりしが爲め、我福田艦隊の第六十九號艇(司令艇)、青山艦隊の第三十四號艇(司令艇)及び河田艦隊の第三十五號艇の三隻は敵の艦隊に襲撃肉薄の際、猛烈なる敵弾の爲めに遂に撃沈せられ、驅逐艦春雨、曉、雷、夕霧、水雷艇鷲、第六十八、第三十三號艇等の各艦艇は、或は敵弾に觸れ或は衝突して損害を蒙り、死傷亦た甚だ多し、此夜鈴木驅逐隊及水雷艇隊の一部隊は共に他の方面に索敵し、尙ほ鈴木隊は二十八日午前二時韓崎の北東約二十七海里の地點に於て二隻の敵艦の北航するを發見し、直ちに之を襲撃して其一隻を撃沈せしめたるが、之ぞ即ち敵戦鬪艦ナワリンにして、兩舷に各二發の水雷命中せりと云ふ。

### 第六節 敵艦の殲滅

昨二十七日以來朦朧として、海上萬里を罩めし大氣は漸く晴て一天拭ふが如く、宛かも我を迎へて終局の捷利を恣まゝにせしめんとせり、是に於て我艦隊は、蔚陵島の近海に達し將に進撃せんとするや、各戦隊及前夜敵艦隊に向ひて襲撃を加へ偉勳を奏したる各驅逐艦隊、水雷艇隊は、漸次主力艦隊の方向に進航して之と會せり、午前五時二十分我巡洋艦は敵艦隊の退路を遮断せんとし、索敵運動を開始するや、後方六十海里にありて北進しつゝありし他の巡洋艦隊は、東方に當りて敵艦の盛に煤煙を揚げつゝあるを發見せり、依て我艦隊は急進接近して展望すれば、敵戦鬪艦二隻、海防艦二隻は相携へて北東に進航せり、是即ち前日我艦隊の爲めに、撃破せられし敗殘艦なれば、主力艦隊及裝甲巡洋艦隊は其針路を漸次東方に轉じ、全速力を以て敵の先頭を壓扼し、東郷、瓜生戦隊亦來り會して其後方を抑へ、前後よ

敵の敗殘艦を襲撃す

子ボカトフ降を乞ふ

瓜生戦隊の戦況

り夾撃せんとし、午前十時三十分に至り、竹島より南方に距ること約十八海里の地點に於て猛烈なる包圍攻撃を開始したり、當時敵艦は、ニコライ一世アリオールの戦艦を始めとし、ケチラル、アドミラル、アブラキシン、アドミラルセニャウキンの海防艦及巡洋艦イズムルドより成り、尙一隻の巡洋艦は遙か南方に當りて煤煙を上げつゝありしが、我艦隊を見るや直ちに遁走し去れり、而して我主力艦隊は敵の敗殘艦を包圍して激烈に之を砲撃し、多大の損害を與へければ敵艦は須臾にして狼狽し一方の血路を開きて遁走せんと勉めしも、我軍益々猛烈に攻撃し其の快速力を利用して前頭を制し後方を扼しければ、遂に其不可能なるを自覺し、第三艦隊司令官子ボカトフ將軍は部下と共に降を乞へり、依りて東郷總司令長官は特に其の將校以上に帶劔を許して其の請を容れたり、此時に當りイズムルド艦は全速力を以て包圍圈内を脱し南方に向ひて遁走せんとして、東郷(正路)戦隊に遭遇し激烈なる砲撃を加へられければ東方に向ひて疾航せり、時に千歲艦は昨廿七日の激戦に於て後部に敵弾を受け、浸水の甚だしきが爲め、一時油谷灣に入りて之が應急修理を施し、今朝艦隊所在地に向ひて進航中、北方に進航せる敵驅逐艦一隻を發見し、直ちに之を追ふて撃沈せしめ漸く此地に來り會し、直ちに轉じて遁走艦イズムルドを追尾して進航せしが遂に之を北方に逸せしめたり、而して又瓜生戦隊は敵敗殘艦を搜索しつゝ、北航し、午前七時西方に當りて煤煙を上げつゝ、北航する一敵艦を發見し、有馬音羽艦長は音羽、新高の一隊を率ゐ、全速力を以つて之が討滅の爲めに突進したり、該一部隊は午前九時過に至り漸く敵の敗殘艦、スウェトラナー艦及驅逐艦一隻に接近し、其先頭を壓迫して盛に之を猛撃し、敵も亦頑強に抵抗する處あり、殆ど一時間の激戦を爲し、午前十一時六分竹邊灣



スウェトラ  
イナ、ブイ  
ストリーを  
撃沈す

沖合に於て遂にスウェトライナを撃沈せり、此時新高艦は驅逐艦叢雲と共に敵の驅逐艦ブイストリーを包撃し、午前十一時五十分又之を竹邊灣の北方約五海里の地點に撃沈したり、斯の如く敵の二艦撃沈せられてより、幾千の敵兵は海水に漂ひ、或は板片に依りて漸く其餘喘を保つあり、或は橋頭を抱きて憂愁の感を洋上に残すあり、阿鼻叫喚の悲呻は、又見るに忍びざる悲劇を演せり、折柄我特務艦たる春日丸及び亞米利加丸は進航し來り、端艇を下して悉く之を救助收容せり。

アドミラル  
ウシヤコフ  
を撃沈す

此時に當り我主力は略々敵を撃沈し、更に進で各方面の敵を搜索しつゝありしが、午後三時に至りて遙か南方に當り敵艦アドミラル、ウシヤコフの來るを發見し、撃手、八雲の兩艦に命じて之を追撃せしむるや、該一隊は直ちに南走せる敵艦に追及して、先づ降伏せむことを勸告しけれども、之に應せざるのみならず、却て酬ゆるに猛烈なる砲撃を以てせり、茲に於て我は大に怒り直に應戦し須臾にして之れを撃沈し、生存者三百名を救助せり、又我驅逐艦陽炎、漣の二隻は敵艦を搜索して爵陵島方面を進航中、午後三時三十分同島の南方約四十海里の地點に於て仄かに煤煙を發見して該方面に突進しけるに、敵の驅逐艦二隻は今しも北方に向つて遁走せむとしつゝあり、四時三十分我艦隊は遂に之れに追及し先頭を壓撃せしかば、敵驅逐艦隊は我威勢に畏怖し、白旗を掲げて投降の意を表せしを以つて、我驅逐艦漣は直ちに之れを捕獲しけるに、該艦はビエードウイにして、艦内には太平洋第二艦隊司令長官ロジエ、ストウエンスキー提督を始め幕僚等悉く移乗せるを以つて、之れを捕虜と爲せり、而して又陽炎は他の驅逐艦に向ひて猛烈なる砲撃を加へ、多大の損害を與へたりしに、午後六時三十分に至り遂に北方に逸せり。

ロ提督我捕  
虜となる

ドミトリ  
ンスコイ沈  
没す

午後五時瓜生艦隊は西方に索敵してドミトリドンスコイを發見し、矢島驅逐艦隊と共に追撃して、午後七時爵陵島の南方約三十海里の地點に於て、竹邊灣の方面より來航したる音羽、新高の一部隊及び朝霧、白雲、吹雪と協力し相挾で之を砲撃し、殆ど戦闘力を喪失せしめしむ、時既に夕陽西山に暮き夜色蒼然たるに至りしかば、砲撃を中止したるに、敵艦は遂に其影を失せり、慙くてドミトリドンスコイは翌二十九日に至りて前日に於ける猛烈なる我攻撃の爲めに大破損を生じ、爵陵島の東南岸に沈没し、其生存者は春日、吹雪の兩艦に收容せり。

### 第七節 特務艦の壯舉

アドミラル  
ナヒモフ沈  
没す

我主力艦隊及び各戦隊が敗殘の敵を追撃して北方に向ひ策動中、我特務艦たる信濃丸、八幡丸、臺南丸の三隻は戰場掃除の任務を受け、廿八日黎明より韓崎の北東約三十海里の地點に赴くや、敵艦シナイヴリキーは昨夜來我水雷艇隊攻撃の爲めに、艦體に大なる彈孔を穿たれ、今や沈没せんとするを發見し、直に拿捕の手續きを爲し其乗員を救助收容せしが、同艦は午前十一時五分終に全く沈没したり、又特務艦佐渡丸は驅逐艦不知火と共に午前五時三十分對馬琴崎の近海に向ひて進航せしに、アドミラル、ナヒモフの二艦は多大の打撃を受け、著しく傾斜せるを認め、佐渡丸は乗員を救助し、之を捕獲したるも浸水甚だしくして午前九時沈没せり、折柄敵驅逐艦クロムキも又全速力を以て進航し來たり、我艦隊の在るを見て直に舵を轉じ蔚山沖に遁走せしかば我驅逐艦不知火は之を追及せり、恰も好し、我水雷艇第六十三號も來り會して協力攻撃し、遂に乗員と共に船體を捕獲せり、而も同艦

クロムスキ  
を捕獲す



は我驅逐隊の爲めに非常なる損傷を蒙りたりしが故に、午後零時四十三分終に沈没せり、此外我砲艦及特務艦は共に戰場附近の沿岸を搜索して救助收容したる乗員甚だ尠ならず、戦列艦五隻の捕獲を合して六千に達せり。

### 第八節 敵艦隊全滅前後の状況

我艦隊の行動は前に既に叙する所の如し、而して今更に捕虜將校の實話を參酌して敵艦隊の行動を略述する所あらんとす。

第二太平洋艦隊はカムラン灣を發してより北東に針路を變じ、廿七日正午十二時頃に至り同艦隊は朝鮮海峡を東北に向ひ舳艫相啣んで進航せり、而して更に進みて對馬水道方面に至るや早くも我偵察隊の爲めに發見せられ相並びて東北に進航せり、而も戦闘開始の命令は未だ下らず肅々として續航せしが、午後一時過ぎに至りて敵艦隊は始めて信號して曰く『右方に當りて日本の装甲巡洋艦數隻現はれたり』と、されど敵艦隊は方向を變更するとなく、遅々たる速力を以て航進せり、當時敵艦隊はウラル號を始としカムチャツトカ、カレーヤ、アナツイリ、ジュチュエーグ、イズムルド、スウェトラナ、スウイロールの諸連送船を以て偵察船に充て、巡洋艦及び水雷驅逐艦はロヂェエストウエンスキー艦隊とチボカトフ艦隊との間にあり、悉く午後二時頃に至るや、我艦隊は威勢堂々敵艦隊の先頭を壓迫せんとして疾航せしを以て、スワロフは先づ砲蓋を脱して攻撃を開始し、各艦も亦之に續て十二吋砲を發射したりしも、距離尙ほ遠隔に過ぎ艦體に達する能はずして、中途海中に墜落するもの多かりし、而して漸次相接近して我艦隊よりせるものは激烈なる勢を以て敵艦に命中するもの甚だ多く、刻一刻帆檣に、甲板に、司令塔若しくは機關部等に破損を生じ、敵艦隊は遂に戦列を壊亂して狼狽するの已なきに至れり、時にスワロフは火災を起し、其艦橋は今や方に火焰を以て包まれ頗る悲惨の狀を極めたりしが、猛烈に我に向ひて砲撃を加へ、松島艦は一時非常に傾斜したり、而も同艦は再び直姿に恢復して、愈々激しく敵艦隊を砲撃し、遂にスワロフ艦は火災を起し艦體は變じて焦土と化し、恰も石炭の山を築きたるが如し、煙突は悉く倒れ、後檣一本を除くの外前檣は全く射倒されて跡を留めず、黒煙は濛々として天に押し其慘狀言語に絶せり、折柄我艦隊より發射せる水雷は命中して同艦は遂に沈没したり、又カムチャツトカ號も遂に我艦隊の砲火を蒙り、多大の損害を受けて撃沈せられ、他の敗殘艦ポードルイ、及びコレヤ、スヴェエリの三隻は上海に竄入して武装を解除し、プレスタヤスチーは上海へ向け遁走の途中、我艦隊の猛烈なる砲撃を受けて多くの彈孔を生じ浸水夥しく遂に沈没したり。

艦隊始めて  
我艦隊を認  
む

艦隊の配備

我砲艦益々  
烈を極む

スワロフの  
撃沈

敗殘艦の遁  
走

イズムル  
ドの電奏

而して又イズムルドは全速力を以て戰場を脱し、辛ふじて其目的を達し、浦潮斯徳の北方約二百海里のラルガ灣に進入し、直に露國皇帝に電奏して曰く、

バルチック艦隊は五月廿七日對馬海峡に進航せしに、敵の艦隊と邂逅し、午後一時二十分より砲火を開きけるが、敵は盛んに我旗艦スワロフ、オストラビヤに向ひて砲火を集注し、黄昏に及びて、オストラビヤ、イムペラトル、アレキサンダー及びボロジノは撃沈せられ、其他スワロフ、カムチャツトカ、ウラルの諸艦は甚だしく破壊せられて戦列を脱したるを以て、殘艦はチボカトフ少將之を指



揮し北東に向ひて進航したり、我艦隊は戦艦傳令の任務を負ふて進航中度々敵の水雷艇に攻撃せられ、翌二十八日黎明我艦隊は僅かにニコラス、オレル、アブラキシン及びセニヤヴィンの四隻に過ぎざりしが、此時に當り地平線上に敵艦隊の煤煙を揚げつゝあるを發見し、直ちに之をチボカトフ司令官に報告せり、依りて我艦隊は全速力を以て進航せしむセニヤヴィン、アブラキシンの二艦は速力遅緩なるを以て隊後に配列せり

此時に當り敵艦隊は我艦隊の左舷より右舷を包圍し猛烈なる砲撃を加へしを以て、本艦は多量の石炭を燃焼し最高速力を出して急航し、辛ふじて敵の包圍を免れ、廿九日の夜ウラジミル灣に達したりしが、夜色暗澹として咫尺を辨せざりしが爲めに遂に同灣口に於て暗礁に乗上げたり、當時殘餘の石炭僅かに十噸餘なりき、愆くて本職は多くの水兵を上陸せしめ、艦を敵手に委せざらしめんとして之れを爆發せしめたり

而して又ブウロラ、オレグ、ゼムチユグの三隻はエンクキスト少將に率ゐられて麻尼拉に竄入し以て露國皇帝に報じて曰く、

我艦隊は頗る苦戦に陥り、主力艦隊を見失ひたるを以て遂にマニラに引上げたり

而して同艦隊は米國政府の訓令に基き、遂に是等三隻は米國艦隊司令長官に引渡し、同司令長官之を保管せり。更に又ロヂェストウエンスキー提督は我軍の爲めに俘虜となりてより露國皇帝陛下に左の電奏を爲したり。

ロヂェストウエンスキー提督の電奏

ツァールスコエ邑に於て

エンクキスト少將の報告

皇帝陛下

五月十四日(我五月二十七日)午後一時三十分、對馬南端と日本海との間に於て十二隻より成る日本艦隊主力及び十二隻より尠なからざる敵巡洋艦隊と戦闘を開始せり、二時三十分スワロフは中央位を去るの止を得ざるに至れり三時幕僚の一部及小臣は知覺を失ひたるまゝ、ブイヌイに移されしが、同艦には已に沈没せるオスラビヤ艦乗員の一部を收容しありたり

艦隊の指揮權はチボカトフに委せり、ブイヌイは夜間艦隊と相失せしが、翌朝二隻の驅逐艦を伴へる、ドンスコイに遭遇して、オスラビヤの兵員を同船に移し、又小臣はベドウイに移され、グロムキーと共に前進せり

十五日(我二十八日)の夕刻ベドウイは、二隻の日本驅逐艦に降伏せるを知れり

十七日(三十日)ベドウイは佐世保に引致せらる

十八日(三十一日)チボカトフは佐世保に在りと聞く

降將第三太平洋艦隊司令官チボカトフ少將亦た其戦況及び日本政府の優遇に就きて露國皇帝陛下に電奏して曰く、

聖彼得堡

皇帝陛下

謹で奏す前後戦回の激戦の後、五月十五日(我二十八日)戦艦ニコライ一世、セニヤトウキン、アブラキシン、アリヨール及び巡洋艦イズムルドは、浦潮斯徳に向け進航の途次、二十七隻の日本軍艦

チボカトフの電奏



の爲めに包圍せられしが、彈丸の缺亡と大砲の破損及アリョールの戦闘力喪失の爲め、高速力のイズムルドを除くの外他の四隻は、士官以上に佩劍を許し、且つ士官以上は宣誓の上本國に歸還するを得る可く、日本政府に對して盡力するの條件を以て降服するの已を得ざるに出でたり。右條件は日本皇帝陛下の寛大なる聖意に依りて承認を得、小臣は右に付て陛下の御聖鑑を仰ぐ。

### 第九節 我作戦計畫

我軍の作戦

曠古無前の大海戦に於て、我艦隊の作戦計畫を案するに、濟州島附近より浦潮斯德に至る海面を七區に分ち、此間に於ける戦闘日数を四晝夜と豫定したりしも、第一、第二の兩區は天候不良の爲に何等の行動を演ずる能はず、第三區に及んで始めて實行するを得たり、而して第四、第五、の兩區に於て遂に敵は殲滅せしを以て、第六七の兩區に於ける作戦は竟に之れを實施する迄に至らずして勝敗を決したり、即ち第一第二の兩區は監視線にして、暗迷たる濃氣の爲に閉ざれて行動の困難なりしが爲めに、意の如く豫定計畫を遂行する能はず、第三區は二十七日に於ける本攻撃地點にして、第四區は攻撃の終了後即ち夜中水雷艇の襲撃地點たり、更に又第五區は二十八日黎明より蔚陵島の東西線に於て敵の敗殘艦隊を撃攘せし地點を云へり。

東郷大將の戦術

斯の如く前後四區の行動は天候の不良なりしと、三區より五區に到る活動の迅速に功を收めたりしが爲めに、豫定の策動を見る能はざりしが、而も第一區第二區に於ける哨艦の監視嚴密にして、早くも敵を發見して本隊に通報し第三區線内に壓撃せしが、此時に於ける東郷大將の戦術は尤も巧妙を極

め、一異彩を放てり。

丁字戦法

則ち大將の用ひたりし戦術は古來我國に於て行はれたる丁字戦法、及び乙字戦法なるものにして、第三區に於ける戦略は、實に其丁字戦法に則りしものにして、先づ敵の先頭を壓迫し、後續部隊の未だ戦闘距離に達せざるに於て、其の前線を撃攘するの法術にして、當時敵の先頭艦たりしオスラビヤ、スワロフの二艦を撃破して戦闘力を失はしめ、後續艦の針路を變ずるに乗じて、我艦隊は之れと並航し、尙優速力を利用して敵の側面を砲撃せり。

乙字戦法

是に於て大將は更に乙字戦法に依り正奇の二隊を放ちて猛烈に攻撃せしめたり、其の他我各戦隊も亦悉く斯の戦術を應用せり、是れ實にトラファルガー海戦に於ける佛蘭西艦隊の隊形にして、テルソンの戦術と正反對に出でたるものなりき、惟ふにテルソンの戦術は一氣呵勢的の戦略にして、東郷大將は尤も綿密に正確に、合理的なるを選びしものにして、戦略家として大將はテルソンを抜くこと數等なるものあり。

### 第十節 彼我の損害

日本海々戦に於ける彼我の損害を考ふるに、我が損害は驅逐艦三隻、戦死者は將校以下合せて百十六名、負傷者は五百三十八名なりしが、敵の損害は頗る多大なるものにして即ち左の如し。

戦艦 八隻

沈没六隻「クニヤージ、スワロフ」「アレキサンドル三世」「ボロジノ」「オスラビヤ」「シンソイウエ



リキー」「ナワリン」

捕獲二隻「アリヨール」「ニコライ一世」

巡洋艦 九隻

撃沈四隻「アドミラル、ナヒモフ」「ドミトリドンスコイ」「ウラヂミル、モノマフ」「スエートラネ」

浦潮斯德遁入一隻「アルマーズ」

ウラヂミル、灣方面へ遁竄し、擱岸破壊一隻「イズムルード」

馬尼刺遁入(抑留)三隻「ブウロラ」「オレグ」「ゼムチューグ」

海防艦 三隻

捕獲二隻「アブラキシン」「セニヤウイン」

撃沈一隻「ウシヤコフ」

驅逐艦 九隻

捕獲一隻「ビエードウイ」

撃沈四隻「ブイヌイ」「ブイストルイ」「グロムスキー」

上海遁入武装解除一隻「ボールドルイ」

上海へ向け遁走一隻(途上沈没)「プレスチャースチー」

行衛不明一隻

浦港遁入一隻「ブラトウイ」

假裝巡洋艦

撃沈一隻「ウラール」

岬務船 六隻

撃沈四隻「カムチャットカ」「イルチッシュ」「アナスイリ」「ルツス」

上海竄入武装解除二隻「コレヤ」「スヴェリ」

病院船 二隻

抑留一隻「アリヨール」

解除一隻「カスツロマー」

にして之れを合計して見れば、

計三十八隻

内二十隻 撃沈

五隻 捕獲

二隻 遁走の途上破壊沈没

六隻 遁走後武装解除及び抑留

二隻 抑留、但し一隻は解除

二隻 逃走

一隻 踪跡不明



而して又俘虜總數は六千四百四十二人にして、將校以下のみにて二百五十四人に達し、之を階級別に區別すれば左の如し。

- 中將 一人 少將 一人 大佐 十二人 中佐 廿二人 大尉 六十七人 中尉 二十
- 七人 少尉候補生 一人 機關士 十六人 小主計 一人 文官 六人

### 第十一節 優詔及奉答

我艦隊は對馬海峽に於て露國第二第三の兩艦隊を殲滅するや、長くも我 大元帥陛下には五月三十日聯合艦隊司令長官東郷平八郎へ左の勅語を賜りたり。

聯合艦隊は敵艦隊を朝鮮海峽に邀撃し奮戦數日遂に之を殲滅して空前の偉功を奏したり朕は汝等の忠烈に依り祖宗の神靈に對するを得るを憚らば惟ふに前途は尙遼遠なり汝等愈々奮勵して以て戦果を全ふせよ

東郷大將の奉答

是に於て東郷司令長官は翌三十一日奉答して曰く、日本海の戦捷に對し特に優渥なる

勅語を賜り臣等感激の至りに堪えず、此海戦豫期以上の成果を見るに至りたるは一に陛下御稜威の普及及び歴代の

神靈の加護に依るものにして固より人爲の能くすべき所にあらず、臣等唯益々奮勵して犬馬の勞を盡し以て、皇謨を翼成せんことを期す

大元帥陛下東郷大將に勅語を玉ふ

大元帥陛下帝國海軍に勅語を玉ふ

明治三十八年五月三十一日

聯合聯隊司令長官

東郷平八郎

此日大元帥陛下は更に帝國海軍へ左の勅語を賜りたり。

我海軍は籌畫攻戦共に宜しきを得中外相待て敵の艦隊を殲滅し以て朕が望に副へり

朕深く其偉功を嘉尙す汝等益々努力して大成を期せよ

是に於て軍令部長、伊東祐亨及海軍大臣山本權兵衛は此優渥なる詔勅を拜し恐懼措能はず直に奉答して曰く、

臣 祐 亨

謹で奏す

陛下の御稜威に因り我海軍が敵艦隊を殲滅したるに對し優渥なる、勅語を賜はり臣等感激の至りに堪えず臣等益々奮勵誓て

聖旨に副ひ奉らんことを期す臣祐亨恐懼謹で奉答す

明治三十八年五月三十一日

海軍軍令部長子爵

伊 東 祐 亨

臣 權 兵 衛

謹で奏す

陛下の御稜威に依り帝國海軍が敵の艦隊を殲滅したるに對し茲に優渥なる勅語を賜ふ臣等感激の至りに堪へず尙ほ益々奮勵以て

聖旨に副ひ奉らむことを期す臣權兵衛誠恐誠懼海軍を代表して謹で奉答す

山本海軍大臣の奉答

伊東軍令部長の奉答



明治三十八年五月三十一日

海軍大臣男爵

山本

權兵衛

大元帥陛下には尙ほ海軍幕僚に對し酒肴料を賜ひて其勤勞を犒ひ給へり。

## 第十二節 兩長官の會見

嗚呼、美なる哉、昨は相敵視して洋上に砲煙相交へ巨彈相酬ひ、俱に身命を賭して相争ひし不俱戴天の仇も、今は兩々相携へて歡語笑談胸中何等の含むものなし、是元より文明國の戰鬪として敢て怪しむに足らずと雖も、而も亦た人情として最も難んずる所なり、爰に乃木大將は旅順口降將ステセルと會して美談を殘し、今又ロヂェエストウエンスキーは東郷大將の厚誼に泣けり、即當時俘虜の身となりて、佐世保海軍病院内に於ける收軍の將ロヂェエストウエンスキー中將は病床の中に東郷提督の厚き慰問を受けて感極まり、萬里異域の敵地に感謝の涙滂沱として寧ろ其の自から負傷して今此の忘るべからざる會談を爲すを名譽とせるが如し、六月三日午後二時東郷聯合艦隊司令長官は通譯として山本大尉を隨がへ、露國太平洋第二艦隊司令長官を其の病床に訪問せり、ロヂェエスト提督は重く其の病身を起しつ懇慫に東郷司令長官を迎ふ、長官は先づ山本大尉をして告げしめて曰く、戰鬪の常態とは云へ、今回提督の負傷せられしは深く本官の痛惜に絶へざる處なり、而して又該病院は俘虜收容所に非ざれば、隨つて諸般に不自由の點多かるべければ、願くは之を諒せよ、尙ほ又本官は提督が速かに全癒の上、一日も早く本國に歸還せられむことを望むと、熱誠面に顯はれ又含む所なかりしを以て、ロヂェエスト提督は其の厚意優遇を感謝し、床中感極りて病袖を潤すものあり、漸くにして涙を

東郷大將の慰問

ロヂェエスト提督の謝辭

拂ひ白髯の中に微笑を漏らしつゝ對へて曰く、貴國艦隊の精銳にして勇悍なる所は本官の敬服して措く能はざる所なり、今や負傷して病床の中に呻吟しつゝありと雖も、是却て本官の名譽とする所にして、殊に有力精銳なる艦隊を統率せらるゝ貴官の慰問を受けたるは無上の光榮とする所なり、茲に貴提督の健康を祝すと、斯の如く兩將は會談數刻に涉り互に相談笑して袂を別てり。



## 第七篇 北韓軍

四四六

### 第一章 北韓の警備

#### 第一節 後備第二師團の編制

抑も北韓の地は大祖李成桂の據りて起りし地にして、其威鏡道の如きは蒼々たる山嶽を以て滿され、富源潜在して未だ人の手に觸れず、然るに此地は豆滿江を隔て、露領と近接せるを以て、久しき以前より露人頻りに來りて是等の富源を蠶食せり、愆て日露兩國和破れて干戈の間に相見ゆるに至るや我當局者は早くも守備隊派遣の必要を認め、椎名大尉をして元山駐劄隊として、歩兵第三十七聯隊第九中隊を引率して同地の守備に任せしめ、明治三十七年二月中旬臨時派遣隊として、高木少佐は第三十七聯隊の第三大隊を率ゐて同地に赴き、津川少佐の第四十八聯隊亦た三月下旬を以て到着せしが、四月二十六日金州九遭難の爲め椎名隊の一部は撃沈せられて兵力を減耗せり、六月十一日に至り更に韓國元山後備諸隊なるもの編成せられ、宇垣少佐を指揮官とし、中村大尉を副官として、七月二十一日元山に到着し、八月十一日後備第三十二聯隊の立花第一大隊及び第四師團の峰村後備野戰砲兵中隊も亦た來り合して、臨時派遣隊と共に該方面の警戒に任せり。

而して高木大隊は内地に歸還し、次で後備第二十四聯隊の彦坂大隊來着せしも威興占領後、九月下旬再び京城に還り、後備第四十七聯隊の工藤大隊之に交代し、十月十三日、元山後備諸隊を解き、宇

元山駐劄隊の派遣

元山後備諸隊の編成

威興枝隊を編成す

北韓枝隊を編成す

北韓軍の編成

第二師團の編成

佐少佐は後備第一師團の參謀に轉じ、後備第四十八聯隊は乃木軍に屬して旅順に向ひたり。

茲に於てか後備第三十二聯隊及同第四十七聯隊の一個大隊を以て、威興枝隊なるものを編成し、高村中佐之を率ゐて威興に赴き、十月上旬中村大尉は韓國駐劄軍副官として威興枝隊に屬し、十一月中旬第四師團の峰村後備野戰砲兵中隊亦た此地に到着して、同枝隊に編入せられたり、愆て十一月三十日更に、威鏡道諸隊司令部を設け、池田少將之が指揮官として前面の敵と相對峙して冬營せり。

翌三十八年二月十七日池田少將は北進の命を受けて進發し、三月一日城津に到達し、此日内地より來りし後備步兵第三聯隊、騎兵一中隊、砲兵一中隊、工兵一小隊、野戰病院、彈藥縱列と合して、北韓枝隊なるものを編成し、池田少將之に將として吉州方面に前進せり、是より先二月初旬を以て編成せられし後備第二師團の首力は、陸軍中將三好成行之を率ゐて五月上旬城津に上陸し、六月十九日元山に來着せし後備第十六旅團と合し、約一箇月間の日數を経て輪城に到達し、始めて北韓軍を編成せり、即ち軍は後備步兵第二師團及同第十六旅團より成れり、而して後備第二師團は後備步兵第十七旅團及び同第十八旅團を以て就り、後備步兵第十七旅團は大佐梅地庸之丞の後備步兵第三聯隊、中佐島村耕作の同第三十二聯隊及中佐早田滿郷の同第四十七聯隊を以て成り、少將池田正介之を指揮し、又後備步兵第十八旅團は中佐泉法輪の後備步兵第二十五聯隊、少佐本郷藤四郎の同第四十四聯隊、中佐内藤基の同第五十六聯隊を以て成り、少將酒井元太郎之を指揮し、中將三好成行是が師團長たり、而して又檜本中佐の騎兵聯隊、中野少佐の砲兵聯隊、平山少佐の工兵大隊、久米少佐の輜重大隊、瀬部大尉の機關砲隊、渡邊大尉の電信隊、少將瀨名義利の兵站部、其他衛生隊及び野戰病院等之に隸屬して



北韓軍の一部隊たり、而して後備歩兵第十六旅團は、後備歩兵第五十三聯隊、同第五十八聯隊より成り、陸軍少將丸井政亞之を統率せり。

### 第二節 元山咸興方面の警備

明治三十七年四月上旬、浦鹽斯德を根據地とせる敵兵約二百五十は豆滿江を渡り咸鏡道に出て尙南下して北清の地に前進し來れり、依て椎名大尉は四月二十五日偵察の爲め、部下の兵を率ゐて該方面に赴き、二十五日任務を了へて運送船金州丸に乗じ、歸途二十六日午後十一時十五分新浦沖に於いて浦鹽艦隊の爲めに撃沈せられ、大尉椎名三藏以下士卒百二十九名中僅かに三十七名を残して悉く溺死せり。

敵將バルンノフサの來  
彦坂隊咸興を占領す

是に於てか北韓方面の敵は益々猖獗を逞ふして南下し來るを以て、我は戰略上該方面に兵力を分つるの必要を認め、第三十七聯隊の第三大隊は、陸軍歩兵少佐高木鍊是れを指揮して元山に赴き警戒の任に當りしが、七月中旬敵將バルンノフサは騎兵約五百、三十七保式機關砲四門及騎兵砲六門を率ゐ、鏡城を根據地として、其一部隊を城津に派遣し、他の一部を咸興方面に駐屯せしめ、韓國參領たりし金仁侏なるものと通謀し、八月上旬に到りて益々南下し來り、八日午前元山附近に進出して、熾に砲火を集注せり、依て我元山後備諸隊は、防禦工事を施し、敵の來襲を待ち、激戦六時間に涉りて、遂に之を北方に撃退せり、時に高木大隊は命令によりて内地に歸還し、後備第二十四聯隊の彦坂第一大隊之と交代し、九月上旬咸興方面の敵を撃攘すべく前進し、何等の抵抗を受けずして遂に之を占領し、

同隊は再び京城に引揚げたり。

## 第二章 北韓軍の活動

### 第一節 洪原及鏡城戰

三十八年一月下旬咸鏡道枝隊は突如として北進の命令に接せり、時に敵は堅牢無比を以て稱せられし、旅順要塞陥落の爲め失望し、北青にありし敵騎兵約一聯隊を始め、城津に停まりし騎兵隊の首力亦其糧秣を燒棄して、悉く鏡城方面に退却するに至れり、而して咸興枝隊は一月十一日洪原附近に達し、敵騎兵を攻撃して之を潰走せしめ、破竹の勢を以て北進し、一舉にして洪原附近の敵を撃攘し、逐次敵の殘兵を撃撃しつゝ、二月十七日城津に到達し、内地より來たりし一部隊を合して、北韓枝隊を編成し、後備第十七旅團長池田少將之を指揮し、四月下旬に至り三好中將の率ゐし、後備第二師團の首力の漸次上陸し來たりしを以て、六月中旬愈々鏡城に向ひて前進することゝはなりぬ。

三好軍は逐次進軍して鏡城附近に達し、敵の斥候兵を驅逐して前進し、六月二十日鏡城を占領するを得たり、此時敵はバルンノフ少將の騎兵旅團に代ふるに、カザコフスキ少將の騎兵旅團を以てして北韓方面に向はせたるものゝ如し、恠くて二十五日以後、敵は鏡城を恢復せんとし、斥候騎兵を以て屢々我陣地に逆撃し來りしかば、三好司令官は、先じて機先を制せんとし、直ちに命を下して迅速なる運動を爲し、其夜未だ明けざるに早く輪城を攻陥し、進て倉洞村に達し、七月二日拂曉頂山近傍の地に達せり、時に敵は機關砲を操縦して激烈に我軍を砲撃せしかば、我軍直ちに之に應戦しければ



三好軍鏡城を占領す

も、奈何せむ敵は險要の地を占め、頑強に抵抗して容易に之を撃攘する能はず、止を得ず歩兵陣地に砲列を布きて攻撃を開始せり、折柄我鎮西の一部隊は敵の背後に迂廻して砲撃しければ、敵は周章狼狽し遂に陣地を抛棄して潰走せり、此時に當り鳴鶴江軍に屬せし丸井少將の後備第十六旅團は輪城に來たりて三好兵團に合したり。

我軍の一たび鏡城を占領するや、該地附近に群衆せし馬賊は、敵軍に加りて我に反抗するもの頗る多く、殊に會寧附近の敵は約八九百の匪賊を有せり、而して該匪賊の首長は李忠烈と稱する者にして其部下たる金仁侏は五十餘の小隊約四個を率ゐて巧に我前進行動を阻礙せり。

### 第二節 富寧富居方面の戦

七月二十三日軍は丸井少將の後備第十六旅團を右翼に池田少將の、後備第十七旅團を中央に、酒井少將の後備第十八旅團を左翼に配置し、大雨を冒して前進運動を起し、萬難を排し薄暮漸く富寧附近の一村落に達し、一部隊は敵を攻撃して富寧を占領し、敗敵は富居方面に北走したるが如し、依て隊を分ちて最要地點を守備せしめ、且つ斥候を派遣して偵察せしめしに、敵の主力は富居方面にあらずして却て富寧附近にあることを發見せり、時に午後十一時十分敵は猛雨を冒し、我前哨線に向ひて突撃し來たり、是に於て我軍は直に應戦したりしが、降雨益々激しく、加ふるに其の背面は一帯に洪水奔流し來りて、各隊の連絡は全く絶れば、已むなく銃剣突闘し敵の正面に肉薄して白兵戦を開始せり、敵は我軍の猛勢に辟易し、數多の死傷者を遺棄して遂に潰走し始めれば、我兵之を追撃して

北韓軍の配置

富寧を占領す

敵兵來襲す

白沙峰の戦

大捷を博せり、我軍此戦を稱して白沙峰の戦と云へり、而して又富居方面に於ても、敵の頑強なる抵抗を撃攘して逐次前進し、素清(富居東北三里強)新豊山(茂山嶺西北約五里)等を占領せり、依て軍は暫く前進を停めて、更に進軍の準備を爲せしが、當時上村第二艦隊は基雄灣附近の敵を撃退し、陸上偵察を爲せり。

### 第二節 昌斗嶺及び會寧の戦

我北韓軍は暫く富寧に滞陣して更に前進の準備を整へ、八月三十一日酒井少將は前衛を引率して古豊山方面に進出するや、敵は昌斗嶺方面に於て猛烈に我を砲撃しけれども、輒く之を抜く能はず、遂に戦闘隊形の儘夜を徹し、翌九月一日黎明より五峰嶺方面の敵を攻撃せり、敵は天險の要地に據り、且は機關砲を配置し、約四大隊の歩兵と騎兵數百を以て巧みに防戦し容易に退却せざりしが、勇悍なる我軍は愈々出て、益々猛く、奮戦突撃、先づ日南洞(昌斗嶺南方一里)を占領し、勢に乗じて昌斗嶺に迫り、猛烈に砲火を加へ、更に敵の左翼に向ひて銃剣突撃を決行し、午前九時十分確實に之を占領し尙其退却せる敗殘兵を白晧追撃して、にありし數百の敵と共に撃退せり、又輪洞方面に於ける戦闘も悉く我捷利に歸し、多大の損害を加へたりしが、我軍亦た吉見大尉以下六十三名の死傷者を出せり、翌二日

酒井旅團の前進

昌斗嶺を占領す

未明會寧に向ひたる我兵は敵の頑強なる抵抗を排して、三日黎明中島附近に集合し、川口中佐の率ゆる部隊を前衛とし、池田後備第十七旅團は敵の背面に迂廻し以て其の退路を絶んとし、本郷第四十四聯隊は川口部隊の左翼を警戒し、早田第四十七聯隊は右翼を警戒して、午前十時前進運動を開始し、



午後四時三十分會寧附近に進出するや、俄然敵は我軍の背面より曳火彈を以て攻撃せり、茲に於て我軍は直ちに散開して戰鬪の機會を待ちたり、而して又敵は俄に靜謐に歸し只管我を誘致して粉碎せんとするもの、如し、翌四日濃氣暗迷として咫尺を辨せず、加ふるに降雨甚だしく全軍萬難を排して運動を開始し、早田後備第四十七聯隊は先づ突進して雨飛せる敵彈を冒して應戦し、漸次前進して遂に隅村の西南高地を占領し、同時に本郷後備第四十四聯隊は圖們江上流の鯨地岩を占領し、池田第十七旅團は敵の背後なる小豊山を、前衛は鳳凰山を占領し茲に全く會寧を包圍し得たり、時に檜本獨立騎兵隊は會寧に突撃侵入し全隊亦之に續きて猛進し、正午十二時頃全く敵を撃攘せり、然も天候は愈々悪しく猛雨は沛然として地を貫くが如し、我軍は外氣寒烈にして殆ど堪へ能はざるものあるも濕氣の爲め火を焚きて暖を求めむとすれども能はず、戰士相抱いて漸く暖を得たり、加ふるに會寧川の水流氾濫して糧秣來らず、爲めに餓餓に迫りて困難又言ふべからざるものありき、而して敵は會寧を奪はれてより山城山に陣地を敷き最も堅牢なる防禦工事を施し嚴重なる警戒を爲せり、是に於てか我は九月七日猛撃を加へんとし前進の準備を爲せしが、折柄傳騎來たりて左の休戦の命令を報せり。軍は休戦の命に接したり、敵に向つて彈丸を放つ勿れ敵若し我に向つて砲火を開くも、成る可く之れを避けて適宜の處置をなし、謹て敵の笑を買ふ勿れ。

#### 第四節 軍使の會見

恙て我北韓軍は敵を咸鏡北道より逐次撃退して今や昌斗嶺及び會寧を占領し、勢に乗じて豆滿江を

我軍天候に  
苦しむ

休戦令來る

渡り露領に入りて、一大活劇を演ぜむとせるに際し、突如として前面の敵軍と休戦細目協定の命令ありたるを以て、軍司令部は先柴生參謀を軍使とし、旗手一名傳騎二名喇叭手二名及び川原通譯を隨へて敵陣地に赴かしめたり、時に敵のアニシモフ司令官は遠く後方に在しを以て、コサック第九聯隊長サバロフ大佐と會見せり、茲に於て柴生參謀長は休戦條約に通告して曰く、

兩國全權委員の間に於て、講和條約に調印し終りたるを以て、休戦條款に基き、其細目を協定すべき命を受けたり、依て予は我司令官の命を受け、本日軍使として此に至れるなり、而して我軍は既に休戦命令に接したる以上、未だ實際に於て其細目の協定を見ずと雖も、徒らに益なき人命を殞するは人道に背反する所爲なりと信ずるを以て、昨夜半既に各部隊に訓令を守りて、現在の地位し決して對敵動作を爲す可からずとの旨を通知せり、依て貴軍に於ても現状を維持し戰鬪行爲を爲さざらんことを望む。

と陳述し、次で左の書簡を交手せり。

豆滿江方面に在る露西亞軍司令官閣下

予は大日本帝國及露西亞帝國講和全權委員が協定したる休戦條款に基き、豆滿江方面に於ける兩交戰國軍隊の間に實施すべき休戦に關する細目を、閣下に商議協定すべき訓令に接したることを、閣下に通告するの光榮を有す。

之が爲め予は參謀長中佐大庭二郎を委員とし、明九月九日正午會寧より行營に至る本道上、行營の西南約七基米突に在る三叉路に派遣し、同地に於て閣下の任命せられたる委員と會見商議せしむる

我軍の通告

我司令官の  
書簡



事を希望す。

四五四

委員には參謀二名を附し、商議には韓國語を用ひしむ。  
右に關する回答は、明日午前八時會寧より行營に通ずる本道上、會寧の東北約七基米突に在る砂吾  
時に於て、我受領者に渡されんことを望む。  
予は此機會を利用して閣下に敬意を表す。

明治三十八年九月八日

大日本北韓軍司令官

中將 三好成行

サブロン大佐は、是に對して回答して曰く、

貴意將に領せり、然れども我軍未だ何等の報に接せざるが如し、該書翰はアニシモフ司令官に呈し  
尙本國に問合はす所あるべし、對敵行動停止は之を領承せり。

茲に於てか軍使は明日を期して還隊し翌九日大庭參謀長は柴生、倉田兩參謀を隨へ會寧に至りしが、  
露國軍司令官の回答は既に到着し居れり、曰く、

駐在大韓北道日本軍司令官閣下

日露兩國間に講和の協定せられたること及休戦に關する條件を協定すべきことに就ては、未だ何等  
の通知に接せざるゆゑ總司令官に伺ひたる後回答すべし。

露曆千九百五年八月二十六日

大露國韓國司令官

少將 アニシモフ

敵司令官の  
回答

茲に於て、柴生參謀は直ちに敵陣地に赴き、サブロン大佐に會見して曰く、

本日アニシモフ閣下の回答を受領せしに、未だ其筋より何等の命令に接せざるを以て、談判を開始  
する能はずとの事は實に諒とする所なり、然れども我軍に於ては既に一昨七日休戦商議の訓令に接  
したるを以て、部下一般に對し對敵行動を中止すべきことを命ぜり、苟も這般の情況に於て一兵た  
りとも損ずるは、本官の希望せざる所なるを以て、閣下に於ても予が意志に合せられんことを希望  
す、若し我提議に同する能はざるに於ては更に通告せられんことを希望す、貴軍にして折返し通知  
なきに於ては、我は同意せしものと推定して現狀維持の姿勢にあるべし。

時にサブロン大佐は軍司令官より大佐に宛てたる一書を出して、これを我軍使に示せしが其文意に  
曰く、

日本軍よりの通告に據れば、講和條約成立し既に調印を了りたるが如しと雖も、未だ總司令官リネ  
ウキッチより何等の通報に接せず、然れども自今決して斥候及攻撃動作を爲すべからず云々

斯の如くにして、露軍は未だ講和條約の通告に接せざるが故に、休戦細目を議する能はず、我軍使  
は已なく歸還せしが、爾來敵は何等の通知を爲さざりしを以て細目の協定を見ずして已みぬ、愆くて  
十月十六日、日露兩國の和就ると共に、北韓軍は直ちに撤退の準備に着手し、十八日より歸國の途に  
上り、翌十一月四日を以て帝都に凱旋し、第十三師團の第二十五旅團是に代りて守備の任に當れり。

露軍對敵行  
動を中止す



## 第八篇 樺太軍

四五六

### 第一章 樺太軍の遠征

#### 第一節 樺太と日露兩國の關係

豊臣時代の  
樺太

抑も樺太の地は我日本帝國と同一地系上に崛起せる北方の一島にして、宗谷海峡と一帯帯水を以て、北海道に隣接し、我大和民族の鼻祖たるアイヌ人種の領域にして豊臣氏隆盛時代より本邦の殖拓強内たりしが、徳川幕府時代に至り、迺ち延享寛延の時に及びて、露人はカムサッカ島の北部を蠶食し、續て寛政の頃千島及び樺太島の北部は露人の爲めに侵奪せらるゝに至れり、當時彼の有名なる樂翁公をして「この船のよるてふことを夢の間も忘れぬは世の寶なりけり」と詠せしめ、近く藤田東湖をして「蝦夷の地は神州北門の鎖鑰なり、然る露國は今やカムサッカに府を開設し、進んでエトロフの北方に逼る、萬一蝦夷を占領せられんか、何ぞ又松前の府庫を保ち得ん、松前にして護る能はずんば、三廐の外悉く敵國ならん」と痛嘆せしめしを以て見るも我領有なりしや明かなり。

而して露國は暴戾恣睢を逞ふし、以て我樺太島を侵奪蠶食せりと雖も、當時我が國は徳川の政令に依りて司配され、鎖國の禁堅く、又眼を外方に注ぐものなく、下りて明治二年、彼のコルサコフは我出漁者の根據地として盛に漁業を營みしが、露兵來たりてクシンコタンを領占したるを以て、我は時の外務大丞丸山作樂をして樺太に出張せしめ、露兵の恣まにクシンコタンを占領し、我漁業根據地た

露國我使者  
を捕ふ

るコルサコフの海濱に波止場を築造し、以て我が事業に障礙を興ふるの夥しきことを擧げて抗議を提出せしめしも、露國は之に耳を假さざるのみならず、却て我七名の使者を捕縛せり。

茲に於てか我使者は憤然として、中央政府に向ひて國際談判を開始せんとせしに、露國官吏は大に狼狽し、哀願して爰に捕縛せし我が使者を返還せり。

明治三年二月、樺太開拓使なるものを設け、黒田清隆をして其長官たらしめ、翌四年之を廢して北海道開拓使を合併せり、而して島内に於ける日露兩國人の紛擾は絶ゆる事なく、益々事端を滋くするものありければ、此年外務大丞宮本小一は特派委員として、日進艦に搭じ楠溪に赴き、露國委員ケレイトと會見し、國境に就きて商議する所ありしも要領を得ず、爾來數回の交渉を重ねたりしが、露國は言を左右に托して決する所なく、遂に明治七年一月海軍中將板本武揚を特命全權公使として、露都セントピーターズバルグに遣はし、北緯五十度を境界として、兩分せんことを主張せしも、露は之を肯せず、遂に千島と交換するに至れり。

斯の如くにして樺太は露國の有に歸しければ、同國政府は盛んに移民を奨励し、更に本國に於ける中央監獄を閉鎖し、其重罪犯人を本島に移し、約八千の囚徒を收容して、適宜の作業に従事せしむ、而して又露國は本島に軍政を布き、黒龍江沿道總督の直轄とし、長官は陸軍中將として本廳をアレキサンドロフスクに置き、支廳をドエモフスク及びコルサコフスクに置けり、而して陸軍中將をして兵二千を率ゐる本島の守備に任ぜり。



## 第二節 海馬島の敵襲來

明治三十八年六月二十八日正午頃、露兵將校以下二十六名は、海馬島の日の出が浦に來着せしかば、島民は就て來島の要旨を聴きしに、「コルサコフよりマウカに向け航進中風波の爲めに目的を達せず、遂に本島に漂着せり」と答へ、白米八俵を供與せられんことを請へり、依つて直ちに之を與へて歸還せしめんとせり、然れども露兵は私かに我島民の尠なきと共に、武器の具へなきを觀破し、暴行を逞ふせんとせり。

是に於て島民は、相川直之、工藤幸太郎、加路佐五郎、鈴木軍吉、小野秀造、河野多惣治、足田助四郎、熊谷市太郎、高橋辨藏、織田家敦、添田武治、金子長松、天内健之助、天内桂助、大村八五郎、東郷徳左衛門、宮脇政太郎、大野一郎、宮崎初彌、三島友太郎、木内米次、渡邊石太郎、市川由次郎、築山健太郎、緒方虎雄、志田力二の勇士を以て決死隊を編成し、志田力二等をして爆薬を製造せしめ且各戸より短銃及獵銃等を集めて、諸般の準備を整へたり。

恁て我決死隊監部を浮世峠に設けて敵の動靜を探れり、而して敵亦二名の斥候を派して浮世峠の背後に到らしめ、小銃を發射して強暴を極むるを以て、監部は數名の銃手を派して之を撃退せしむ、此時敵は熾に我を射撃しけれど遂に之を懼し、我亦一名の死者を出せり、敵は銃聲を聞き三隊に分れ一は船中に殘留し一は島民の家屋に、一は浮世峠に向ひて進撃し來たり、依て我決死隊は浮世峠の天嶮に據りて防戦し、爆彈を投じて遂に敵指揮官を懼し、更に敵の接近を待ちて爆彈を投じて其三名の敵を

懼し、以て浮世峠の第二防禦線に引揚たり、敵も我勢に辟易しけん敢て追撃し來らず、却つて清水谷の小屋を焼き、將校以下死傷者を船中に運び、二名の死者を遺棄して北方に出帆せり、此戦闘に於て鹵獲せしものは軍銃一挺、銃劍一挺、彈丸五十發等なり。

## 第三節 獨立第十三師團の出征

明治三十七年二月以來に於ける日露交戦は、三十八年に及び一段の發展を來たし、其一月二日に於て旅順の陥落するや、乃木大將の引率せる第三軍の貔貅は、馬首を轉じて北滿洲に向ひ、他の各隊と共に奉天に壓迫し、三月十日竟に空前の大會戦を闘ひ、敵兵力の半ばを滅削し、クロバトキンをして殆ど又起つべからざるに至らしめ、海にありては第二太平洋艦隊は、東郷艦隊の爲めに殲滅せしめられ、萬失中に一望を繋ぎし、東洋の海上權の回收も遂に水泡に歸し、陸海軍共に一段落を告げたり、是に於て我は更に進て一新發展を爲さんとし、陸軍中將原口兼濟をして、陸軍少將内藤新一郎及同竹内正策の引率せる兩旅團より成れる、獨立第十三師團を統率せしめ、陸軍大佐小泉策郎を參謀長として樺太に出征せしむ。

軍は六月二十七日青森灣に集合し、原口中將は直に片岡北遣艦隊司令官と共に、其の乘艦八雲に會合し、進發の軍議を凝らし、七月四日六千噸以上の運送船二十餘隻に分乘し、同日午後一時片岡艦隊に護衛せられて大湊を出發せり、此日空曇り細雨霏々として來り、北するに従ひて濃霧益々深し、同六日我數十の艦艇は舳舳相啣みてクリオクン岬に至りければ、燈臺監視兵に發見せられんことを恐れ、

樺太軍管線  
海に集合す

第十三師團  
の編成

クリオクン  
岬を通過す



機關を緩めて速力を減じ、燈火を滅し肅々として進航し、七日午前三時海上無事樺太沖に達すれば、曉霞漸く晴れて朝敵將に山嶺を離れんとし、陸上一帯の地は指呼の間に現はれ、山河相應じて我皇軍を迎ふるもの、如し。

是に於て艦隊は先づ水雷艇をメシヤ附近に派遣して、陸戦隊上陸點を偵察せしめしに此地附近には何等の防禦なく、僅かに三名の監視兵ありければ、之を捕虜として軍艦に引致し、各艦より一個中隊の陸戦隊を上陸せしめて沿岸の地點を占領せしめたり、依て上陸軍は先づ騎兵を上陸せしめて近傍一帯の地を偵察せしめ、防備なきを認め、コルサコフ港附近に上陸地點を求めんとし、掃海隊をして更にエンツマ港附近に進航偵察せしむ、掃海隊は直に進でエンツマの内側なるホロアントマリ沖に近づき、威嚇砲撃を爲して敵狀を偵察せしに、敵は暫く應戦せしも、我猛勢に抗する能はざるを自覺し、砲臺を爆發し、棧橋を焼き、兵舎倉庫等に放火して退却せり、依りて我軍はホロアントマリに上陸するに決し、運送船をして沿岸三四丁の近距離に進航せしめ、午後二時上陸を開始し、向井中佐の歩兵第五十聯隊は諸軍に先頭して上陸し、各隊亦た之に續き一高地を占領し、砲四門其の他彈藥等を鹵獲せり。

斯の如く我軍は殆ど何等の抵抗なくして、ホロアントマリを占領し、全軍既に上陸を完了せしかば、軍司令官原口中將は、先づ住民綏撫の爲め諭告文を公示せり。

薩哈噠島住民に諭す

露國は清國との盟約に背き、又列國に對する宣言に戻り、滿洲を併呑して、東洋の平和を攪亂せん

陸戦隊メシヤに上陸す

原口中將官島民に諭す

とし、我日本帝國の公平なる妥協を容れず、終に決を干戈に訴ふるの已むを得ざるに到る、正義のある所神明之を佑く、見よ露國は海軍全滅し、陸軍は毎戦皆破れ、旅順遼陽奉天皆既に陥落し、浦鹽の運命も亦旦夕に迫れり今や我が日本軍は餘力を以て本島に臨むも、敵とする所は露國軍隊に在り、敵意を有せざる住民に對しては敢て危害を加へざるのみならず、身體財産に對しては其保護をなし、信教も亦自由なるべし、然れども住民にして寸毫たりとも、我軍の不利をなすに於ては、是住民自から被保護權を拋棄する者なれば、毫も假借する事なく嚴罰に處せんとす。予は住民の不幸に陥るを救はんが爲め茲に之を諭す

明治三十八年七月

樺太軍 司令官

## 第二章 南部樺太軍

### 第一節 我軍の前進

七月七日我軍の一部たる竹田少將の率ゆる南部樺太軍の上陸を了るや、直に斥候隊を各方面に派遣して敵狀を偵察せしむ、時に南部樺太に於ける敵は、コルサーコフに常備兵四百、義勇兵一千二百、海軍兵四十、砲十四門を備へ、ノトロ岬マウカクスナイブ各地に百乃至二百の義勇兵あり、リユドカにも又若干の義勇兵を以て守備せるが如し、而して先頭上陸隊たる向井中佐の第五十聯隊は、機關砲隊を從へて、後續上陸隊掩護の任に當り、海岸に沿ひて前進しオドバート川の右岸に屯營し、機關砲兵隊はサウイナバーチに進出せり、時に向井聯隊は翌八日拂曉までにコルサーコフ占領の命に



接せり。

而して又青砥大尉の引率せる歩兵は、七日夜十時十五分既にコルサーコフの東端に進出し、敵の守備隊を撃攘して、日本領事館附近を占領せり、是に於て向井聯隊は前進を繼續してコルサーコフの北端に出で、七時三十分大竹中尉の將校斥候はベルフヤバーチの北方高地にて二十餘の敵兵に邂逅せり、斯くの如くにして我軍は上陸後直ちに前進運動に移り、登々力大尉の一隊は強行猛進して、數百の敵をコルサーコフ北方約四里の地點に撃退し、八日午後に至り更に同地を占領せり、而して此地は北緯四十六度五十三分、東經百四十四度にあり、本島中最良の錨地にして、陸上には州廳、寺院、兵營、陸海軍病院、郵便電信局、監獄等あり、戸數二百、人口二千五百を有せり。

### 第二節 密林戰

南部樺太軍たる竹内旅團は、上陸以來途上の敵を撃攘して前進し、今や將にダアリネエの敵を攻撃せんとし、向井中佐の五十聯隊をして其西北高地脚に進出せしめ、砲兵をして西北端に砲列を布かしめ、先づ砲蓋を開き熾火を集注せしむ、敵は殆ど之に應ずるものなく、即として頗る沈静なりしが、十一日午後五時十七分前面の森林中に於て、激き銃聲起り飛び來る彈丸は宛然急激の如し、依て西久保第一大隊は戸田第二大隊の左方に展開し相聯繫して攻撃を開始せり、然れども土地一帯に密林を以て蔽はれ、展望頗る悪しくして殆ど敵情を知るべからず、西久保、小島、戸田の各隊は共に斥候隊を派遣しけれども、何れも道を失ふて歸還する能はず。

コルサーコフを占領せり

向井隊の前

偵察の困難

小島隊敵の狙撃を蒙り前進を停止す

降雨甚しくして行動の自由を失ふ

白川隊來着す

斯の如く前面の地理甚だ悪く、偵察の困難殆ど名狀すべからず、小島隊の如きはダアリネエの西方に通ずる新開の道路を前進せしも、左右全く隠蔽せられて歩兵の外前進すべからず、頗る警戒を嚴にして進軍を繼續し、ダアリネエを距る千米突の地點に至るや、密林中に埋伏せし敵は俄かに起ちて猛烈に急射撃を加へ、我兵爲めに若干の死傷者を出だし、已むなく行進を停止せり、折柄戸田隊も來り會せしを以て、相協力して攻撃せしも、密林の爲め敵情明かならず、午後七時に至り機關砲隊をして激烈に攻撃を開始せしめしに、敵も亦之に應じて激しく應射し、輒く撃退するを得ず、時に暮色既に深く天地を包み、四顧全く迷暗にして黑白を分つべからず、加ふるに濛雨降り來りて戰袍を浸し行動の便を缺けり。

而して西北端にありし我砲兵隊は、敵の銃聲を聞くや直に猛火を集注して之を攻撃せしも、敵は巧に地理を利用して防禦工事を構築せるを以て功を奏する能はず、午後十二時に至り敵は又も激烈に機關砲を以て之に應戦せり。

翌十二日午前二時、我軍は西久保大隊を右翼に、戸田隊を中央に、小島隊を左翼とし、更に道路を隔て、最左翼に機關砲隊を配置し、午前三時三十分砲兵隊は先づ十二門の砲を以て敵陣地を猛撃し、機關砲隊之を扶け砲聲は轟然として天地を震撼せり、午前四時三十分白川隊亦増援せしを以て、軍の編成を變更し戸田、久代の兩隊を合して白川隊の指揮に屬せしめ、諏訪部、三坂、林の三個中隊を豫備隊とし、午前七時砲撃を中止し、歩兵は敵陣地と意料せる地點に向て前進を開始し、午前八時三十分敵の第一線を距る六百米突の地點に達し、先づ之を奪略して更に第二線に迫まれり、時に敵は百五



西久保少佐  
戦死す

白川隊の前

敵の第二線  
を奪ふ

山縣砲兵隊  
の奮戦

十米突の近距離なる左方高地の雜草の中より、機關砲を以て猛射し、西久保隊は爲めに敵の十字火を蒙りて死傷續出せり、少佐は大に怒り前線に進出し部下を奮勵して奮闘せしが、折柄敵の一彈來りて其咽喉部を貫通し、壯烈なる戦死を遂げたり、時に敵砲火は益々勢を逞ふして集注し、今村少尉も亦爲めに僵れ、前線にありし五十餘名は既に四十餘名の死傷を出し、愈々苦境に沈淪せり。  
是より先白川隊は右方密林中を迂回して、午前八時漸く敵の左側に進出し、突然攻撃を開始せしかば、敵は周章狼狽して、將に潰亂せんとせり、折柄西久保隊は前面より突進し激しく攻撃せしを以て、敵は愈々動搖し始めたり、我兵勢に乗じ奮撃して遂に其第二線を攻略し、野砲四門、機關砲一門を鹵獲せり。

而して又山縣少佐の指揮せる、兩角、武田の兩隊はダアリネエの西北端に砲列を布き、十一日午後三時を以て砲撃を開始したりしが、敵は間として之に應ぜざりしかば、一時砲火を中止し、午後八時我歩兵の前進に伴ふて榴散弾を以て攻撃せしに、敵砲兵亦た砲六門を以て之に應戦せり、翌十二日同隊は猛雨を冒して陣地を築造し、砲火を開き午前六時尤も激烈を極め、同八時に至り發射を中止せり。

斯の如くにして敵兵退却の色を現はすや、午前十時戸田大隊は之を追撃せんとし、僅かに四吉羅米突を前進せしに、附近七八十米突の近距離に伏在せし敵兵は、俄かに起ちて射撃を開始せり、依て戸田隊長は勵聲叱咤して部下を督し、正午十二時に至り之を撃攘せり、是より先白川隊も向井中佐の命に依り、敗敵追撃の命を受けて前進し、行程五十米突にして前進隊たる第十一中隊に會し、午後零時

戸田隊の追

林大隊の追

三十分林大隊亦た追撃の命を受けて來り會せり、依りて白川少佐は林大隊をして、地形偵察を兼ねて敗敵を追撃せしめ、伊藤少尉の引率せる一小隊をして、西北方に前進し方にダアリネエを距る三里の地點に達し、敵の歩兵隊に邂逅して之を撃退し、更に五百米突の前進地點に於て、二百餘の敵歩兵と衝突して戦闘を開始し、少尉は奮闘して敵の左側に突進して之を潰亂せしめたりしが、遂に胸部に貫通創を蒙れり。

此役我損害は戦死將校二名、下士卒十名、負傷將校二名、下士卒五十五名にして、敵は戰場に遺棄したる死屍のみにて、將校四、下士卒十二、卒百〇四名に達せり、而して我軍の戦利品は、銃八、砲六門、機關砲一門、彈藥三百函、砲彈四十三函、貨幣八千八百八十一留、彈藥車二輛、糧車二十四輛なりし。

### 第三章 北部樺太軍

#### 第一節 北部樺太軍の上陸

竹内少將の南部樺太軍は上陸後一週間を經過せざるに、既に樺太南半部を占領し、敗敵をアレキサンドロフスキー方面に追撃し、陸軍大佐アレキセイフスキー以下四百餘名の投降者を收容して威名を顯はせり、是より先き内藤少將の引率せる北部樺太軍は北海道小樽港に碇泊して密かに軍命令の到るを待ちつゝありしが、七月二十一日愈々北道艦隊に掩護せられ、小樽港を解纜して征途に就き、約三百哩の海上を越えて、二十四日黎明既に間宮海峡を通過し、早くもアレキサンドロフスキー沖合に達し、

北部樺太軍  
の出発



我軍上陸を  
開始す  
將校斥候  
ムカチを占領  
す

更に轉航して其の北方約五哩なる第一アルコフの海岸に着し、此地點を以て上陸點とせんとし、驅逐艦及砲艦の一隊は既に陸上砲撃を開始せり、而して敵は沿岸に防禦工事を施し微力なる抵抗を試みたりしも、我が艦隊の猛烈なる砲撃に堪へ得べくもあらず、遂に自から火藥庫を爆發して逃走し去れり、愆くて午前九時三十分上陸を開始し、先頭部隊は前進して先づ第一アルコフに至れば敵は退却の際放火して、村落の半數を焼けり、茲に於て我軍は全隊を三分し、主力は海岸より南下して南方アレキサンドルフスキーに向ひ第一分隊は東方第二アルコフ方面に退却を追ふて前進し、同時に將校斥候はムカチ方面に赴き何等の抵抗を受けずして之れを占領せしを以て、艦隊に残りし部隊は此地に上陸するを得たり。

### 第二節 亞歷山土朗方面戰

内藤旅團は上陸後直ちに前進を起し、先アルコフを占領し、午後二時更に進んで首府アレキサンドルフを攻略せんとし進撃を繼續し、前頭の一部隊は東方に迂回して、途上敵の歩騎兵を驅逐し、午後七時亞歷山土朗の東北方高地に達し、敵兵五百と谷を隔て、相對峙せり。

我驅逐艦の  
砲撃

抑々敵一部隊はアレキサンドルフスキー棧橋の守備隊にして、港口に注げる河岸に掩堡を築き、且首府の西南角に機關砲を配置して、嚴重に之を守備せり、是より先我北遣艦隊は驅逐艦を派遣して、アレキサンドルフスキー海岸の掃海を爲さしむるや、敵は猛烈なる抵抗を爲し、棧橋を燒棄せんとせり、依て我驅逐艦も盛に之を砲撃して棧橋の保護に努む、然るに敵も頑強に對抗して容易に退却せざ

アレキサン  
ドルフを占  
領す

ノオミハイ  
ロフスコエ  
を占領す

し、暮色稍々加はり我陸兵の主力が首府の北方に突進し來たるに及んで、其到底守るべからざるを自覺し退却し始めたり、愆くて我陸軍主力は敵砲火を冒して突進擊攘し午後十時敵を東南方に撃退して之を占領し、翌二十五日黎明我軍は東南に退却せし敗敵を追撃して、ルイコフに通ずる道路に進出しけり、時に敵はノオミハイロフスコエの北方高地に機關砲四門を配置し、五百餘の歩兵を以て守備し、盛んに我追撃隊に向ひて抵抗し、我兵直に之に應戦し、約二十分間にして遂に之をルイコフ方面に撃退したり。

### 第三節 ルイコフ方面の戰

偵察戰

是より先我軍の一隊はデルベンスコエ方面一帯の敵を撃退し、進んでルイコフに向ひ、内藤少將に率ゐられし一部隊亦マルロツモフ方面よりルイコフに向ひて進軍せり、而して内藤少將の右縱隊は騎兵、砲兵、機關砲兵、工兵及び輜重兵若干隊と歩兵若干大隊を以て編成し、二十五日ノオミハイロフスコエ北方高地の敵を撃退し、敗敵を追てピリヨンスキー山脈の附近に前進し、二十六日午前九時より偵察戰を開始せり、敵は要衝の地に據りて頑強なる抵抗を爲し容易に退却せず、依つて我軍は猛烈に突撃し、午後一時三十分途に之を攻略しけり、敵をして若尙歩兵一個大隊と、砲兵一個中隊の兵力を有したらんには、我軍は非常なる苦戦に陥りたらんも、敵は我軍の猛烈なる砲撃と、且つ左縱隊がピリヨンスキー山脈を超え、今や方に背後に猛進しつゝ、あるを偵知して周章狼狽し、斯の如き要衝を捨てて退却せしは我軍の幸なりしなり、愆くて右縱隊は猛進して敵の陣地を占領したるに、敵は非常なる



狼狽を極めて退却せしもの、如く、退路ウエデルニコフスキに達する間には、兵器軍需品等至る所に抛散せられたり、此戦闘に於ける我軍の鹵獲品は野砲四門、彈藥車十四輛、小銃及び小銃彈等にして戰場に遺棄せる敵の屍體は四十に餘れり、午後七時我兵は敗敵を追ふてウエデルニコフスキに達し同夜は其の西北地に露營して後續軍の來着を待てり。

翌二十八日午前三時我が左縱隊は前進運動を開始し、其前衛は獨立騎兵と共に猛進してルイコフの北方地に進出し敵陣に突貫し、銃劍突撃を以て敵を殲すもの算なく勢に乗じて市街に突進し午前八時三十分全くルイコフを占領せり。

而して敵の主力がマロツイモフ(ルイコフ西方約二里)より、パレオ(ルイコフ南方約四里)方面に退却したるを以て、正午頃我は一枝隊をして之を追撃せしめ、ルイコフの南方八吉羅米突の地點に於て、敵の歩兵凡そ八百餘と衝突し、銃劍を以て突貫し遂に二百餘を殲し、五百名を捕虜とし、更に進てパレオ附近に達せしに、敵は此地に防禦工事を施し、我軍に對して頑強に抵抗しければ我は猛進突撃し遂に之を占領せしに敵は更に南方オノル(ルイコフ南方約十六里)方面に潰亂せり、翌二十九日我が獨立騎兵は、歩兵一部隊と共にタウラン(ルイコフ南方約十里)方面に追撃して之れを占領したり、此日畏くも我 大元帥陛下には原口樺太軍司令官に對し優渥なる勅語を賜はりたり。

我樺太軍は獲きにコルサコフ及其附近の敵を掃蕩して南部の占領を完くし今又首府アレキサンドロフ及びルイコフ地方の敵を撃攘して其占領を確實にせり、朕深く汝等將卒の行動敏捷にして偉大の効果を收めたるを嘉尚す。

ルイコフを占領す

敵兵二百名を殲し五百名を捕虜とし、更に進てパレオを占領す

原口司令官に對し勅語を賜ふ

### 第四節 敵降伏及凱旋

我軍が七月二十七日ルイコフを占領するや、原口司令官は更に戦闘を繼續するの徒らに人命を損するを以て、二十九日同地に在りしツイモフスキ州長官セルギンギフを引見して内談する處ありしが、今其大要を示せば、

我が銳邁なる軍隊が薩哈噠に上陸せし以來、守備の責に任ぜる露軍は常に敗北を重ね、今や戰略上の要地は既に我軍の掌中に歸し、軍務知事レボノフ中將は敗殘の兵を率ゐて、僅かにオノール方面の一隅に餘勢を保ちをることは卿の知れる處なり、之れ或は七郎灣方面の沿岸に出て、海を越えて大陸に遁走せんとせるにありしと雖、既に極東の海上は我が制海權内に在りて又その交通を許さず、現に我が艦隊の一部は之が警戒の任に當れり、又我が陸軍は今やパレオの南方にありて遂次猛進突撃し、オノール方面に肉薄しつゝあれば、露軍は遂にそれ獲中の鼠虜たらんのみ、惟ふに今後戦闘を繼續せんとするは無益の擧たるべし、若し之れを悟れば宜しく中將に申告する所あるべし、然れ共余は決して休戦或は降服を勸告するものに非ず、而も我軍は力竭きて降服せる敵に對しては、之を俘虜として軍人たるの名譽を尊重するや勿論なり。

州長官セルギンギフは大に覺る所ありしが如く、直ちにレボノフ中將に戰爭中止の勸告書を送り、我軍も亦若干の騎兵を出して前哨線外に護送せり。

三十日午前五時アチクノフ中尉は軍使として軍務知事リャブノフ中將の書翰二通を齎せ來たり、我

原口司令官セルギンギフを引見す

州長官は司令官に戰爭中止の勸告書を送る



騎兵聯隊長安藤中佐に提出し、中佐は一通を前哨司令官に、他の一通を軍司令官に傳送し、尙ほ遊佐騎兵少尉以下若干の騎兵をして、軍使をルイコクスコエに護送せしめたり。而して敵將の來翰の要旨は、綑帶材料、藥品の缺乏及び負傷者に對する治療の不可能は、戦闘を中止するの已むなきに至れりと云ふにあり。

依つて我軍司令官は之れに對し、次の回答を與へたり、  
薩哈噠島軍長閣下、

閣下が差遣せられたる、軍使の携帶したる閣下の書面を通讀し、茲に當方より左の條件を提出す。  
一、兵器、馬匹、糧食其他の軍用物件及び、官に屬する金錢、有價證券其他の動産、不動産は現状の儘引渡すこと。

二、薩哈噠島行政に必要な凡ての書類を引渡すこと。

三、薩哈噠島守備隊編成表及び、防禦計畫に關する地圖及び書類を引渡すこと。

右條件を承諾するに於ては全權を有する將校と共に、其回答を明治三十八年七月三十一日（千九百五年露曆七月十八日）午前十時迄に、第一ハムダサに送らるべし、其時刻に到り回答を得ざれば、我軍は直に攻撃を續行すべし。

露軍全權の  
會合

翌三十一日我全權委員小泉參謀長は兩角副官、蜷川國際法顧問及び高井通譯官を隨へ、ルイコクスコエを出發し第一ハムダサに向ひたり、我全權の其地に着するや、敵の特務尉官ソコロフ少尉は軍使として來たり、我全權に對して封書を提出したり。

薩哈噠島日本軍司令官閣下、

予が信賴する軍隊の降伏條件に付閣下より予に勸告せられたる條項に關し、茲に承諾を表す、其條件左の如し。

一、總ての兵器、彈藥、馬匹、糧食其他軍用の物件及び官に屬する金錢有價證券其他の動産、不動産は現状の儘日本軍に引渡すこと。

二、薩哈噠島の行政上必要なる書類圖書を日本軍に引渡すこと。

三、薩哈噠島守備軍の編成に關する現存の書類を引渡すこと、但し同島の防禦計畫に關する書類は、軍機に屬するものとして、現行の法律に照し、軍事行動の開始と同時に皆之を破毀せり。

予は閣下が予の信賴する軍隊の將校に帶劍を許さるゝことに關し、予が願意を容るゝに吝ならざらんことを希望す。

午後一時敵の大佐タラセンコ以下將校三名は再びレボノフ中將の一書を齎らし來れり。

樺太日本軍司令官閣下、余は余の軍隊の降服條件に關し、談判を結了する爲めに、該書翰の携帶者アレキサンドロフスキイ豫備大隊長陸軍大佐タラセンコを全權委員として茲に派遣す、而して大佐の隨行員は參謀部二等大尉參謀長心得フウレウイチ及特務尉官少將ソコロフを派遣することを閣下に通報す。

兩國全權委員の席定まるや、我全權は降伏條件を示し以て之に調印を求めたるに、露國全權は直ちに之を承諾して調印し、正副二通を作り之を交換せり。



第一條 露軍の軍人軍屬は武裝を解き凡て日本軍の俘虜とす。

第二條 露軍の兵器馬匹糧秣其他軍用の物件及官に屬する金錢有價證券其他の動産物并に不動産物は凡て現状のまま日本軍に交附するものとす。

第三條 露軍は樺太の行政に必要な一切の圖書を日本軍に交附するものなり。

第四條 露軍は樺太守備軍の編成及軍事に關する一切の圖書を日本軍に交附するものとす。

第五條 露軍は日本軍に交附すべき人馬其他一切の物件を整理し且つ其交附を終了する爲適當なる人員を選んで委員を編成し日本軍委員と其授受の方法を協議し且之れを實行せしむるものとす。

第六條 前條に規定したる事項を實施すべきに於て必要な細條は日本軍委員より露軍委員に指示するものとす。

第七條 本條約書に調印の後露軍司令官及其幕僚は明治三十八年八月一日(千九百五年露曆七月十九日)午後七時ルイコフスコエの日本軍に來るものとす。

第八條 本條約書は日露兩軍に於て各一通を認め之を收得す而して調印の時より直ちに效力を生ずるものとす。

明治三十八年七月三十一日  
千九百五年七月十九日

樺太軍日本軍全權參謀長陸軍大佐 小泉 策 郎 印

薩哈噠露西亞軍全權委員 アレキサンドロフスキー 印

豫備大隊長陸軍大佐 タラ セン コ 印

恁て翌八月一日チャブノフ中將以下三千二百の敵兵は悉く投降したり、八月八日ナイオロ附近の殘敵亦投降し來り、十日ガナイチャ湖附近の殘敵を掃蕩せんが爲に、我北遣艦隊と相協力して之を占領し更に進て三十日ナイブチ河口に殘敵を壓迫して、全部之を降服せしめ、茲に全く樺太は平定したりき。

### 第五節 敵の違法行爲

露國軍隊が横暴を逞ふし、屢々違法の行爲を爲せるは、既に滿洲軍方面及海軍方面に關する編に於て略述せり、殊に樺太は露國の流罪地にして、住民は所謂惡漢無賴の徒より成れるが故に是を以て編成せる義勇兵の行動の横暴違法なる殆ど言語に絶せるものあり、或は赤十字條約に反し、或は海牙條約に背き、爲めに我軍は作戦上抄なからざる阻礙を蒙りたり、今樺太軍司令部より大本營に致せる報告書を抄録せん、

第一「ダムダム」彈の使用、明治三十八年七月十日ウラジミロフカ占領の際我軍は敵軍の「ダムダム」彈及之を發射すべき騎銃を鹵獲し尙ほ七月十一日及同十二日グリネエ附近に於ける戦闘及七月二十二日アドラドエ附近に於ける斥候の衝突に當り敵兵は確に「ダムダム」彈を使用したことは別紙第一野戰病院長の報告に依り明瞭なり。

加之七月十六日敵軍の隊長降伏したるとき發見したる本邦人にして敵軍中に捕はれ居たる隅田龜太郎は敵軍中「ダムダム」彈を使用する小銃を携帯する者三四人を目撃し又グリネエ附近戦闘後我軍の鹵獲したる彈藥中「ダムダム」彈多數を發見せり。

第二、赤十字旗及赤十字臂章の濫用、露軍は赤十字徽章を以て軍隊の危険を防止するに必要なる一戦闘用具と看做し居るが如く其濫用實に驚くに堪へたり我軍より敵軍を追撃して其根據地に侵入するや傷病者の治療救護に宛て居らざる屋舎上に多數の赤十字



旗を樹立し在ることを屢々発見するのみならず甚だしきに至りてはルイコフに逆襲の際同地西方約三千メートルの獨立家屋に赤十字旗を掲げ其傍に機關砲を備へて我軍隊を射撃しノオミハロスコエ、オノール等に於ても同一行爲ありたるが如き斯る家屋に兵力を潛匿して戦闘に従事せしめたり。

加之露國兵は赤十字臂章を以て危険を避くるの神符と爲し居るが如く例へば七月十日我軍ウラジミロフカを占領したるに當り同地に露國第十八野戰病院あり此病院に屬する人員比較的多數にして義勇兵等濫りに赤十字臂章を左腕に附着したる疑ありたるのみならず爾來日を經るに従ひ臂章を携帯する人員の増加したるに依り其取調を爲したるに純粹なる戰闘員にして赤十字臂章を携帯する者あることを発見せり要するに露軍に於ては赤十字臂章を附着せしめ兵器を操りて戦闘に従事せしめ居る人員多數なるが故に我軍の捕獲したる敵兵に就き調査の結果該臂章を有する者にして戦闘員なることを自白したる者甚だ多く敵軍の退却に際しては戦闘員たる服装を爲し赤十字臂章を附着する兵士を殘留し兵器を操らしめて我軍の進軍を阻害すること少なからず。

第三、制服を着せざる不規律兵、露國義勇兵には一定の敵軍を規定しあるに拘らず樺太島に於ける敵國軍隊の一部は何等の敵軍を附着せざるを以て普通人民と全く區別するを得ず例へば七月十日ウラジミロフカ占領の際制服を着用せざる敵兵百餘名の一隊は我先進部隊を襲撃し來り然れども我部隊は他の部隊の援助を得て敵兵の大部分を俘虜とし之を取調べたるに多數の義勇兵と共に普通人民にして兵器を操り居る者を見出し又七月十九日ロマノフスコエ村に於て渡邊騎兵少尉の率ゆる將校斥候は全く普通人民と同一の服装を爲したる義勇兵のため不意に包圍せられ大なる損害を蒙り要するに敵軍は義勇兵に對して當初より制服を全然給與せざるものあり又退去の際敵軍を除去して普通人民中に紛れ入るものあり敵軍又は敵兵は著し制服其他戰闘員たる敵軍を重ざるの意思なく之が爲め普通人民と戰闘員とを區別し能はざるもありたるに依り我軍の行動上困難を感じたるも少からず然れども我軍は人道の大義を重んじ成るべく戦闘の慘禍を増大ならしめざることを努めたり。

第四、囚徒の解放及其暴行、露軍は我軍隊の樺太島に上陸すると同時にアレキサンドロフ市に在りたる囚徒を解放し其他各地に於ける囚徒の大部分を解放せり此等囚徒は出獄後到處に掠奪暴行を逞うしアレキサンドロフ市の如きは其被害最も悲惨を極む我軍隊同市占領の際に於ても尙ほ掠奪を繼續したるがため我軍は搜兵を置き嚴に之を警戒せしめたるに拘らず露軍は其暴行を以て我軍の行爲なるが如き言を爲せり然れども集治監囚徒の暴行劇烈なりしことはルイコフ等の露國官民に於て我軍の占領に依り常に囚徒の危害を免れたることを自ら語りたるに徴するも明白に屬し露軍は故意に囚徒の解放を行ひ更に其囚徒の行ひたる暴行を罪を我軍に嫁せんとするが如く信義を沒却せり。

第五、傷者死者に對する殘忍凌辱、七月二十七日朝我騎兵將校斥候はルイコフ南方に於て露國軍隊の包圍中に陥り斥候長渡邊騎兵少尉以下五名戰死したるに其各死體には十數個所の銃創刀創刺創を存し殊に銃創部には火藥瓦斯の附着したるより察するに負傷者の身體に接して戯に之を苦め凌辱したるか又は其死後死體を凌辱したるかの二者中其一に居ること疑なく戰爭に關する法規慣例條約に背反し人道を沒したるの蠻行と云はざるを得ず。

第六、戰死者の發掘、八月二日トシナイチヤ湖附近の戦闘に於て我歩兵聯隊第五中隊一等卒新谷角三郎戰死し我軍は之を森林中に埋葬し墓標を樹て置き八月十日更に其地方の敵兵を攻撃し占領の際再び同所に至りたるに一等卒の死體は發掘せられたるの形跡を止め死體と共に埋めたる同人の印形及財布は敵軍隊長の私有物を納めたる篋中に発見したるに依り敵軍は我名譽ある戰死者の墳墓を發掘して之を侮辱し其財物を剽奪したることを確實と爲れり。

明治三十八年八月二十四日第一野戰病院長峰直次郎の報告左の如し。

「ダムダム」彈に依る銃創の概況

南部樺太に於ける今回の戦闘に於て敵の使用せし小銃彈の種類は二、三に止まらざることは之を函獲したるもの及遺棄したるものに徴するも明なり就中「ダムダム」彈の使用に關しては特に注意すべきものあり如何となれば其銃創たるや最近奎皮彈に比すれば人體毀損の程度遙に大にして創傷概して慘憺たるものあればなり。

明治三十八年七月十二日タリネエに於て野戰病院第一半部に收容したる戰傷患者七十三名にして内戦線に於ける即死十名收容後死亡せしもの四名合計死亡十四名にして一九、二%の死亡率を示せり。

當時に於ける敵との距離は近きは百米突にして其多數は三百米突を超えず如斯近距離に受けたる銃創にして首管銃創の比較的多數なるは「ダムダム」彈丸子の侵徹力の強大ならず反て破壊作用強大なるを示すものにして是れ即ち最近奎皮彈にあらざることを推考するに足る「ダムダム」彈に依る銃創は射入口は著大なる射傷を作らずと雖も之に反して射出口は頗る大にして軟部貫通創に在りても射出口徑四仙米以上に及び皮膚及筋は挫滅に陥り骨折若くは骨傷に在りては其碎骨片飛散して周圍の組織に侵入介在し全く原狀に止まらざるものあり如斯慘劇を起す所以のものは骨幹等の硬固なる物質に衝着し爆發作用を逞ふのみならず熔融せる鉛彈の變形及飛散に基くものなるは骨海綿體に射の透氣せるものあるを見て知るべし斯の如くして其顔面に受けたる銃創の如き實に慘憺見るに忍びざるものあり今其一二例を擧げて「ダムダム」彈の破壊作用の劇烈なる決して他に之を見ることなきを示さんとす。

顔面貫通銃創兼右趾關節貫通銃創兼左上膊擦過銃創

後備陸軍歩兵軍曹 栗、原、又、藏



患者は明治三十八年七月二十二日南部樺太アドニドナエ北方に於て斥候任務を帯び敵前百米突の所を行通中飛弾側方より来り負傷す。

顔面貫通創は射入口右鼻翼際在りて示指頭大を有し射出口は著大なる挫滅創を呈し骨及軟部の破壊甚だしく即ち上唇は鼻翼に接し右口角に至るまで横断せられ瓣状と爲り口蓋及鼻底は悉く破壊し鼻道は咽腔に至るまで曝露せられ更に左上顎窩を粉碎し右頰部に於て邊縁不正の大なる失肉裂創を來し下顎は正中線に於て縦折し左下顎は尙ほ其一部を粉碎せられ前記各所の碎骨片は飛散して其大部を認めずと雖も尙ほ多數の細小銳利の骨片挫滅創底に介在し言語咀嚼の機能を殆ど廢し僅に流動性食餌を護謨管を介して攝取し得るのみ顔貌の醜形に至りては慘憺なるに忍ざるものなり第二創第三創は特に其創況殺するの價値なきを以て略す。

顔面貫通創兼右小指擦過銃創

陸軍歩兵二等卒

田代伊兵衛

患者は明治三十八年七月二十二日南部樺太アドニドナエ附近の敵を攻撃する際敵前約百米突の近距離に於て敵の小銃弾の爲めに負傷す。顔面貫通銃創は著大なる挫滅創を呈し射入口は明かに之を認むること能はざるも創況と患者の陳述に由りて左側方より入りたるものなるが如し而して該貫通創は下顎の殆ど全部を破壊せらるる其碎骨片は創底に飛散竄入し一部は尙ほ骨膜と共に創内に浮動介在し下顎軟部共に頰部より隅角部に至るまで著し形態を留めずと頰骨亦其一部を破壊せられ舌繫帯を破り舌下線を露出せしめ舌及尖其側縁に數多の裂創の生じ爲に舌の運動は殆ど營々難く言語咀嚼の機能を全く廢するのみならず流動性食餌も亦充分に攝取し得ず著しく營養を害し負傷後第八日衰弱に陥り遂に死亡す。

### 第四章 北遣艦隊

#### 第一節 片岡艦隊の行動

我艦隊が對馬海峡に於て露國太平洋第二、三艦隊を殲滅せしめてより、極東に於ける制海權は完全に之を掌握し、又殆ど憂ふべきものなきに至り、我艦隊は専ら艦の修理に勉めつゝありしが、七月に

北遣艦隊

片岡艦隊の行動

至りて復び行動は開始せられ、北海方面に向て進航せり。

抑も北遣艦隊なるものは上村第二艦隊及片岡第三艦隊より就り、上村艦隊は北韓軍と協力し、片岡艦隊は樺太軍と聯結して、共に陸上を攻撃せんとせり、是に於て片岡第三艦隊は南部樺太上陸軍を搭載したる輸送船隊を擁護し、三十八年七月四日日本國を出發し、七日メランヤを占領して、樺太軍の一部隊を上陸せしめ、八日コルサーコフを占領し、殘餘の兵士を上陸せしめ、更に進て近藤岬(ノトロ岬)を占領し、二十四日北部樺太軍を擁護してカムテ、アルコフを奪略して陸軍を上陸せしめ、次でアレキドサンロフスキーを砲撃し、八月十日グナイチャ湖東北岸の敵を掃蕩し、ナイフロの殘敵を殲滅せしことは、既に前二章に記述せるが如し。

我 大元帥陛下には其偉勳を嘉賞し賜ひ、七月二十九日片岡司令長官に對し、左の勅語を賜ひたり。  
北遣艦隊は天候の障礙を冒して陸軍を護送し、其上陸を完ふせしめて樺太占領の基礎を成せり。  
朕深く之を嘉賞す。

樺太全島の愈々平定するや、北遣艦隊の一枝隊はカストリー灣(樺太アレキサンドロフスキー對岸の北東約六十海里)に進入し、陸上偵察を畢り、クレスタールカンフ附近に上陸して燈臺を占領し、尙其附近を偵察しけるに、燈臺監守員は悉く逃走し、燈臺の他の一端なるツポイには電話を裝置したる建物あり、室内には寐臺二十一を有すれども人影なく、糧食は倉庫に充滿せり、是に於て我枝艦隊は深く港内に闖入し、バザルト島附近に達すればアレキサンドロフスキー(カストリー灣内にあり樺太島のものと同名)電信局方面に當りて砲四門を認めたるが、敵は其二門の砲を以て盛んに我を砲撃し、我

カストリー灣砲撃



も亦之に應戦せり、暫くして敵砲の沈黙すると同時に火薬庫は爆發し、市街は大火災を起せり、八月七日沿海州沿岸ポートインベラトルスカヤ及びニコラス岬（カストリー灣の南方凡そ百五十海里）に上陸したる我海軍陸戦隊は、遁走せる敵兵を發見して、直に之を砲撃せり。

カムサツカ  
分遣隊  
オコーツク  
海分遣隊  
黒龍江分遣  
隊

而して又片岡艦隊の一部は、八月十三日間宮海島ラザレバ角に敵の守備兵あることを發見し、直に行きて之を砲撃し、陸戦隊を上陸せしめたるに、敵は鬱蒼たる海岸の森林中より突然猛烈なる射撃を爲し、我兵爲めに數名の死傷者を出したりしが、忽にして之を撃退し通信所其他の建築物を破壊したり、又勘察加分遣艦隊は十三日同半島ベトロバプロフスク港内に於て、露國運送船オーストラリヤ號を拿捕し、オコーツク海分遣艦隊は同日サガレン海灣に於て、ニコライフスク港へ航行中の英國帆船アンチオーブ號（一四八六噸）を拿捕し、十四日亞揚港に上陸し舊式砲一門、小銃三挺及び彈藥若干とを鹵獲し、十六日コンマンドルスキー列島ニコリスク港に於て露國運送船モンタラ號（二五六二噸）を拿捕し、尙十七日オコーツク港に進航して陸上偵察を遂げたる後、戦隊を上陸せしめて小銃五十八挺、彈藥若干を鹵獲し、黒龍江方面分遣艦隊は、敵が黒龍江の南方ツハアフレ、ラザレバの二哨兵所に増兵せることを發見し、直に之を砲撃破壊せり。

是の時に當り樺太軍は既に敵の降伏を容れ、其南北全部を占領せしを以て、片岡北遣艦隊は樺太軍と共に目出度凱旋したり。

### 第二節 上村艦隊の行動

遼山灣の偵  
察

豆滿江方面  
の偵察

上村艦隊は北韓軍と相呼應し、咸鏡道沿岸を攻略すべき任務を帯びて、七月初旬佐世保を出發し同十七日黎明豆滿江の南方遼山灣近海に到達し、千早艦及驅逐艦をして灣内の偵察を爲さしむ、是に於て偵察艦はシスロ角より浦頂附近を偵察し、敵兵のなきを知り、益々深く灣内に進入し、遼山灣の全部を搜索し、千早艦は暫く停航して、驅逐艦をして同灣内なる、雄基灣に入り陸岸に近接したるに、森林中に隠匿せし敵は我驅逐隊に向ひて、突然小銃射撃を爲せり、然れども我は容易に砲門を開かず益々陸地に接近し、始めて猛火を集注しければ、敗殘兵は忽にして退却して其影を匿せり、依つて驅逐隊は千早艦と共に羅津浦に向ひて進航したり。

恁て一隊は羅津浦附近に至り陸上を偵察し、敵五六騎の海岸に彷徨するを認めたるが、敵は我艦影を見るや、直に逃走し去れり、依て我は更に偵察を繼續しつゝ進てケイカ角山頂に於ける敵艦偵哨所を砲撃して之を破壊せり。

而して該地附近の敵兵は悉く會寧方面に退却しければ我北韓軍は之を撃攘し、將に戦局の發展を圖らんとするに際し突如として休戦の命令下り、同艦隊は無事に凱旋したり。



## 第九篇 講和條約

四八〇

### 第一章 講和會議

#### 第一節 米國大統領の斡旋

日露兩國間の交戦も既に一年半を経過し、前後數十回の激戦を闘ひ、露國は既に東洋海上に於て秋毫の勢力もなく、陸上亦た必勝を歸せし奉天の戦も大敗に下り、戦闘力の半數を喪失し、我は更に多大の兵力を増加して、之を吉林に迫撃し、哈爾濱に抑壓せんとし、露國東洋政策の根柢的破壊を試みんとするや、米國大統領ルーズベルトは、大勢に考へ將來に察し、更に此戦闘を繼續するも、徒らに人命を損するの外何の益するものなく、人道の爲め世界平和の爲め今日に於て戦闘を休止するは、最も時宜に適したるものとし、列國政府の逡巡して容易に手を出さざるに先じ、卅八年六月九日を以て日露兩國政府に知照して講和を勸告す、時に露國は内部の擾亂一日に甚しく、暗殺、暴動日として起らざるなく、所謂内憂外患交々臻り、又露國の慣手段たる遠く敵を誘知して終局の捷を博するの餘地なく、我帝國亦た日清戦後に於ける軍備の擴張は未だ完了せられず、爲めに遼陽、沙河戦に於て彈藥の如きは著しく缺乏を告げ、俄かに兵器廠を擴張して漸く是が補供を爲せりと雖、尙哈爾濱の曠野に戦はんには多少憂慮を要するものあり、且つ戦線の擴張と共に軍費は倍々増額し一箇月一億圓を超へ、今後増すあるも減するなく、且つ兩國共に最新式の武器を應用せしが故に、戦場の凄慘實に言語に絶

米國大統領  
兩國政府に  
講和を勸告す

我全權委員  
確定

露國全權委員  
員確定す

日全權委員  
ポーツマスに  
到着す

するものあり、密かに戦闘繼續の悲惨事を演ずるに過ぎざるを思ふ時なりしかば、兩國政府は直に米國大統領の好意を諒とし、互に其對手國にして講和の意あらんには之に應ずべき旨を以て答ふ、是に於てルーズベルトは中間に介して交渉の勢に當り、帝國政府は七月三日を以て早く既に時の外務大臣小村壽太郎及駐米公使高平小五郎を以て全權委員に任せり、然れども露國は尙ほ和戰兩派に分れ、互に堅く取つて相譲らず、露帝が最後に於て平和説を主張するに及びて廟議漸く決し、爲めにアレキシス大公及び陸海軍兩大臣は更迭し、全權委員亦た再度の變更を爲したる後、財政家として有名なるウキッテ自ら起つて折衝の任に當り、當時駐米公使たるローゼンと共に其全權委員たり。

兩國全權委員既に確定し、會商地亦た米國と決定せしを以て、小村全權委員は辨理公使佐藤愛麿、外務省政務局長山座圓次郎及安達峯一郎、本多熊太郎等を隨へ、七月八日帝都を發し、ウキッテ亦た

同月十九日故國を辭して共に米國に向ひ、八月八日漸く會商地たるポーツマスに到着せり。是より先兩國委員會商地の米國と確定するや、各地相争ふて此名譽ある委員を迎へて記念たらしめんとし、競争頗る盛なりしが、ルーズベルトの周到なる注意に依りて、遂に米國夏季交際場を中心點たるポーツマスを選定せられたり、而して大統領は國務次官ヒアースを以て其接待委員とし、諸般の準備を爲さしめければ、諸事一として整はざるなく、兩全權到着の時の如きは滿街の市民は熱心なる歡迎を爲し、同日午後三時一行は自働車にて共にホテル、ウエントウオーズに送られたり。

#### 第二節 兩國全權委員の會見



兩全權は共  
に食堂に入

ウキツテ先  
づ草談を始

第一回會見  
を開く

ウキツテ信  
任状を呈示

兩國全權は八月八日午後三時共にウエントウオーズに投宿せしが、小村全權委員は一步を先じて食堂に入り中央の食卓に就き、次でウキツテは入り來り、小村一行の前面を通過して一方の食卓に就きぬ、兩全權は既にルーズベルトに紹介されて互に相識の人と爲れり、兩雄今や同じ道場に上れり、何れが勝か何が敗か、俄かに判すべからずと雖、談判に關する第一矢は先交際術に妙を得たるウキツテに依つて放たれぬ、即ちウキツテは敏捷にも一紙片を出だし、「明日媾和談判に就て會見を試みんとす、貴意如何」と認めボーイをして之を小村全權委員に致さしむ、小村男爵之を披見し、「正に貴意を諒す而して會見の時間は何時を以て可となすか」とウキツテ對ふるに「午前十時よりせん」と小村全權委員之を諾し、愈々明日九日を以て第一回の會見を爲さんと決定せり。

翌九日は來れり、第一回の會見は將に開かれんとす、而して兩國全權委員の一行は會見場たる海岸の一孤島に於ける海軍鎮守府の一倉庫内に送られぬ、兩全權委員は接待員ビヤースに導かれて一室に入り、中央の大卓を圍みて正々堂々の陣を張れり、而してウキツテは懷中せる信任状を提出して、之を小村男に示し尙ほ其所持せる日本皇帝の信任状を見んことを要求せり、然れども此日の會見は本會議開會に關する豫備會にして、信任状の査閱を交換する要なきを以て我全權委員は所持せざりしが故に、午後膳本を送呈すべき旨を約せり、信任状の査閱は斯の如くにして修了し、更に進で今後に於ける會見の準備會を開き、會議の用語は英佛兩國語とし、若し兩國の語に定義を主とする場合は、佛國を正準とすべく、會見時間は午前は九時半より正午迄とし、午後は三時より六時迄とし、午餐は會見場に於てし専ら時間を節減せんことを約して相分れたり。

### 第三節 我國の要求條件

十日午前十時第二回の會見は開かれぬ、即ち我小村、高平の兩全權委員は落合、安達、佐藤の三隨行員を隨へ、ウキツテ、ローゼンの兩全權亦たコロストビーツ、ナツボコラ、クダケーフの三隨行員を從へて列席し、先づ信任状の形式的交換を了り、而して小村全權委員は日本文に英文を副へたる要求條件書を提出せり。

第一 露西亞國は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本國が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り之を阻礙し又は之に干渉せざることを約すること

第二 露西亞國は一定の期限内に全然滿洲より撤兵し且同地方に於て清國の主權を侵害し若は機會均等主義と相容れざる何等の領土上の利益又は優先的若は專屬的讓與及免許を拋棄すべき旨を約すること

第三 日本國は改革及善政の保障の下に其の占領中に屬する滿洲全部を舉げて清國に還附すべき旨を約すること但し遼東半島租借權が其の效力を及ぼす地域は此の限りに在らざること

第四 日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約すること

第五 薩哈唎島及之れに附屬する諸島嶼並に公共營造物及財産は總て日本國に讓與せらるべきこと



第六 旅順口、大連並に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成するものとして露西亞國が清國より得たる一切の權利、特權讓與及免許並に一切の公共營造物及財産は之を日本國に移轉讓渡せらるべきこと

第七 哈爾濱旅順口間の鐵道及其の一切の支線並に之に附屬する一切の權利特權及財産及該鐵道に屬し又は利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑は何等の債務及負擔を伴はしめずして露西亞國より之を日本國に移轉讓渡すべきこと

第八 滿洲橫貫鐵道は其の敷設の基く特許條件に遵ひ且商工業の目的に限り之を使用するの條件を以て露西亞國之を保持經營すること

第九 露西亞國は戰爭の實費を日本國に拂戻すべし其金額並支拂の時期及方法は雙方の合意を以て之を定む

第十 戰國中損害を蒙り爲に中立港に避難し抑留せられたる露西亞國軍艦は總て正當捕獲物として之を日本國に交付すべきこと

第十一 露西亞國は極東水上に於ける其の海軍力を制限するを約すること

第十二 露西亞國は日本海「オコーツク」海及「ベーリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸、灣港、入江及河川に於て充分なる漁業權を日本國臣民に許與すべきこと

本會議に於ける鐵關門たる要求條件は提出せられたり、戰勝國が戰敗國に命せる宣告文は秘密の袋を破つて現はれたり、世界各國民の見んとし聞かんとする所は實に此一片の書類にあり、而も局に

ウキツテ同  
答の延期を  
請ふ

當れるウキツテは軽く一瞥し去りて又意に介せるものなく、靜かに我全權委員に向つて曰く「貴國の要求せる所のものは、關係する所極めて大にして、輕忽の處決を許さず、本國皇帝陛下に電奏して命を待たざるべからざるものあれば、暫く猶豫を與へられんことを請ふ」と、小村全權委員亦た其然るべきを察し之を諾し、而して期間を確定せず可及的速かに決せんことを約せり。

斯の如くにして我全權委員の一行は、午後一時を以て旅館に歸りしが、露國全權委員等は、府に留まり、我提出條件に就きて擬議し、點燈後に至り漸く歸館し猶ほ夜間に至るまで議を盡し、ウキツテは自己の意見を附して皇帝に電奏せり。

秘密緘默主  
我全權委員  
の失敗

而して此日我全權委員は豫備條件として、交渉の經過には秘密を守らんとを要求せり、然れどもウキツテは之を好まず、可成其始末を公表せんことを主張せしむ小村全權委員は堅く緘默主義を取つて聽かず、依りてウキツテも已むを得ず、可成之を保守せんことを約せり、是れ洵に我が全權委員の失敗にして、交渉經過の上に多大なる害を來たせり、既にウキツテは開放主義を持せるが故に、毎々來訪者に語るに、秘密の妄を辯じ日本全權委員の心事の忖度し難きを言ふ、是に於てか世界の各國より蜚集せる各地の有力なる新聞社員若くは通信社員の輿論は、日本全權委員の上を離れてウキツテの上に集り、同情は益々彼れに加はりて一日我に薄く、談判開始前の日露兩國の勢力は今や全く轉倒せり、機を見るに敏なるウキツテは密かに交渉の經過を漏洩せり、而て我全權委員は堅く秘密を守りて語らず、故に新聞、通信記者は我に來らずして悉く彼に走れり、悉く我が極端なる秘密主義は露國の漏洩によりて何等の功なきのみならず、却て同情を失し交渉の上に多大の障害を波及せり。



#### 第四節 露國の回答

四八六

第二回の會見に於て我全權委員より提出せし要求條件に就き、ウキッテ及びローゼンの兩委員は成べく速かに之が回答を與へんとし、直に狀を具して皇帝に電奏し、一面兩全權は幕僚と共に凝議し、一意回答案の作成に努めたりしかば、十一日午後に至りて全く稿を脱せり、依て直ちに明十二日を以つて第三回の會見を爲すべく通報し來れり、是に於て翌十二日午前九時兩國全權は會見場に臨み、ウキッテは回答案を小村全權委員に交手せり。

第一、第一條に對しては何等の異議を存せず帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上優越なる利益を有することを承認し日本國が韓國に於て執ることを必要と認むる指導、保護及監理の措置を阻礙せず又之に干渉せざるべきことを約するの覺悟なり但し露西亞國及露西亞國臣民は他の諸外國並に其の國民に現に屬し又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべきは勿論なり且前述日本國の措置實行の爲めに韓國皇帝の主權を侵害すべからざることを知るべし又特に軍事上の措置に關しては一切誤解の原因を避けむが爲日本國は韓國に隣接せる露西亞國領土の安全を侵迫すべき措置を執らざるべし

第二、帝國政府は本條の前段を承諾するの覺悟にして露西亞軍隊をして日本國軍隊と同時に滿洲より撤退せしむるの意向なり而して撤兵の細目及條件は追て決定することを得べし同條の後段に關しては帝國政府は清帝國の主權を侵迫するの性質を帯び及權利平等主義と相容れざるが如き領土

露國の回答

上特權並に專屬的讓與又は便宜に付き何等の主張を有せざる旨を聲明するの覺悟にして帝國政府は之が爲め必要の保障を與ふべし右根本的原則の一旦明定せられたる以上は露國全權委員は日本全權委員に提議するに第二條後段に關する日本國政府の希望を精確に言明せられんことを以てし且帝國政府に於ては日本國又は他諸國の利益を侵害すべきことは總て之を排除せんとするの意向を有することを聲明するものなり滿洲に於て公共的性質を帯べる唯一の露國私人的企業は東清鐵道なりとす但し同鐵道に關聯する問題は特に他條に於て攻究しあり

第三、帝國政府は本條を承諾するの覺悟なり然れども滿洲の是等部分に於て露西亞國及露西亞國臣民は同地方に於て他の諸外國及其の國民に現に屬し又は將來屬することあるべき一切の權利を保有すべきは勿論なりとす遼東半島租借權が其の效力を及ぼす諸地方に關し露西亞國は此等地方に對する其の權利を日本國に讓與するの意向を有す然れども同地方に對する清國の主權及右租借に關し露西亞國が清國政府と締結したる諸條件に鑑み右の如き讓與は同政府と協商を経るにあらざれば之を爲すこと能はざるべし

第四、帝國政府は本條記述の主義に對し全然同意を表し若し此の規定にして日本國提出の條件中に挿入しあらざりせば露西亞國は自ら之を提出するを以て其義務と認めたりしなるべきことを聲明す

第五、薩哈噠島に對する露西亞國舊時の權利は日本國が未だ同島を領有せず又は少くとも其の大部分に對して毫も領有權を行はざりし時代に於て既に存したりしなり加之薩哈噠島が甚だ淺く且僅



かに七露里の幅員を有する一海峡に依りて大陸と相隔つるを以て之を觀るに同島は亞細亞に於ける露領の自然的連続に外ならず故に露西亞國は同島の讓與に同意すること能はずと雖も同島に於て廣く海上漁業及他の商業的企業を營むの權利を日本國に許與するの意向は充分之を有するものなり而して右の如き營業の條件は特別の取極を以て之を協定するを得べし

第六、帝國政府は本條に對し異議を有せざるべしと雖も同條所載地に對する清國の主權に鑑み露西亞國は豫め清國と協商を遂ぐることなくして其の權利を日本國に讓與すること能はざるべし但し露清兩國間に締約せられたる該租借が其の效力を及ぼす地方全部に於ける個人の權利が依然存続すべきは固より言を俟たず

第七、帝國政府は主義に於て本條を承諾す但し日本國軍隊の現に占領中なる鐵道線の外は之を拋棄すること能はず而して右の條件を以て讓與すべき鐵道線の終點は雙方合意を以て之を定むるを要すべし然るに右鐵道線路を敷設且經營するの特許は同地方に對して今尙主權を保有する清國に依つて一の私立會社に與へられたるものなること並に軍事占領の事實は毫も同會社の權利を侵害するものにあらざることは之を顧念せむことを要す帝國政府は清國政府に向て今日以後何時にても右線路買上權を行使することを許し且同會社と協商することは同政府自ら其責に任ずるの覺悟なり而して同會社の所有に歸すべき買上代金は之を日本國に讓與すべし

(備考) 露清銀行に本鐵道の敷設を特許したる露曆千八百九十六年八月二十七日(九月八日)附條約第十一款により清國政府は該線路完成開業後三十六箇年を経ば之を買上ぐるの權を有せり南

滿洲支線敷設に關しては露曆千八百九十八年六月十二日(六月二十四日)附條約を以て前記條約を適用することゝなせり

第八、本條に對しては何等異議を存せず鐵道會社は滿洲幹線並に南滿洲支線中同會社の所有に残存すべき部分の經營に關しては露曆千八百九十六年八月二十七日(九月八日)附特許條約の條件を格守すべし同特許條約第八項には該線路に依り輸送せらるべき露西亞國軍隊及軍需品は清國領土内に停留すべからざる旨を規定せり

第九、露西亞國は本條の規定に同意すること能はざるべし抑々軍費拂戻なるものは獨り征服せられたる國のみ之を爲すことなり然るに露西亞は征服せられたる國に非ず凡そ一國領土が敵の爲僅かに攻撃せられたるに過ぎざるに際し該國は自ら以て征服せられたるものと認むること能はず縱ひ日本國が黒龍江州、沿海州全部を占領したりとするも露西亞國の活力は毫も之れが爲め侵害せらるべきにあらずして露西亞國は尙戰爭を繼續すべし獨り日本國の戰捷軍が露西亞國の内地に侵入したる場合に於てのみ露西亞國民は軍費拂戻問題の起りたる所以を了解し得べし往年セバストポール陥落後に開催せられたる巴里會議に於てだに同盟列國は軍費拂戻問題を起し得べしと認めざりし事實は露國全權委員に於て日本全權委員の注意を喚起せざるべからずと信する所なり軍費は戰爭繼續の方法盡きたる國によりてのみ拂戻さるゝものにして此の如きは決して露西亞國の現狀にあらず

然れども帝國政府は軍費拂戻を拒絶すると同時に日本國が仕拂ひたる費用にして戰爭其物並に露



西亞國の損害の爲になしたるにわらずして戦争の結果艱苦に陥りたる露西亞國人の利益の爲になしたるものは之を日本國に賠償するの至當なるを認識す俾廢給養費病者其他の保護に關する費用の如きは即ち之に屬するものなり

第十、露西亞國は此の要求に應ずること能はず國際關係の實際に於て此の如き要求を支持するに足るべき先例を發見することは困難なるもの、如し加之此の要求は媾和談判者双方が以つて其の精神となすべき平和的意思を兩立すること難し縱ひ中立港に於ける露西亞國軍艦が日本國に引渡されたりとするも日本國が之が爲に獲得すべき實質的利益は比較的僅少なるべし又此の如き條項に同意を與ふることは露西亞國の威嚴と相容れざるものなり

第十一、外國の爲に此の如き約務を課せらるゝことは亦露西亞國の威嚴と相容れざるを以て露西亞國は之に同意すること能はず但し帝國政府は近き將來に於て太平洋に著大なる海軍力を維持するの意向を有せざることは之を聲明し得べしと信す

第十二、露西亞國は日本海オコック海及ベーリング海に瀕する沿岸に於て日本國臣民に漁業權を許與する爲め日本國と協定をなすの覺悟なり但し右漁業權は海洋に瀕する沿岸のみに限り入口及河川に及ぶこと能はざるものとす而して此等方面に於て既に露西亞國臣民又は外國臣民に屬する權利の依然效力を有すべきは言を俟たず

是に依つて之を見れば、露國全權委員は我要求條件の第一、第二、第三、第四、第六、第七、第九、第十二、の八箇條は多少の條件を有するも大體に於て是に同意せり、然れども、第五條の薩哈噠島割

讓、第九條の軍費拂戻、第十條の竄入軍艦の引渡し及第十一條の東洋に於ける露國海軍力の制限に就きては、全然之に同意する能はずとして排斥せり。

### 第五節 逐條審議

是より先我全權委員は全要求條件を總括して提出すること不可なることを察し、逐條審議と爲さんとせしも、露國委員の哀求に依り遂に全部を提出し、總括して諾否を聞かんとせしも、更に又逐條審議せざるべからざるに至り、十二日午後の會見より我提出條件の順序に依り、先づ其の第一條たる韓國問題に就て討議に移れり、本條は韓國に於ける我卓越せる利益と自由行動の權を認めしむるにあり、露國委員は露國及露國臣民も、列國若くは列國臣民と共に機會均等の權を得んことを要求せり、然れども小村全權委員には堅く之を排斥し、日没に至るも決する所なくして相分れしが、夜に入りて露國全權委員より我提出要件を承諾すべき趣を通報し來り、第一條は漸く確定せり。

翌十三日は日曜日なりしを以つて露國全權委員の請に依り休會し、十四日第三回の會見を爲し、日露兩國の滿洲撤兵問題に就きて討議し、露國全權委員より多少の條件を提出せしも、大體に於て我要求に應せり、而して十五日に至り漸く難問題に入れり、即ち滿洲の門戶開放、樺太の割讓、遼東の租借權讓渡の三問題にして、滿洲の門戶開放に就ては殆ど議論として掲ぐべきものなかりしも、樺太割讓の條に至りてウキッテの快腕は現はれ來れり、曰く割地は直ちに大國の威嚴に關するのみならず、斯の如きは全敗國に命する戰捷國の權利なり、而も露國は未だ全敗に至らず、戰爭繼續の餘力は猶ほ綽



緯たり、殊に樺太は沿海州の門戸にして我西伯利亞の墻壁たり、而して割地は怨恨の種子を將來に蒔くものにして、兩國の永遠の和親を缺くものたれば、之に應ずる能はずと、依て我小村全權委員は樺太の歴史より説き起し、反覆叙説數時間に涉りしも、ウキッテは頑として動かす、到底一回の折衝を以てしては之を決する能はざれば、暫く之を後日に譲り、遼東租借權の讓渡に移れり。

遼東租借權問題は割地に次げる大問題なり、露國が不凍港を得んが爲めには、彼得大帝以來幾多の苦楚辛酸を嘗め、漸くにして旅順大連に手を下し、永年の素志を達せしものたれば、是を其手裡より奪取せんとするは洵に尋常事にあらざるなり、是を露國の利害若くは體上面より謂へば、寧ろ樺太の割譲に勝るものあるも、而も遼東の地は三國干涉以來の歴史を有し、且つ日本が幾萬の碧血を流して奪取せし地たれば、ウキッテも遂に我全權委員の爲めに説破さるゝに至れり。

十六日午前九時兩國委員は例に依つて會見場に至れり、此の日議題は東清鐵道に關せるものにして、ウキッテは「同鐵道は露清政府が一私設會社に許可したるものにして今直接に之を日本政府に讓渡することを得ず、况や日本軍の占領以外のものに於いておや」と頗る頑強に反抗を試みしも、小村全權委員の強硬なる要求に依て、遂に長春以南を讓渡し、而して同鐵道は將來軍事に使用せざることを約せり。

條件中の至難問題は愈々十七日を以て議場に現はれたり、曰く償金支拂、曰く中立港通入軍艦の引渡し、曰く東洋に於ける露國海軍力の制限の三つにして、其前二者は戦争の結果より生せるものにして、最後は東洋の將來の平和に關するものたり、而してウキッテは曰く露國は戰敗國にあらずして、尙

は戦闘を繼續するの餘力あり、故に若し償金支拂の義務を負担せざるべからざらんには、若かず戦争を繼續すべし、而して又中立港通入軍艦の引渡し及海軍力制限の如きは、甚しく大國の體面を毀損するものにして、斷じて之に應諾する能はずと、是に於て小村全權委員も讓歩し得べき限りは讓歩し、交渉を繼續せしも議遂に決せず、十八日亦前日に次で會見商議する所ありしが、輒く決すべきにあらざれば、更に沿海州漁業權問題に移りしに、本問題は大體に於て吾要求に同じ、細目は後日に譲ることとして可決せり。

## 第六節 日本政府の大讓歩

償金、割地の二大難件は商議の進行を停止して、局面頗る穩當ならざるやの觀を呈し、談判は今や方に破裂せんとせり、是より先金子堅太郎は所用を帯びて久しく米國華盛頓に滞留しつゝありしが、風雲稍々急ならんとするに及び、十八日午後オイスターベールに大統領ルーズベルトを訪ひ密談する所ありしが、當時の事情は今日に至るも尙ほ未だ解する能はざるものありと雖、ルーズベルトは翌十九日ローゼンを招きて會談三時間に及び、露國をして讓歩せしめんとせり、而して金子男爵は十八日大統領に會見の後、直に電報を我政府に致し、返電を受領して廿一日更に大統領を訪ひ、我讓歩程度に就て復答せり。

廿三日に至り兩國全權委員は大統領の斡旋に依りて會見し、我全權委員は大統領の厚意に酬ひ大讓歩を爲せり、即ち極東海軍力の制限、中立港通入艦の引渡し、軍費償還を撤回し、樺太全部を割讓せ



露國主戰派  
勢力を占む

しめ其半部を十二億圓を以て賣却せんとせり、此要求は實に非常なる讓歩にして、ウキッテ亦た之を以て至當なるものなりと認めしも、奈何せん、既に露帝より何等の名義を以てするも償金を支拂ふべからずとの電命に接せり、依てウキッテは我讓歩條件を排斥し、談判は方に破裂せんとせり、然れども當時米國大統領は直接に露國皇帝に交渉を開始しつゝありしを以て、小村全權委員は會議を廿六日迄延期せり。

是時に當りて露國は主戰派再び頭を擡げ、平和派の勢力著しく減少して、ウキッテの行動も亦た常に本國の爲めに制肘せらるゝに至れり、故に米國大統領の交渉の如きも其の功を奏する能はず、廿三日に至り僅かに露國は日本に對して樺太の南半部を割讓し、捕虜收容の實費を支拂ふとの電報に接せり。

而して又我政府は露國の態度愈々頑強にして、到底我要求を貫徹せしむる能はずとの報に接するや、廿八日元老及内閣大臣等は御前會議を開き、今後更に戰爭を繼續し浦港を攻陥し哈爾濱を奪略せんには、尙ほ五個師團を増遣し、十八億の巨費を要すべし、五個師團兵の増遣、十八億の軍費の調達元より不可能事にわらずと雖、而も此の苦痛を忍び終局の大捷を博するも、償金は望むべからず、加ふるに占領地の膨脹すると同時に經營費の増額を來たし、我國は却て戰に勝ちて、財力の爲めに國衰ふるに至るべし、若かず今に於て讓歩を爲し平和の局を結ばんにはと、議漸く決し、屈從の訓電は小村全權委員に向つて發せられたり。

是より先小村全權委員は最も強硬の態度を持し、戰勝國の體面を辱かしめざらんことを期せり、而

して露國全權委員の頑強にして殆ど讓歩の餘地なきに至るや、其必ず破裂すべきを豫期しながらも、只破裂の事由をして我に有利ならしめんとし、苦心焦慮する所ありしに、俄然本國政府より最も軟化する訓電に接し、其十數日に涉れる苦辛の水泡に歸せるを悲み、我邦の歴史に拂拭すべからざる汚點を印せるを嘆き、失望落膽竟に病を作すに至れり。

斯の如くにして廿九日の會見は開かれたり、小村全權委員は最早爲すべきの餘地なきを察し、豫め作成せし大讓歩の公文を提出せり。

我讓歩の公  
文

日本皇帝陛下の政府は、海陸の戰況實に順境に在るに拘はらず、人道を重んじ平和を愛することの切にして露國との國交を恢復するを欲して已まず、故に其全權は去二十三日の會見に於て、莫大なる讓歩案を提供して、均しく平和を愛好する露國全權の三省を促がしたれども、不幸にして其容るる所と爲らず、從て講和談判開始以來の難關たりし樺太及び戰費其他の兩三件は、依然懸りて講和の設定を危くす、此に於て日本皇帝陛下の政府は、世界平和の建設の爲め、總ての利益を犠牲に供し、更に枉げて左の如き讓歩を爲さんとす

一、講和條約基礎條項として提供したる十二箇條中第五條樺太問題に關しては、日本帝國は單に同島の南半を要請し、其北半は一切無代價にて露國に返戻すべし、但し該島南半に軍備を置かず、且つ宗谷海峡に築壘せずして之を開放すべし

一、第九條戰費賠償の件は全部撤回す

一、第十條中立港内の露艦引渡、第十一條絶東露國海軍力の制限の兩條は、曩きに樺太島北半の賣



日本の大譲歩

買を條件として撤回する筈なりしも、今や其條件を附せずして全く撤回す

一、俘虜費は相互に辨償す

日本全權委員の態度の少しく變更せりとは、ウキツテの推測せし所なりしも、而も償金を撤回し、樺太の南半部を要求せしのみにて、其他の各條件を放棄せしに至りては、寧ろ意外なりしが如く、直ちに之を承諾し、談判は茲に全く終了せり、此報一たび傳はるや、露西亞萬歳の聲は全市に高く、露國兩全權委員は寧ろ狂せんばかりに歡喜し、ウキツテは直に本國皇帝に電奏して「日本は皇帝の要求に従へり」と云ひローゼンは「日本兩全權の襟度の豁大に驚けり」と唱へ、共に相賀し相祝せるに、獨り我全權委員の一行は意氣銷沈して、又見るに忍びざるものあり。

### 第七節 講和條約成立

本條約の調印を了る

數回の行儀を生じたる兩國の講和談判も、我政府の屈從的讓歩に依り、小村全權は泣て之を提出し、茲に全く修了して條約書の起草を爲し、九月一日休戰條約に調印し、同五日本條約の調印を了り十月十六日を以て批准交換を爲し之を公布せり。

#### 日露講和條約及追加約款

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下は兩國及び其の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し、講和條約を締結することに決定し之が爲めに日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太

郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を、全露西亞國皇帝陛下は「ブレンシデント、オヴ、ゼ、コムミツチー、オブ、ミニスター、オヴ、ゼ、コムバイア、オヴ、ロシア」セクレタリー、オヴ、ステート「セルジ、ウキツテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オヴ、ゼ、イムピリアル、コールト、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下を各其全權委員に任命せり、因て各全權委員は互に其委任狀を示し其良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間及兩國並に兩國臣民の間將來平和及親睦あるべし

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り阻礙し又は之に干渉せざることを約す

韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲め露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざることに同意す

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す

一本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ遼東半島租借權が其の效力を及ぼす地域以外の滿



洲より全然且同時に撤兵すること

四九八

二前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其監理の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還附すること

露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益亦是優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す

第四條 日本國及び露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約す

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連並に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權が其の效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す  
日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す

第六條 露西亞帝國政府は長春（寬城子）旅順口間の鐵道及其の一切の支線並に同地方に於いて之れに附屬する一切の權利、特權及び同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲めに經營せらるる一切の炭坑の補償を受くることなく且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきこと

とを約す

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す

第七條 日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す

該制限は遼東半島租借權が其の效力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲成るべく速かに別約を締結すべし

第九條 露西亞帝國政府は薩哈噠島南部及其の附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共營造物及び財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其の讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる境界線は本條約に附屬する追加款第二の規定に従ひ之を決定すべし

日本國及露西亞國は薩哈噠島又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付ては其の不動産を賣却して本國に退去するの自由を留保す但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本國の法律及び管轄權に服従することを條件として完全に其の職業に従事し且財産權を行使するに於



て支持保護せらるべし日本國は政治上又は行政上の権能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す但し日本國は前記住民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す

第十一條 露西亞國は日本海「オコーツク」海及「ベールング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す

前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさざることに雙方同意す

第十二條 日露通商航海條約は戰爭の爲廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に效力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締結するに至るまでの間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税、并に一方の代辦者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る

第十三條 本條約實施の後成るべく速かに一切の俘虜は互に之を還所すべし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其代表者に於て之を受領すべく而して其の引渡及び受領は引渡國より豫め受領國の特別委員に通知すべし便宜の人員及び引渡國に於ける便宜の出入地に於て之を行ふべし

日本國政府及露西亞國政府は俘虜引渡完了の後成るべく速かに俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至る迄之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし同計算書交換の後露西亞國は成るべく速かに日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるべし該批准は成るべく速かに且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし而して其の終りの通告の日より本條約は全部を通じて完全の效力を生ずべし正式の批准交換は成るべく速かに華盛頓に於て之を行ふべし

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すべし其の各本文は全然符合すと雖も其の解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし

### 第一 第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且講和條約の實施後直ちに滿洲の地域より各其軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す而して講和條約實施の日より十八ヶ月の期間内に兩國の軍隊は遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし

前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すべし

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむが爲守備兵を置くの權利を留保す該守備兵の



數は一キロメートル毎に十五名を超過することを得ず而して日本國及び露西亞國軍司令官は前記最大數以内に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以て成るべく少數に限定すべし

滿洲に於ける日本國及び露西亞國軍司令官は前記の原則に従ひ撤兵の細目を協定し成るべく速かに且如何なる場合に於ても十八箇月を超へざる期間内に撤兵を實行せむが爲雙方の合意を以て必要なる措置を執るべし

## 第二 第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成るべく速かに薩哈噠島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すべし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依つて之を填補すべし該委員は讓與中に包含せらるる附近島嶼の表及び明細書を調製するの任に當り且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該委員の事業は兩締約國の承諾を経ることを要す

## 第八節 吾國民の激昂

國民激昂す

一度日露講和條約締結の報傳はり、而も其内容の頗る戰勝國の體面を汚すものありと聞くや、國民は大に激昂し、條約締結の日即ち九月五日を以て、東京市日比谷公園に國民大會は開かれたり、是より

り先き我内務大臣芳川顯正は國民憤激して不穩の狀ありと聞くや、時の警視總監足立綱之に命じ、百方策を講じて大會の開設を阻止せしむ、然れども狂せんばかりに激昂せる民衆は之に屈せず、嚴重に封鎖せる防材を破碎して入園せしもの無慮三萬餘にして、忽ちにして警官との間に衝突を生じ、一大修羅場を現せり。

斯の如くにして公園内の大會は警察官の抑壓を排して開會せしが、劇場新富座に開かれし非講和演説會は解散を命せられ、左なきだに激昂せる國民は益々憤激し、民衆は直に半官報たる國民新聞社に闖入して器具器械を破壊し、一隊は芳川内務大臣の官舎を圍みて之に放火し、壯士は劍を抜て邸内に斬り入り、夜に入りて民衆は益々激怒し、數百名の隊伍を作りて市街を横行し、警察署、同分署若くは警官派出所を焼き、火焰は高く天に沖して悲惨の狀言語に絶せり、翌六日に至たるも國民の激昂は尙止まず、七日に至り遂に戒嚴令を布かるるに至れり、此擾亂の爲に燒棄せられし警察署及び警官派出所は百四十一個所の多きに達し、而して又警官の爲めに斬られ重輕傷を蒙りしもの五百五十八名に達せり。

## 第二章 日清協約

### 第一節 協商開始

日露講和條約締結の結果として、我國は露國の經營に係る吉林以南の鐵道及撫順、煙臺の炭礦、遼東租借地等を收め得たりと雖も、滿洲は清國の領土にして、露國は單に其清國より收得したりし權利



を譲渡せりと云ふに過ぎざれば、我國は更に清國政府に對して承認せしめざるべからず、是に於てか時の外務大臣小村壽太郎は、卅八年十一月二日を以て遣清大使に任せられ、同六日、辦理公使佐藤愛磨、政務局長山座聞次郎、陸軍少將福島安正等を隨へて帝都を發し、同月十三日を以て漸く北京に着し、當時駐清公使たりし内田康哉と共に對清交渉の任に當れり、而して又清國政府に於ても、慶親王、袁世凱、瞿鴻禨を以て全權委員とし、我全權大使と相會して、折衝の任に當らしむ、此月十七日兩國全權委員は第一回の會見を爲し、先づ商議開始に關する準備的協議を爲し、本問題の進行中は嚴正に秘密を守るべきを約し、斯くて前後二十回の交渉を重ねて、十二月十八日に至り漸く談判終了し、翌十九日條約書の調製に従事し、廿二日假調印を了れり。

## 第二節 日清條約の發表

前後二十回の會見を重ねて漸くに議了せし條約は、三十九年一月六日に至り批准交換を了りて發表せられたり、而して該條約は僅かに三箇條より成り、露國より繼承せる日本國の權利を承認すと云へるに過ぎず。

### 本條約

第一條 清國政府は露國が日露講和條約第五條及第六條により日本國に對して爲したる一切の讓渡を承諾す

第二條 日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並に鐵道敷設に關する原條約に照し努めて遵行すべきことを承諾す將來何等案件の生じたる場合には隨時清國政府と協議の上之を定むべし

第三條 本條約は調印の日より效力を生ずべく且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下に於て之を批准せらるべし該批准書は本條約調印の日より二箇月以内に成るべく速に北京に於て之を交換すべし

### 附屬協約

第一條 清國政府は日露軍隊撤退の後成るべく速かに外國人の居住及貿易の爲め自ら進みて滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す

盛京省、鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門

吉林省、長春(寬城子) 吉林、哈爾濱、寧古塔、琿春、三姓

黑龍江省、齊齊哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の成るべく速かに撤退せられむことを切望する旨を言明したるに因り日本國政府は清國政府の希望に應せむことを欲し若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本國政府も同様に照辦すべきことを承諾す若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りたる時は日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし



第三條 日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は直ちに之を清國政府に通知すべく清國政府は日露講和條約追加約款に規定せる撤兵期限内と雖も既に上記の如く撤兵完了の通知を得たる各地方には自ら其の安寧秩序を維持する爲め必要の軍隊を派遣することを得るものとす日本國軍隊の未だ撤退せざる地方に於て若し土匪の村落を擾害することある時は清國地方官も亦相當の兵隊を派遣し之を勦捕することを得但し日本國軍隊屯地界より二十清里以内に侵入することを得ざるものとす

第四條 日本國政府は軍事上の必要により滿洲に於て占領又は收用せる清國公私財産は撤兵の際悉く清國官民に還附し又不用に歸するものは撤兵前と雖之を還附することを承諾す

第五條 清國政府は滿洲に於ける日本軍戦死者の墳墓及び忠魂碑所在地を完全に保護する爲め總て必要の處置を執るべきことを約す

第六條 清國政府は安東縣奉天間に敷設せる軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め引續き經營することを承諾す該鐵道は改良工事完成の日より起算し(但し軍隊送還の爲め遅延すべき期間十二箇月を除き二箇年を以て改良工事完成の期限とす)十五箇年を以て期限と爲し即ち光緒四十九年に至りて止む右期限に至らば双方に於て他國の評價人一名を選み該鐵道の各物件を評價せしめて清國に賣渡すべし其の賣渡前に在りて清國政府の軍隊並に兵器糧食を輸送する場合には東清鐵道條約に準據して取扱ふべく又該鐵道改良の方法に至つては日本國の經營擔當者に於て清國より特派する委員と切實に商議すべきものとす該鐵道に關する事務は東清鐵道條約に

準じ清國政府より委員を派し査察經理せしむべく又該鐵道に由り清國公私貨物を運搬する運賃に關しては別に詳細なる規程を設くべきものとす

第七條 日清兩國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務を規定せむが爲め成るべく速かに別約を締結すべし

第八條 清國政府は南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し各種の税金及釐金を免すべきことを承諾す

第九條 盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口及び通商場となすべく約定しあるも未だ開かれざる安東縣並に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すべし

第十條 清國政府は日清合同材木會社を設立し鴨綠江右岸地方に於て森林截伐に従事すること其の地區の廣狹年限の長短及び會社設立の方法並に合同經營に關する一切の章程は別に詳細なる約束を取極むべきことを承諾す日清兩國株主の利權は均等分配を期すべし

第十一條 滿韓國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふべきものとす

第十二條 日清兩國政府は本日調印したる條約及附屬協約の各條に記載せる一切の事項に關し相互に最優の待遇を與ふることを承諾す



## 第十篇 凱旋

### 第一章 艦隊の凱旋

#### 第一節 聯合艦隊の祖廟參拜

明治三十七年二月六日我皇帝陛下は露の横暴を激怒し玉ひ、戰を宣し醜敵討滅の詔勅下るや、時の海軍中將東郷平八郎は幾百の艦隊を引率し、船艦相脚みて佐世保を出で同八日旅順港外に其の砲蓋を開きてより、時に強襲を行ひて堅艦を碎き、或は港口を閉塞し、敵をして囊中の鼠族たらしめ、或は遠く誘致して猛撃を加へ、運籌妙を極め擒縦自在にして遂に同年十一月を以て、第一東洋艦隊を殲滅せしめ、更に第二、第三の兩艦隊の來航を待ちて之を粉碎し、又起つ能はざるに至らしむ、蓋し曠古稀觀の偉雄事なり。

抑も這般の交戦に於ける海軍の策動は、其關係する所頗る渾大にして、唯に戦局上の勝敗に關するのみならず、實に我邦の經濟上の浮沈を左右するものたりしなり、即ち我海軍が尤も敏捷に且つ勇悍なる行動に出で、能く機先を制して敵の手足を縛し、復た出るに所なきに至らしめしが故に、海上權は全く我が手裡に歸し、運輸交通上何等の支障を受くるなく、軍需品の輸送より内外貿易に至るまで圓轉として思ふべきものなく、爲めに我が經濟上に多大なる利便を與へたり、若し我が海軍にして一步を誤まりたらんには其の打撃は如何なりしか、纔に浦港艦隊の出動を以つてすら、我海上に一大

恐慌を來たせし例より推考すれば、戰は決して爲すべからざりしや明かなり、遼陽、沙河、奉天の戦の如き大戦闘に於て、我陸軍が能く驍名を恣まゝにするを得たるものは、洵に其慄悍にして猛勇なりしに依ると雖、而も作戰計畫をして一毫の誤りを生せしめざりし所以のものは、又運輸交通の違算なかりしに依るものにして、海軍の功業の偉大なる殆ど言語に絶せり。

此偉勳を奏せる我聯合艦隊は、威名赫々たる東郷大將以下の各勇將に率ゐられ、先づ伊勢の大廟を拜し神恩を奉謝せんとし、東郷大將は旗艦敷島に、上村第二艦隊司令長官は出雲艦に坐乗し、富士、朝日、常盤、淺間及千早の各艦を引率して、明治三十八年十月十三日伊勢灣に投錨し、翌十四日出羽第四艦隊司令官は滿洲丸に坐乗し、龍田、熊野丸の二艦を引率し來り、片岡第三艦隊司令長官亦此日、八雲艦に坐乗し、日進、春日の二艦を率ゐて青森を出航し、十五日午後一時三十分來着して各艦隊に合し、十六日東郷大將始め各艦隊將士は陸續として津市に上陸し、市民の熱誠なる歓迎を受け、翌十八日午前八時一行は神宮に參拜し、東郷大將は西御門より玉串を捧げ、脱帽最敬禮を表し、次で上村、片岡の兩長官の參拜あり、以下順次禮拜を了りて華陽祭主宮殿下に拜謁し、午後三時歸艦し、各艦隊兵員は吉松敷島艦長指揮の下に敷島乗組兵員を先頭とし、午前八時五分より上陸參拜せり。

愆くて聯合艦隊は十九日午後三時旗艦敷島を先頭とし富士、朝日之に次ぎ、尙上村第二艦隊、片岡第三艦隊、出羽第四艦隊等順次相續で伊勢灣を辭して東航し、二十日先着せし瓜生戦隊と共に横須賀港外に碇泊せり。

絶大の偉勳を奏し驍名赫々として中外に輝ける東郷大將は、上村中將以下の各幕僚を隨へ、二十二

東郷大將の  
大廟參拜



日湧くが如き歡呼に迎へられて新橋停車場に着し、懸轡整然宮城に向ひ、正門より參内し、井上侍從武官の先導にて千種の間に於て拜謁仰付けられ、大將は海戦の経過を奏上せり。

奉告

客歲二月上旬聯合艦隊が大命を奉じて出征したる以來茲に一年有半、其の間海陸の交戦皇軍勝利を獲ざることなく今日復び和平の秋に遇ひ臣等犬馬の勞を了へて大譙の下に凱旋するを得たり、是れ一つに

大元帥陛下御威徳の然らしむるものにして、臣等の終始感激措く能はざる所なり

初め聯合艦隊の海上に第一期作戦を開始するや、臣は大命に基き、海陸の形勢と陸戦の方向を考察し、敵艦隊の主力を旅順方面に拘束し之をして浦鹽の要地に據らしめざるを以て戦略の主旨とし、先づ旅順仁川に敵を迅撃し更に數次の攻撃を重ね以て漸次に其勢力を減殺し、又屢々冒險なる敵港の閉塞及び敵前の水雷沈没等を試み以て敵の出勤範圍を縮小するに力め、尙麾下艦隊の一部を常に朝鮮海峡に駐めて海上の要害を扼し以て浦鹽の敵を監視すると同時に、旅順の敵に對する第二戦線たらしめたり。此の作戦の前期中敵は終始地利に據りて退嬰を事とし、我軍連續の攻撃も容易に其の成果を收むる能はざりしが、八月中旬敵艦隊主力の旅順より浦鹽に逃れんとするに及び、黃海及び蔚山沖の海戦を見るに至れり期せずして全く敵の戦略的企圖を摧破し我作戦目的の過半を達成するを得たり、其後陸戦漸く歩武を進め旅順の背面に對する我攻圍軍の不撓の迫撃は海上に於る耐久の封鎖と相須て遂に敵艦隊の主力を其要塞の下に殲滅するに至れり、惟ふに此期の作戦は戦勢の自然

に伴ひて、漸進微功を積み攻撃戦約十箇月に亘り、我將卒の心力を傾注し智勇を發揮したること本戦役中に冠絶し、忠死の士殉難の艦亦少からざりしと雖も、戦局の大勢は茲に初て定り、爾後日本海に於る決勝の機運も此間に萌芽したるを覺ふ

今春年改まると共に第二期の作戦に移り、我艦隊は更に兵力を整頓して敵の第二艦隊に備へ、傍ら露領沿海州を包鎖して敵國軍資の輸入を遮斷し時に支隊を南洋に分遣して敵の航通を威嚇するに勉め、其間對馬津輕宗谷國後等の諸水道附近に於て捕獲したる船舶三十餘隻を算す、初夏五月に入り敵の第二艦隊近海に出現するに及びて、豫め我全力を朝鮮海峡に集中し、逸を以つて勢に乗ずるの策を執りしが、我將卒の勇敢なる動作は神明の加護に由り若々其功を奏し、日本海海戦の一舉敵影を海上より掃蕩し以て此期の作戦を終結するを得たり

爾來海洋は名實共に我艦隊の制壓に歸し作戦第三期に入りしも、負擔の任務は大に輕減し或は陸軍と與に樺太の攻略に従事し、殆ど一兵を損せずして協同の任務を果し或は時々北韓方面に作動して敵を脅威し且つ依然露領の包鎖を續行して休戦和復の終局に至る迄確實に之を維持せり

之を要するに聯合艦隊の作戦は、其第一期に於いて戦勢を定め、第二期に移りて戦勝を決し、第三期に入りて戦果を收めんとしたるものにして、其の間緩急難易の差異ありしと雖も全局に亘る一貫の攻戦は其始より順當に經過し終に今日あるを見るに到れり、今や凱旋して東京灣に集合せる帝國艦船大小百七十餘隻固より戦役に亡失したるものありと雖も更に戦利として獲得したるものを加へ尙能く戦前に劣らざる武力を併有するを得たるは臣等の誠に光榮とする所なり終りに臨み臣は聯合



艦隊は滿韓に於る陸戦の效果に依り、其餘利を蒙りたることも少からず、又海軍大小諸機關の整備活動其他諸官衙の支助協力に依り海上の作戰遺憾無く進歩したることを感喜す、茲に謹で海上作戦の経過を奉告し、大命に對する責務の結了を奏聞す

と、大將の奉告し終るや大元帥陛下は優渥なる勅語を賜はりたり。

卿が統督する聯合艦隊の能く萬難を排して空前の偉功を奏したるは齊しく瞻望する所なり

朕今卿より親しく其戦況を聴き將卒の忠烈を懐ふこと更に深し卿等其れ自重せよ

恁て大將以下幕僚は東溜間に於て酒饌を賜はりし後、午後零時二十五分退出せり。

### 第二節 凱旋觀艦式

明治三十八年十月二十三日、我聯合艦隊は絶倫の偉功を奏して都門に凱旋せしを以つて、大元帥陛下は茲に第四回觀艦式を舉行させ玉ふ此の日船舶悉く滿艦飾を爲し、旗艦敷島は第一列の先頭に立ち富士、朝日、出雲、常盤、見島、沖島及び丹後の各艦之に續き第二列に千早、笠置、高雄、姉川丸の各艦を、第三列に摩耶級の砲艦を先頭に吹雪、有明の各艦を、第四列に東雲以下二等驅逐艦及び一等水雷艇を第五、第六の兩列に二等水雷艇を、第三の前面には假裝巡洋艦滿洲丸、八幡丸、臺中丸、の三艦順次横列に、尙ほ其前面には、臺中、豊橋の二艦を、其南方に五隻の潜航艇を並列し、第六列の後面には西京丸、神戸丸、小倉丸、松山丸等の各病院船を始めとし、各特務船を置き、而して第一列の後面には、我同盟國たる英國艦隊威儀を正して陪觀し、盛風堂々都灣を壓せり、此日大元帥陛下

艦隊の配列

には御親閱の爲め、有栖川宮、伏見宮、閑院宮、山階宮、北白川宮等の各殿下を隨へ、午前九時三十分には横濱停車場に若御あらせられければ、旗艦敷島よりは皇禮砲を發し、次で同盟國軍艦よりも禮砲を發し砲聲殷々として天地を震撼せり。

大元帥陛下には淺間に御乗艦あらせられ、八重山艦を先頭に龍田、千早、滿洲丸の供奉艦を隨へさせられ、御召艦は六節の速力を以て進航し始めたり、此時各艦は登舷禮式を舉行して陛下を奉迎し、午前十時廿分參列艦艇より一齊に二十一發の皇禮砲を發せり、尙御召艦は各艦列の間を潜りて敷島の前面に投鐘し、茲に觀艦の式を了らせ玉ひ優渥なる勅語を賜ひたり。

朕親しく凱旋の海軍を閲し、其軍容整齊士氣大に振ふを觀太だ之を憚ふ、汝等倍々奮勵して帝國海軍の名譽を發揚せよ

### 第三節 海軍大歡迎會

渾大雄偉の功業を成就し、國家を磐石の安きに置ける東郷大將以下の勞を犒らはんとし、東京市民は十月廿四日を以て上野公園に大歡迎會を開けり、此日朝來曇天なりしも午前十時頃に到りて漸く晴れ、市の沿道には男女老弱堵をなして、大將一行の到着を待てり、恁て一行は同十時新橋停車場に着し歡迎員に伴はれて上野歡迎場に着すれば、萬歳の聲は東臺を壓して枯葉爲に空に飛べり、恁て大將は床几に倚り、古式に則りて饗膳の式を了へ、市長尾崎行雄は大將の面前に起立して歡迎の辭を朗讀せり。



我國邊に隣邦と事端を開くや、深く天命の存する所、人心の嚮ふ所を恃むと雖も、渠が積威の厚きを憑み天堦の險に據り洪波の勢に乗するを見ては亦私かに危虞する所なきを得ず、此時に方りて閣下首として戎行を啓き機先を制し渠の巨艦を覆して以て鯨鯢を封じ渠の險要に迫りて雷霆の威を示し渠をして膽落ち氣沮み、謀違ひ略敗れしめ、大局此に決し我國民をして毅然として固志あらしむ、既にして渠其蹶に懲りて其帥を更へ其盛名によりて衆心を鼓作するや、健闘善く勉む、此時に當りて閣下亦入りては密勿謀略を定め、出ては身を風雪に曝露し制勝の算變に應じて窮りなく、持重審慎終に渠の東洋艦隊を殄滅し其陸軍をして孤行獨戰するの已むべからざるに至らしむ、既にして渠が更に國を擧つて船艦を盡し懸軍萬馬の遠征を起すや勁驍新銳の氣を以て百戰疲弊の後を衝かんとする者にして列國咸な以て我興亡の大機繋りて此にありとなし、情偽百端中外の人心を昏迷せしむ、閣下即ち獨見の斷衆と慮を斷ち是を撃つこと駭鯨の細網を決するが如く、朝に戰ひて暮に捷ち、仆山摧嶽織芥を遺さず旂旋煌々船艦將々國家を大岳の安さに置き國威を萬里の外に伸ぶ是れ閣下が國家に大造ある所以にして、元功偉烈古を震ひ今を鏢し隆器大名誕び中外に聳ゆ、是を以て吾儕風采を想望して欣慕に堪へず、茲に閣下凱旋に際し閣下を迎へて其勞績を謝し盛勳を嘆美するの意を彰明す禮は薄しと雖も志は即ち厚し閣下幸に吾儕の心を酌めよ

明治三十八年十月廿四日

東京市長 尾崎行雄

と朗讀し了りて尾崎市長發聲にて、天皇陛下萬歳を三唱し、次で聯合艦隊萬歳、東郷大將萬歳を

和唱せり、茲に於てか東郷大將は、床几を離れ群衆に會釋し、會衆歡呼の間に式を了れり。

## 第二章 陸軍の凱旋

### 第一節 大山元帥凱旋

我滿洲軍總司令部は、明治三十七年七月七日討露の重任を擔ひて征途に就き、爾來連戰連捷、遂に能く敵を開原、昌圖以北に驅逐し威名隆々一世を蓋ひし、大山元帥は召還の命を拜して、明治三十八年十一月二十五日奉天を出發し、十二月七日帝都に凱旋せり。

此日午前十時三十一分、天地に轟く禮砲と共に元帥は兒玉參謀長以下の幕僚を隨へ、新橋停車場に着し、直に皇居に馳せ參じ 大元帥陛下に拜謁を賜はり、謹みて出征以來の戰鬪經過を奏上せり。

客歲六月滿洲軍總司令官たるの 大命を奉じ、爾來遼陽に敵の戰略要地を奪ひ、沙河に其南進の銳鋒を挫き、旅順に堅城を陥れ、黑溝臺に敵の大企圖を摧き、奉天に大軍を撃碎し其他大小戰數十回一として戰捷を博せざる無く以て開戰當初の目的を達するを得たるは偏に 陛下の御稜威と將卒の忠勇に依らずんばならず、尙ほ國民の忠勇なる後援は有形無形上將卒の士氣を鼓舞し海軍の偉大なる戰捷は沿海の作戰に大なる効果を及ぼし殊に軍の大動脈たる海上の連絡を鞏固にし、内外當局官憲の熱誠なる努力は中外の事情を明瞭にし諸般の補給を確實にし衛生の効果を全ふし以つて作戰の指導に一大援助を與へたり是れ臣等の常に感喜する所なり而して生命を犠牲に供したる幾多將卒の爲めには哀悼の情を禁する能はず今や平和克復し關外の任全く畢り



天顔に咫尺するの光榮を得感激の至りに堪へず  
各軍に於ける作戰の概況は其凱旋に應じ當該軍司令官をして奏上せしむ  
右謹で復命以聞す。

明治三十八年十二月

滿洲軍總司令官公儀 大 山 巖

元帥の復命するや 大元帥陛下には種々御下問あらせられ且優渥なる勅語を賜りたり。

### 第二節 黒木軍の凱旋

黒木軍の第一軍は近衛、第二及び第十二の三個師團より就り、旗鼓堂々として大同江を溯り疾風の如く敵を撃攘して前進し、鴨綠江の大敵を撃破し次で遼東脊髓山脈を踏破し、遼陽に、沙河に、奉天に、鐵嶺に、一として其戦闘に参列せざるはなく、毎に敵を震撼せしめたるが日露兩國の和就るに及び、大將は久邇宮殿下を始め奉り司令部諸將校と共に十二月九日凱旋し直に闕下に伏して戦況の復命を爲せり。

臣 爲 楨

闕外の重任を辱ふし帝國陸軍の先頭として大同江口に上陸したる以來茲に二十有餘月其の間韓國に滿洲に常に地形險難、人煙稀少の地域に行動し雄大強勇なる敵に對し大小五十餘戰 臣等の不敏を以

てして幸に陛下の重寄に對し甚だしき過失なく茲に犬馬の勞を畢へ大難の下に凱旋し戦況を伏奏するに至れるは是れ偏に 陛下の御稜威と御歴代列聖の冥助との然らしめしものにして 臣等の感激措く能はざる所なり

全戦役間に於て 臣等が能く其任務を達成し得たるは上級統帥部の籌畫指導、陸海友軍の協力援助、後方勤務機關の勉勵、官民舉國一致の後援等に負ふ所のもの亦多大なりとす

茲に大命に對する任務の結了を奏聞するに當り 陛下の忠勇なる幾多將卒を戦場に喪ひ今日與に此の盛典を拜するを得ざるは 臣爲楨の特に恐懼痛痕に堪へざる所なり誠恐誠惶謹で奏す

大將の復命終るや大元帥陛下には左の優渥なる勅語を賜ひたり。

卿第一軍を指麾し開戦第一に大敵を鴨綠江口に破りし以來各地の戦闘咸く偉功を奏し克く其軍の任務を達し洵に朕が望に副へり朕今親しく作戰の經過を聽き更に卿の勳績と將卒の忠勇を嘉す

### 第三節 奥軍の凱旋

奥第二軍司令部は始め第三、第四、第六の三師團を以て編制せられ、三十七年五月五日を以て鹽大澳に上陸し、神速機敏の動作を以て普蘭店を占領し、南山の敵を撃退し次で得利寺に於て敵の武力を殲滅し、或は黑溝臺附近の會戦に敵の騎隊を撃滅し、奉天の會戦に偉功を奏せしが兩國の平和克復と共に明治三十九年一月十二日を以て帝都に凱旋せり。

恁て一行は午前十一時参内し、岡澤侍從武官長の先導にて表御座所に進み拜謁を玉ひ、大將は恭や



しく戦況を奏上せり。

壘に 詔を奉じ第二軍を統率して征途に就き海軍の協力に依り敵に近き遼東の一角に上陸し直に敵の南北交通を絶ち進んで南山の壘を抜き旅順要塞をして孤立せしめ更に北して南下の敵を得利寺に邀撃し尋で大石橋の敵を撃攘して營口を占領し之より遼陽、沙河、黒溝壘、奉天の諸會戦に參與して勝を制することを得たり是れ上級指揮官の指導宜きを得、友軍の協同機に合し軍の諸機關克く其責を盡し部下の將卒臣が命に服し死力を竭して報效の誠を致し加之忠愛なる國民の後援久よして益々熾んなりしに依ると雖も深く其由つて來たる所を察すれば一として

陛下御稜威の致す所に非ざるはなし今や干戈の事全く歇み凱旋を闕下に獻じて 天顏に咫尺することを得たり 天恩優渥臣感激の至りに堪へず

#### 第四節 乃木軍凱旋

乃木將軍の第三軍は第一、第九、第十一の三個師團及後備歩兵第一旅團、同第十一旅團より就り、難攻不落を以て稱せられし旅順を攻圍し、卅八年一月元旦を以て遂に之を陥れ、次で北方に邁進して前面の敵を震憾せしめ、絶大の偉功を樹て明治三十九年一月十四日を以て漸く大壘下に凱旋し午前十一時參内し、岡澤侍從武官長の先導にて表御座に於て 大元帥陛下に拜謁仰付られ直に戦闘の經過を復命せり。

明治三十七年五月第三軍司令官たる大命を拜し旅順要塞の攻略に任じ六月劔山を抜き七月敵の逆襲

を撃退し次で其前進陣地を攻陥し鳳凰山及于大山の線に進み以て敵を本防禦線内に壓迫し我海軍の有力なる協同動作と相須つて旅順要塞の攻圍を確實にせり八月大孤山及び高崎山等を陥れ次で強襲を行ひ東西盤龍山の二壘を奪ひ爾後正攻を以て攻撃を續行し逐次要塞に肉薄し十一月下旬より十二月上旬に亘り二百三高地を力攻し遂に之を奪取し港内に蟄伏せる敵艦を撃沈せり既にして攻撃作業の進捗に伴ひ其正面の三永久堡壘を占領し直に望臺附近一帯の高地に進出し將に要塞内部に突入せんとするに當り三十八年一月一日敵將降を請ひ茲に攻城作戦の終局を告げたり

時に北方に於ける彼我兩軍の首力は沙河附近に相對し戰機正に熟し軍の北進を待つこと急なり因て一月中旬行進を起し二月下旬遼陽平野に集中し直に運動を開始して奉天附近の會戦に參與し全軍の最左翼に在つて繞圍運動を行ひ逐次敵の右翼を撃破し奉天西北方に邁進して其退路に逼り連戦十餘日尙敵を追躡して心臺子石佛寺の綜に達し一部を進めて昌圖及金家屯附近を占領せしめたり

五月各軍と相連りて金家屯、康平の線を占め尋で敵騎大集團我左側背に來襲せしも之を驅逐し茲に軍隊の整備を終り戰機の熟するを待ちしが九月中旬休戦の命を拜するに至れり之を要するに本軍の作戦目的を達するを得たるは

陛下の御稜威と上級統帥部の指導並に友軍の協力とに頼る而して作戦十六ヶ月間我將卒の常に勁敵と健闘し忠勇義烈死を觀ること歸るが如く彈に斃れ劍に殞る者 陛下の萬歳を喚呼し欣然として瞑目したるは臣之を伏奏せざらんと欲するも能はず然るに斯の如き忠勇の將卒を以てして旅順の攻城には半歳の長日月を要し多大の犠牲を供し奉天附近の會戦には〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇退路遮斷の任



務を全ふするに至らず又敵騎兵大集團の我左側背に行動するに當り之を擊碎するの好機を獲らざりしは臣が終世の遺憾にして恐懼措く能はざる所なり

今や闕下に凱旋し戦況を伏奏するの寵遇を荷ひ恭しく部下將卒と共に 天恩の優渥なるを拜し願みて戦死病歿者に此光榮を分つ能はざるを傷む爰に作戰經過概要死傷一覽表並に給養及衛生一般等を具し謹で復命す

### 第五節 野津軍の凱旋

野津將軍の第四軍は第十、第五兩師團及其他諸部隊を引率し、明治三十七年五月十九日午前六時大孤山に上陸し、龍攘虎擊の勢を以て前進し、遼陽城第一の殊勳を奏し、尋で沙河に奮闘し、奉天の戦鬪に敵をして支離滅裂の境に陥らしめ、續で鐵嶺を抜き開原、昌圖を占領せしが兩國の和就り、明治三十九年一月十七日午前十時帝都に凱旋し、直ちに參内して左の復命を爲したり。

臣 道 貫

大命を奉じ大孤山の一角に上陸し獨立第十師團の任務を繼襲して第四軍を統率せし以來柞木城を攻略して第一、第二軍間の連繫を鞏固にし遼陽南面の堅壘を陥れて敵を太子河の右岸に壓迫し沙河會戦に於ては敵を三塊石山に擊破して西溝山、勝山間の一帯の高地を奪取し奉天會戦に方りては先づ漢城堡を抜き次で渾河堡及其北方より七間房に亘る渾河右岸の敵陣を突破して奉天を東北方より包圍し當面の敵軍をして殆ど殲滅に歸せしめたり

懸軍深く朔北の野に入り征役幾ど二裘葛に亘りしと雖旺勃たる士氣は一難を経る毎に一倍し來り陣中衛生の如きは有史以來未曾有の好果を收め得たる 臣道貫の之を以て本大戰役に於る一方の統帥に任じ甚しき過失なきを得たる所以のものは之れ全く、 陛下の聖旨を體して高級統帥の指導周到なりしと各部團隊の畫策指導其宜きを得たるの致す處にして國民後援の力亦與て多きに居るものたることを感銘す

軍は屢々敵の中堅に衝突し戦勝は多大の犠牲を以て之を購ひ得たる場合多く爲めに、 陛下の忠良を矢石の間に失ふこと多かりしは臣の夙夜恐懼措く能はざる處なり今や軍司令部の凱旋に際し、天顏に咫尺して作戰の經過を奏上するの光榮を荷ひ感泣の至りに堪へず茲に作戰經由、衛生の概況、通信綱目並に兵站設置圖の別冊を具し誠恐誠惶謹で復命す

### 第六節 川村軍凱旋

川村將軍の鴨綠江軍は敵の背後に迂回して其退路を遮斷すべき大任を帯び三十八年二月下旬清河城を陥れ、三月八日の馬群丹地塔を占領し、撫順を抜き尙前進して、南山城子、澗甸子、通化の一帯の地に於て間斷なく敵と衝突を爲し、更に進前して一大決戦を爲さんとし密かに準備せしが、九月十六日總司令部より休戦の命下りしを以て戦鬪を停止し明治三十九年一月二十日午前十時大懸下に凱旋し直に戦況を奏上せり。

乏を鴨綠江軍司令官の榮職に承け客歲一月闕下を拜辭し戦地に赴きたる以來常に道路險惡給養不便



なる滿洲東部の山地に行動し清河城、地塔、馬群丹、撫順、五鳳樓及英額城等各地の戦闘に於て悉く勝利を博し軍の任務を達成することを得たるは上級統帥部の畫策指導宜を得たると友軍の協力各機關の奮勵將卒の忠勇並に國民後援等の致す所なりと雖皆偏に

陛下の御稜威に由らずんばあらず是れ 臣等の感激措く能はざる所なり

今や平和克復し 臣等凱旋の榮譽を荷ひ今日 天顏に咫尺するの寵榮を辱うするに當り幾多忠勇なる戦役諸將卒と此光榮を共にするを得ざるは 臣景明の恐懼且つ遺憾に堪へざる所なり

此に別紙作戦概況人馬一覽表、衛生、給養及兵站設備概況書を具し謹で奏上す

是より先原口將軍の樺太軍は猛進突撃遂に敵をして降伏せしめ百戦功就りて、九月廿九日を以て凱旋し、三好將軍の北韓軍亦た他の諸軍と共に十月八日歸還の途に上り十一月四日漸く帝都に凱旋を奏し、今や全軍の將士爰に全く歸來りて、戦袍を脱して故山の月に親しみ、更に既往の經驗に鑑み、益益修理を積み、國家を泰山の安きに置かんとす、我邦の將來亦た一富岳と共に長へに變はる所なけん。

### 第七節 凱旋陸軍觀兵式

明治三十九年四月三十日 大元帥陛下には青山練兵場に於て凱旋陸軍大觀兵式を舉行し賜ふ、洵に是れ曠古無前の盛典なり。

而して此日に於ける各隊の配列は玉座の前面なる第一列には、近衛及第一師團歩兵、第二、第四、

第五、第七、第八、第十、第十一、第十二師團の代表隊及び第十三、第十六師團長、樺太守備軍司令官以下幕僚等順次並列し、第二列には後備歩兵聯隊軍旗隊、騎兵聯隊代表隊砲兵代表隊、近衛工兵大隊、工兵第一大隊工兵代表隊、輜重兵代表隊、鐵道大隊電信教導大隊要塞砲兵聯隊代表隊、近衛騎兵聯隊、騎兵第十三聯隊、騎兵第十四聯隊、騎兵第二旅團等を配置し、第三列に近衛砲兵聯隊、野戰砲兵第一旅團、同第一聯隊、同第二旅團、近衛輜重兵大隊、輜重兵第一大隊を整理せしめたり。

愆くて大元帥陛下は午前八時三十五分、皇太子殿下を始め各皇族殿下以下の供奉を隨へ鹵簿肅々として、同九時二十五分青山式場に着御あらせられければ、諸隊總指揮官大山元帥及兒玉參謀總長は、風釐の前面六歩に進みて刀禮を行ひ、團隊長以下出場者の總人員を奏上し終り 陛下は山縣元帥、寺內陸軍大臣、黒木、奥、乃木、野津、川村各大將を始め、大島關東總督、長谷川韓國駐劄軍司令官、福島參謀次長、岡參謀本部總務部長以下の各將官、英國公使館附武官ヒューム中佐等を隨へ、各軍司令部及近衛歩兵第一旅團の右翼第一聯隊より順次親閲し玉へり。

是に於て西島第二師團代表隊の分列を終り、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十一、第十二の各師團其他參列諸隊の分列式を畢り十一時四十五分 大元帥陛下は玉座に入御あらせられ、伊藤統監、山縣元帥、松方其他の樞密顧問官、各大臣、大臣待遇一同に謁を賜はり、終つて大山諸兵指揮官、兒玉參謀長以下各司官各幕僚は玉座に對し正列するや、大元帥陛下には岡澤侍從武官長の御先導にて約三十歩を進めさせ給ひ優渥なる勅語を賜ひたり。

朕茲に凱旋軍を集合して親しく觀兵式を舉げ軍紀大に振ひ隊伍克く整ふを認め朕深く之を憐ぶ汝等



益々奮勵し以て帝國陸軍の發達進歩を期せよ

是に於て大山元帥は恭しく左の奉答を爲せり

陛下茲に凱旋軍を親閱あらせられ特に優渥なる勅語を賜ふ臣等感激の至りに堪へず益々奮勵努力以て聖旨に副ひ奉らんことを期す臣等凱旋軍を代表し謹で奉答す

斯の如くにして出征せる我海陸軍人は、今や錦を故國に飾り熱狂せる國民の歡呼と共に、偉勳は愈愈高く、國威は益々八紘に輝き隆名赫々として皇運是れ鞏し、抑々是れ何が爲ぞ。

顧みて開戦の當初を考察すれば、露西亞討つべしとは洵に國民の輿論なりしなり、而も是は露の横暴を怒りて然りしものにして、靜かに大勢の上より考ふれば、其領土に於て人口に於て將た兵力に於て彼は我に數十倍し、殊に其陸軍はナポレオンの勇略を以てして尙ほ且つ勝つ能はず、所謂北方の怪物として震慄せしめ、列國は常に其鼻息を窺ふて事を爲し、陰に歐羅巴に於ける外交上の覇權を掌握せり、我國民如何に慄慄なりと雖も、輒く此強敵を撃破し得べきものならんや、殊に本邦人は清韓兩國の外背て外國と戦ひし先例なきを以つて、其勇武も未だ世界的標準を確定する能はず、故に開戦前に在つては自他共に其結果を疑へり、而も其能く之を撃破して連戦連勝の榮譽を恣まゝにし、就中海戰に於ては少なくとも今後十年間は復び起つ能たはざるに至らしめしは、寧ろ其意外なりしに驚かざるべからず、然れども是は勝つべきの因ありしに由るものにして決して僥倖事にあらざるや明かなり、戦勝の因とは何ぞ、兵器か、曰く否兵器は彼却つて我に優れり、訓練か、曰く否、地理か、曰く否、敵將怯なりしか、兵弱かりしか、曰く共に然らず、唯我の彼に優越せるものは、二千五百年來訓練せし國

家的觀念の發動にあり、國家の爲めには子を殺して悼まず、夫を亡ふて妻泣かず、自ら敵彈に觸るゝも莞爾として痛苦を覺えず、故に一朝事あれば、舉國一致國の爲めに殉せんとす、是れ實に本邦人の特獨の資性たり、洋の東西世の古今を通じて愛國の文字は存せり、而も未だ本邦人の所謂愛國を意味するものなし、此の心は洵に日本國民の神髓にして、大和民族の花なり、此心にして存せんには、百の露西亞も恐るゝに足ず、國礎は地球の運命と共に長へならんとす。

## 日露戰役錄終



明治卅九年七月廿八日初版印刷  
 明治卅九年七月卅一日初版發行  
 明治卅九年八月十日再版發行



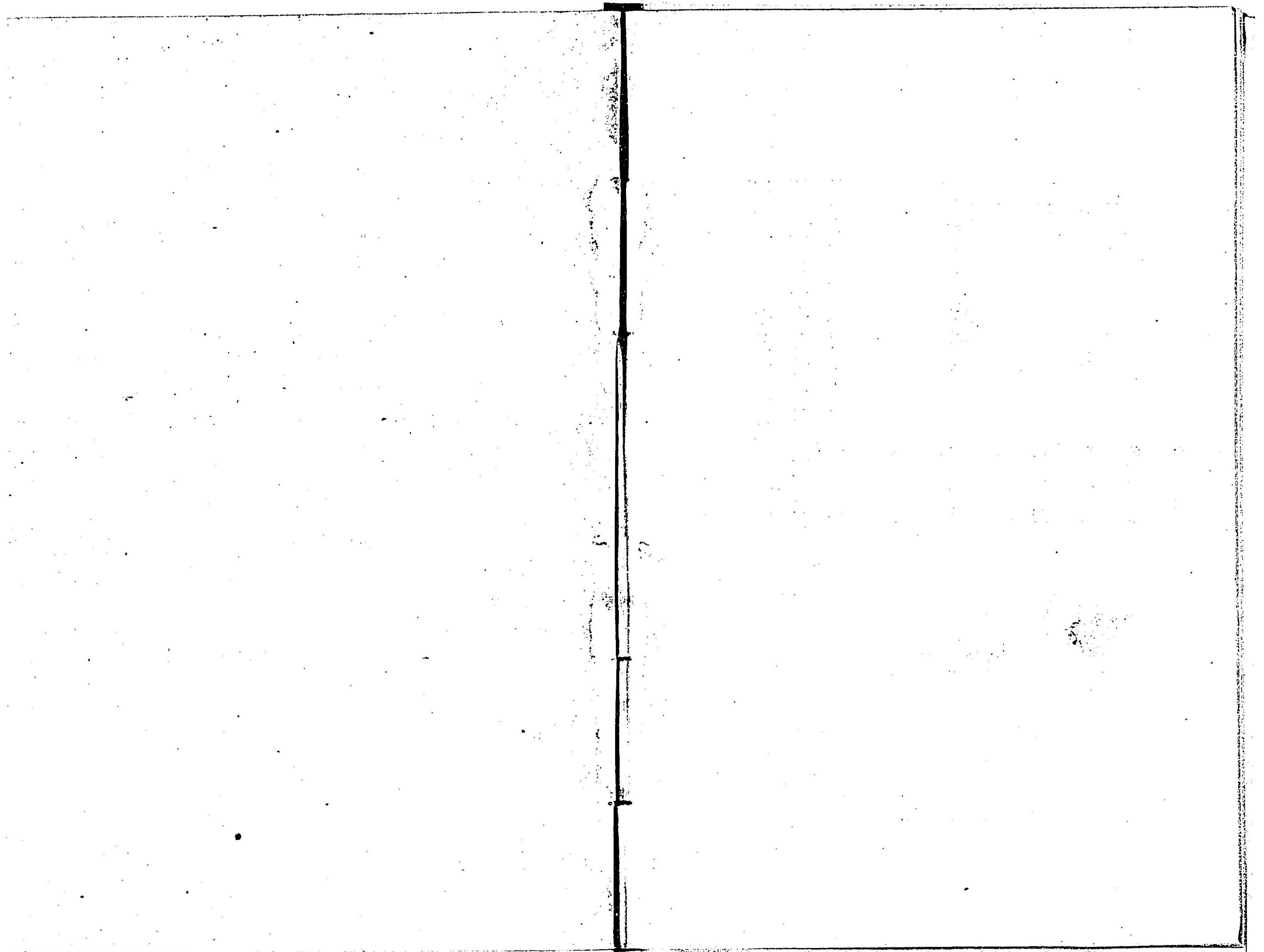
著者  
 發行者  
 印刷者  
 印刷所  
 發行所  
 特約販賣店  
 大販賣所

製上

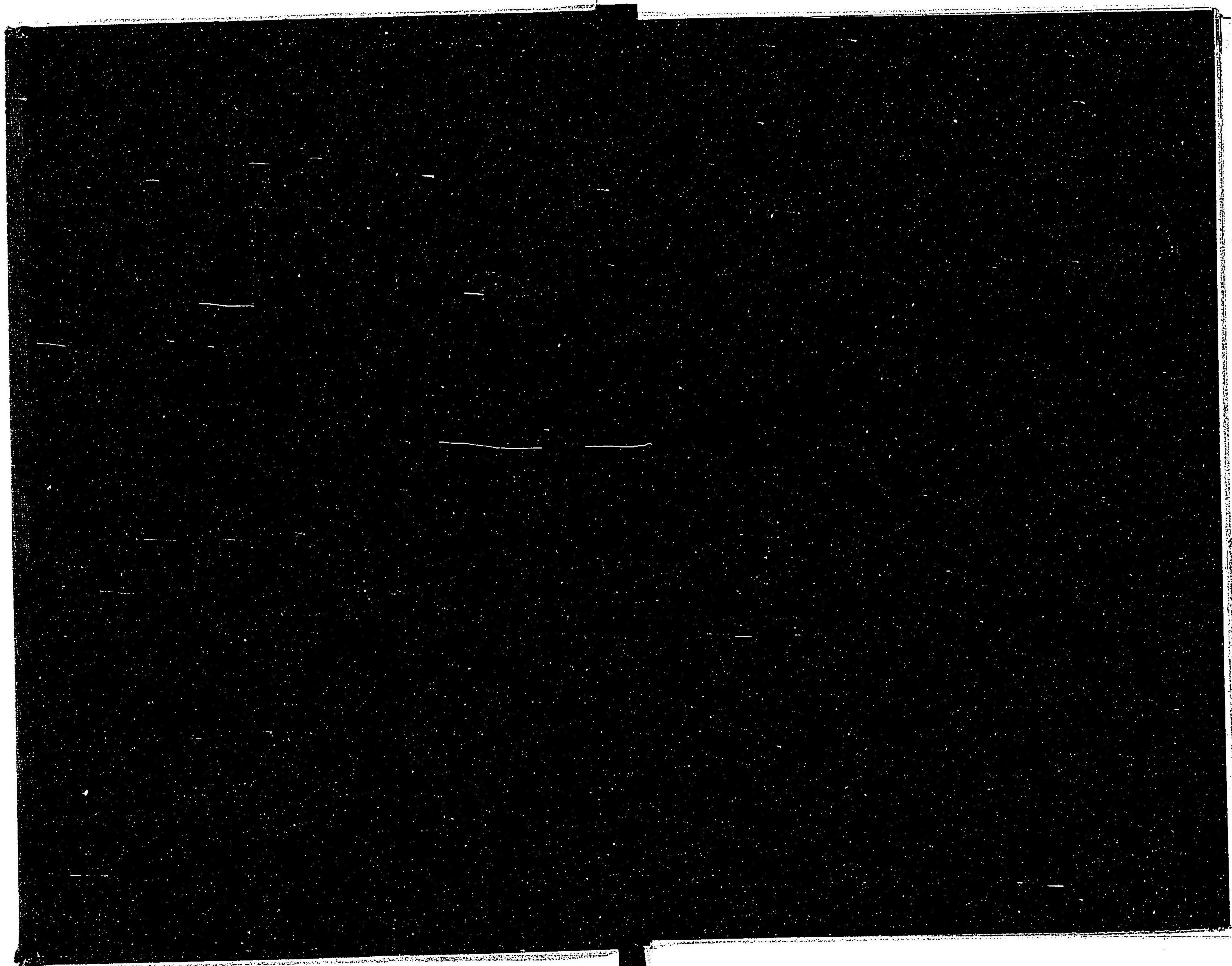
|    |    |     |
|----|----|-----|
| 定價 | 並製 | 壹圓  |
| 上製 | 壹圓 | 參拾錢 |
| 特製 | 貳圓 | 五拾錢 |

高橋壯昂  
 東京市京橋區尾張町新地十五番地  
 千葉義胤  
 東京市下谷區東黑門町二十一番地  
 中野鐺太郎  
 東京市京橋區築地三丁目十五番地  
 帝國印刷株式會社  
 東京市下谷區東黑門町二十一番地  
 成美商會出版部  
 東京市淺草區茅町二丁目五番地  
 須原屋書店  
 東京市神田區神保町三番地  
 東京堂

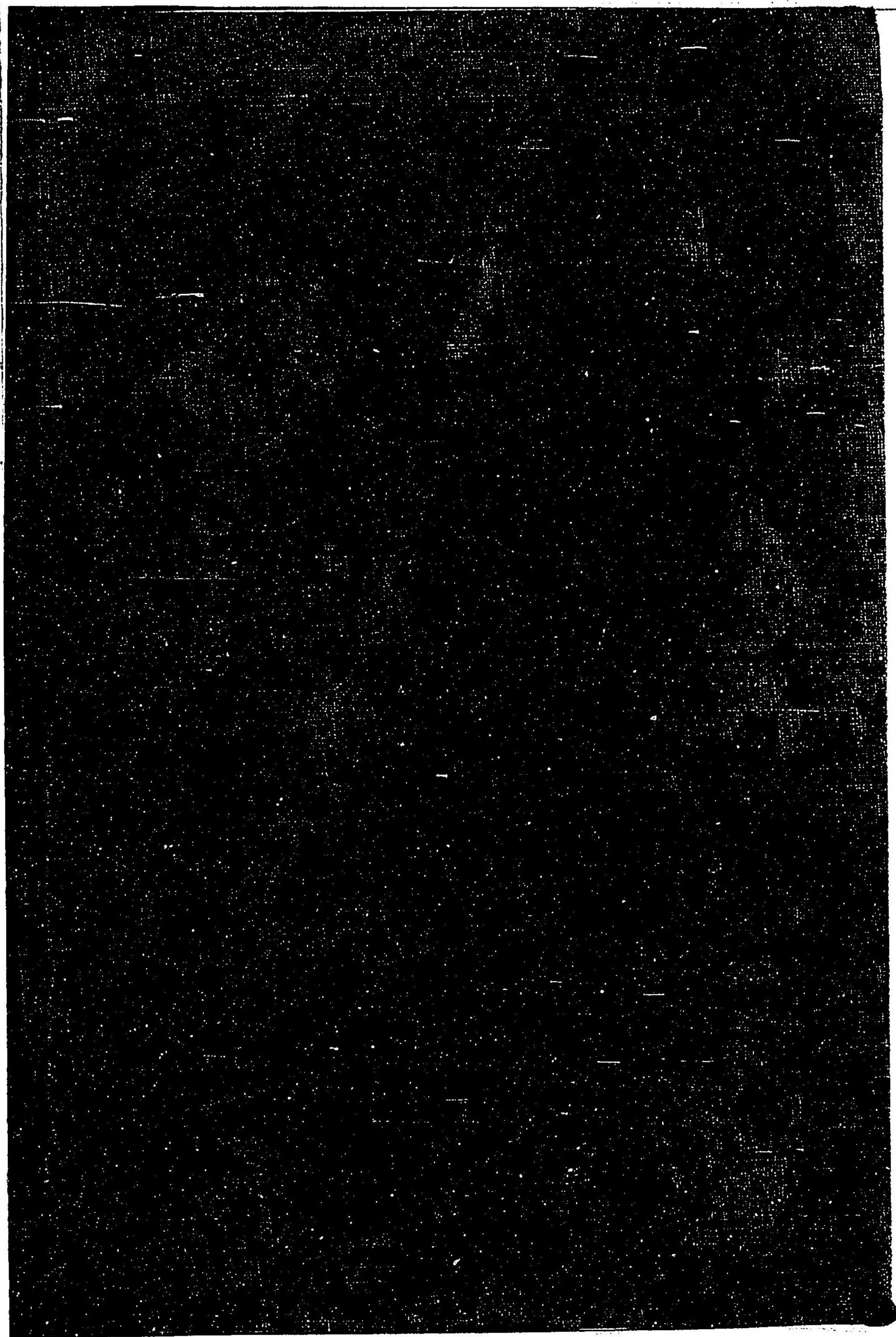














002852-000-5

特20-738

日露戦役録

高橋 壮昂/著

M39

ACB-6368





